

砥 部 町 議 会
平成 2 0 年 第 3 回 定 例 会
会 議 録

平成20年第3回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成20年9月4日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成20年9月4日 午前9時30分 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之 4 番 土居美智子 7 番 井上洋一 10 番 土居英昭 13 番 中島博志 16 番 山本典男	2 番 政岡洋三郎 5 番 中村 茂 8 番 樋口泰幸 11 番 宮内光久 14 番 田室博志 17 番 玉井啓補	3 番 西岡章一 6 番 西村良彰 9 番 井上洋一 12 番 大野和博 15 番 平岡文男 18 番 三谷喜好
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員			
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 中村 剛志 収入役 佐川 秀紀 総務課長 明賀 徹 企画課長 上岡 洋一 税務課長 武智 充吉 民生こども課長 正岡 修平 健康づくり課長 相原 宜紀 生涯学習課長 大野 哲郎 商工観光課長 相田由紀夫 建設課長 萬代 喜正 水道課長 辻 充則	副町長 柳田 稜 教育長 佐野 弘明 広田支所長 丸本 正和 監理財政課長 松下 行吉 住民サービス課長 藤田 正純 生きがい推進課長 大西 潤 学校教育課長 松村 昇二 環境保全課長 日浦 昭二 農林課長 西崎 悟 下水道課長 東岡 秀樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
議員の指名	15番 平岡文男君 16番 山本典男君		
傍聴者	9人		

平成20年第3回砥部町議会定例会議事日程 第1日

日程第1 行政報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 研修報告

日程第6 一般質問

平成20年第3回砥部町議会定例会

平成20年9月4日(木)

午前9時30分開会

○議長(井上洋一) 現在の出席議員は18人です。定足数に達していますので、平成20年第3回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。



日程第1 行政報告

○議長(井上洋一) 町長あいさつ及び日程第1行政報告を行ないます。中村町長。

○町長(中村剛志) 9月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様には、残暑厳しい中、また、公私何かとご多用のところご出席を賜り、ご提案させていただきます議案等について、ご審議を賜りますことに、心からお礼を申し上げます。何かと話題の多かった北京オリンピックが閉幕しました。特に開会式や閉会式は、メディアを通じて進化する中国を誇示するかのよう演出で、私達を魅了しました。開催中は、悲喜こもごも、いろいろなドラマがありました。そんな中、日本も9個の金メダルを取る活躍を見せましたが、それ以上に中国の金メダルの多さに驚くと共に、今回の北京オリンピックは、あらゆる面で中国の台頭を象徴するオリンピックになったという印象を持ちました。8年後のオリンピック開催には、東京が名乗りを上げております。もし東京オリンピックが実現すると、どのようなオリンピックになるのか、今から楽しみにしております。

北京では熱い戦いが繰り広げられましたが、我が国では、今年も猛暑日が続きました。その上、四国地方には、まとまった雨が降らず、水不足のため農作物への影響はもとより、地下水源にも影響をしており、学校プールの使用中止や節水のお願など、町民の皆様へご不便をお掛けしております。歓迎はできませんが、台風頼みということにもなりかねない状況で、早い時期のまとまった雨を期待する次第であります。

さて、衆議院の年内解散説が流れるなど、混迷を続ける政局の中、突然の福田首相の退陣表明に、驚かれた方も多いのではないのでしょうか。「晴天のへきれき」とは、このようなことを言うのでしょうか、マスコミの論評や世間の風評は、あまりにも無責任との辛めの評価を下しているようであります。今月12日に召集される予定であった臨時国会も先送りされ、政局は、益々、混沌として来ました。何れにせよ、一日も早い国会の正常化と、物価高騰に喘ぐ国民の目線に立った政治を、真に願うばかりであります。

さて、9月の砥部町議会におきましては、多くの議員さんから熱い一般質問をいただくことになっております。一生懸命、誠意をもって答弁をさせていただきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。今定例会において提案させていただきます議案でございますが、報告3件、補正予算に関する議案5件、条例制定及び改正等の議案8件、人事案件1件、19年度各会計の決算認定14件。以上について、ご

審議をお願い申し上げております。何れも、詳細にご説明申し上げますので、ご審議をいただき、ご議決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、行政報告は副町長が行います。以上、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 柳田副町長。

○副町長（柳田稷） 6月定例会以降の行政の概要について報告をさせていただきます。お手元にお配りしております行政報告をご覧ください。

まず、監理財政課の入札執行状況でございますが、6月議会以降8月末日までに28件の入札を執行しております。設計総額3億1,817万円に対し、契約額2億4,412万円、落札率は76.7%でございます。その内訳ですが、土木建築工事12件の落札率76.2%、その他の工事6件が落札額88.1%、建設コンサルタント委託関係4件が落札率59.7%、施設の維持管理委託その他の委託業務1件の落札率96.7%、物品購入5件の落札率59.3%でございます。

続きまして、下水道事業でございますが、砥部中央幹線管渠敷設工事、株式会社浅田組が施工中の3工区につきましては486mの推進工事が8月5日に貫通しております。4箇所の人孔マンホール築造中で進捗率は95%となっており、工期内に完成の見込みでございます。次に、株式会社伊予ブルドーザー建設が施工中の4工区につきましては、8月末現在200mの推進工事が完成し、進捗率は65%でございます。有限会社岩本建設が施工中の5工区は8月31日に完成をしており、5工区からの延長であります6工区は、8月14日に指名競争入札を行いまして、有限会社岩本建設が2,394万円で落札をしております。2ページをご覧ください。高尾田1号幹線管渠敷設工事でございますが、6月30日に指名競争入札を行い、株式会社伊予ブルドーザー建設が2,718万4,500円で落札をしております。準備工事に着手したところでございます。次に、面整備になります下水道管渠敷設工事ですが、2工区赤坂泉周辺1.4haでございますが、7月22日に指名競争入札を行い、株式会社中村組が1,761万9千円で落札しております。重光地区でマンホールの設置工事に着手し、進捗率は5%でございます。次に、放流圧送管の敷設工事でございますが、矢取川東側より423mの区間でございます3工区は、6月16日に指名競争入札を行い、株式会社新開発が3,441万9千円で落札し、8月20日に完成をしております。また4工区の355mの区間につきましては、同じく6月16日に指名競争入札を行い、株式会社新開発が3,110万1千円で落札し、9月末日に完成予定でございますが、進捗率は5%でございます。次に、日本下水道事業団に委託しております砥部浄化センター建設工事の浄化センター土木建築工事でございますが、反応タンク、最終沈殿池を築造中でございます。また、ろ過消毒棟の建設に着手しており、平成19年度から21年度までの全体工事に対し、その進捗率は31%となっております。浄化センター管理棟建設工事でございますが、同工事を建設委託するために、年度実施協定を7月16日に締結しており、その協定額は2億1,700万円でございます。平成20年度と21年度の2ヵ年で建設しますが、建築延べ床面積69

6㎡。鉄筋コンクリート造平屋建てでございます。9月24日に一般競争入札が執行することになっております。次に、農業集落排水についてでございますが、天王川総合流域防災砂防事業に伴います総津地区農業集落排水污水管移設工事の指名競争入札を8月4日に行い、株式会社広田建設が326万5,500円で落札をしております。

3ページをご覧ください。農林課の有害鳥獣捕獲対策事業につきましては、砥部地区でイノシシ・カラス・サルによる農作物被害があったため、猟友会原町支部の申請で、砥部地区を対象に6月14日から7月27日までの間、銃による有害鳥獣捕獲を実施いたしまして、イノシシ4頭、サル1頭、カラス72羽を捕獲し、実包代を含め23万3,070円を交付をしております。また、県から「四国4県連携によるイノシシ、ニホンジカの一斉捕獲」の要請があり、8月1日から8月31日までの間、砥部町全域を対象にイノシシ、カラス、サルの有害鳥獣捕獲を実施しております。次に、わくわく農業支援事業についてでございますが、平成18年度から「わくわく農業支援事業」として、ブルーベリーを新たな振興作物として推奨をしております。現在、18戸、1.5haで取り組んでおりますが、今年初めて2戸の農家が6月末から7月末にかけて、約300kgのブルーベリーを出荷し、高値で取引をされております。次に、農業委員会でございますが、7月19日の任期満了に伴う農業委員会委員選挙が7月1日に告示され、無投票により13人が当選をし、推薦による委員5人を加えまして、18人が委員となっております。7月24日第1回農業委員会総会において、会長に野澤邦弘氏、会長職務代理者に山本良一氏が委員の互選により決定をしております。

次に、企画課関係でございますが、7月30日、ニンジニアスタジアムにおいて愛媛FC対徳島ヴォルティス戦が開催され、7,809人の入場者で賑わいました。これは、3年前に愛媛FCがJ2に昇格以来、2番目に多い入場者数でございます。この試合は、本町のマッチタウンデーとして開催され、砥部サッカー少年団と公募の子供たちによるエスコートキッズ、スタジアム前での「ニンスタ夜市」と題し、「ヨーヨー釣り」、「スーパーボールすくい」や町特産品の即売などを行う他、町民を対象に、特別割引入場券大人534枚を販売し、無料チケットを小中高校生575枚、65歳以上の高齢者143枚を配布し、新たなサッカーファンの掘り起こしと地域密着の取り組みを行いました。

4ページをご覧ください。生きがい推進課でございますが、視覚障害者用の据置型拡大読書器の設置につきまして、7月10日に、庁舎1階ロビー公衆電話の横に設置をしております。次に、老人福祉センター倉庫の解体工事及びプレハブ建設工事でございますが、解体工事は5月28日に着工し、7月18日に完成をしております。また、プレハブ建設工事は7月22日に着工し、8月4日に完成をしております。

また、学校教育課でございますが、広田中学校閉校事業につきましては、来年3月31日に閉校するため、閉校事業実行委員会が設置され、記念誌の発刊、記念碑の設置などの記念事業の実施に向け、準備を進めております。山村留学センターの短期体

験留学につきましては、夏休みを利用して3泊4日の短期体験留学を2回実施いたしました。39名の参加があり、自然体験や農業体験などを通して、たくましい子供の育成と山村留学事業の普及に努めました。

以上で、行政の概要について、報告を終わらせていただきます。

○議長（井上洋一） 以上で行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（井上洋一） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番平岡文男君、16番山本典男君を指名します。

~~~~~

日程第3 会期の決定

○議長（井上洋一） 日程第3会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る8月25日開催の議会運営委員会において、本日から12日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月12日までの9日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第4 諸般の報告

○議長（井上洋一） 日程第4諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に、監査委員より、7月末現在までの例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。

次に、本日までに受理しました請願及び陳情は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、9月12日の本会議でお願いします。

次に、議員派遣について、8月28日に、松山市のにぎたつ会館で開催された平成20年度第2回町議会議員研修会には17名の議員が参加し、「地方自治を巡る諸問題について」及び「激動する政局の行方」についての講演を聴講しました。

これで、諸般の報告を終わります。

## 日程第5 研修報告

○議長（井上洋一） 日程第5研修報告を行います。委員長の報告を求めます。栗林議会運営委員長。

○議会運営委員長（栗林政伸） 議会運営委員会の研修報告をします。議会運営委員会において、7月2日から4日までの3日間東京都羽村市議会及び静岡県熱海市議会において議会改革の取り組み及び議会運営について視察研修を行いましたので報告いたします。

始めに、2日は議会改革の取り組みについて東京都羽村市議会を訪問しました。羽村市は9.91k㎡の面積で人口5万7千人、財政力豊かな東京のベッドタウンであります。羽村市議会の議会改革のきっかけは、平成15年の選挙で当選した新しい議員7人から改革の必要性について意見が出され、先例や前例が尊重される議会運営について、良いものは残しつつ、改革が必要なものは見直していこうという気運が盛り上がり、先輩議員が時代の要請に応えたところから始まっていました。その取り組みとして、平成16年から議会改革検討委員会を設置し、平成18年には第2次議会改革検討委員会を設置。議会制度の見直しへの対応と、より開かれたわかりやすい議会のあり方について検討されておりました。当日は、水野議長さんをはじめ、第2次検討委員会の川崎委員長、露木副委員長さんが出席し、議会改革への取組について説明をしていただきました。第1次では23項目、第2次では28項目の課題を掲げ調査検討を重ね報告書を出していました。主な検討事項は、議員定数の見直し。一問一答方式の実施。政務調査費制度の見直し。議会用語の見直し。傍聴規則の見直し。議会だよりの充実。危機管理への対応。傍聴者へ提供する資料の充実。会議録作成のIT化などの項目で、できることから実践に移していました。第2次の検討結果最終報告も出されており、現在は運営委員会、協議会で進めていくこととしていました。特に印象に残ったのは、常任委員会の視察報告の仕方でありますが、一般市民や団体に対し案内をし、1つの委員会で2人が1時間程度の持ち時間で報告会をしていることでした。また、18人の議員のうち定例会ごとに15から17人の議員が一般質問を行い1人60分で2日半かかるとのことでした。そして、一部事務組合議会の状況を全員協議会で必要に応じて報告したり、12月に翌年1年間の議会日程案を作成し、議会ホームページで公表したりしていました。

次に、3日には静岡県熱海市議会を視察研修しました。始めに議会事務局職員より熱海市の概要説明があり、続いて本題である議会運営の説明がありました。熱海市は現在高齢化率が35%と高く、そのことが予算に顕著に現れていました。また、観光のまちとしての一面があり、年間の観光客はピーク時の半数290万人と落ち込んでいましたが、財政力豊かな市で、税収が高く、特に旅館・ホテルなどの固定資産税と法定外普通税で別荘等所有税、たばこ税の多さが目に付きました。来年度、庁舎を建設する予定で、リース方式で年3億円を限度に考えているとのことでしたが、物価が高騰してきており、難しい状況があるということでございました。熱海市は財政力が



高い市であります。民主系の市長が誕生したことにより、財政再建を重要課題にし、機構改革や歳出削減を打ち出し、議会費でも、視察費用の削減や議会報発行費が削減されていきました。本会議については、ラジオやテレビで放送しており、今後はインターネット中継までもっていきたいということでした。熱海市が特にやっていることは、定例会前に政調会として会派ごとに議案説明を行うとともに、委員会ごとにも事前に議案説明をしているということでした。

いずれの議会も、地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営の実現をめざし、議会改革や運営に取り組んでおり、非常に参考となる視察研修でありました。以上で、議会運営委員会の研修報告を終わります。

○議長（井上洋一） これで研修報告を終わります。

~~~~~

日程第6 一般質問

○議長（井上洋一） 日程第6一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。1番山口元之君。

○1番（山口元之） 1番、山口元之です。私は、標記3点について質問させていただきます。今日は松前の議員さんもおいででますので緊張してますけど。そして町長さんも冒頭で大いに議論を深く交わしたらということで、私も私なりに頑張りたいと思います。

まず1番目に、「低迷する農業と農地を保持し将来へ」です。現在、農業が低迷し生産者が生産意欲をなくす要因として、価格の低さや生産資材、農薬、肥料等の高騰、そしてハウスみかん等加温施設は2、3年前と比べ重油価格が約3倍の高値になり、町内でも約50%のハウスが生産を中止しなければならない状況で、農家は今、今後の生活に非常に不安を感じています。JA中央は、諸経費高騰対策として、燃料費、肥料費、大口資材費等の助成を独自に打ち出しました。一方、農家でも路地栽培は消費者の好む品種への切り替えを、またハウス加温を止め無加温で生産でき、奨励品種でもある紅マドンナ等への切り替えなどを考えていますが、どちらにしても収入を得るまで2、3年かかり、その間の生活に不安を感じ躊躇しています。自己努力だけではどうにもならない状況です。町としても何らかの対策をとらねばならないと思います。

例えば1つの案ですが、切り替えを希望する農家には収入のない2、3年の間、野菜作りのための土地の斡旋、借地の補助。これは、野菜や果物を作りたいけど土地がない方にも適用して利用していただければ少しでも農地としての保持ができます。そして農協等とタイアップして町内に産地直販所を作り、生産から販売まで一本化したシステムを構築してはどうでしょうか。実際に、町内の生産者、それも多数の人が町外の直販所へ出荷し、まずまずの収入を得ています。仕事を辞め、野菜作りを始め、出荷されている人も多く、従来からの野菜を生産している人と比べても、技術的に勝

るとも劣らない高いレベルの生産ができています。その人たちも含め、町内に直販所を作れば多量の集荷が見込めます。安心安全を基本として生産した野菜や果物を消費していただくため、町内にも広く宣伝し消費のお願いをする。特に、給食センターは地産地消を唱えても、規格が高すぎて個々の農家では納品できない状況です。安心安全のものであれば、多少、形や見てくれが悪くても使用できるレベルに規格を下げ、直販所を通じて仕入れをして、地産地消を実践していることを町民にアピールしていくのも1つの方法ではないでしょうか。

今現在、農地を守っているのは仕事を辞めた人たちを含めて大半が高齢者です。年金も減額され、何もかも物価高のおり、近くの場所で少量でも販売ができるとなれば、少しでも収入が得られます。また、働くことは健康づくりにもなり、町内で消費される野菜を自分たちで生産することになれば生きがいにもなり、若い後継者への刺激にもなります。また、そのような人たちは働けなくなるまで農地を守ってくれ、環境の保全にもつながります。補助金を出すことや、直販所を作るために、町からの投資も決して無駄ではないでしょう。農地が荒れてしまってからでは遅いと思います。今現在の農地を現状で残し、将来につないでいくために、行政や農業団体は真剣に、かつ早急に対策を考えるべきだと思いますが、町長のご所見をお伺いします。

2番目は、「町内業者の育成に力を」です。平成18年7月の集中豪雨の際に一番先に駆けつけたのは、町内の土木業者の方でした。それぞれの地区で、道路や水路に崩れ落ちた土砂を取り除いていただきました。私も自分の回りで、豪雨により山肌が崩れていくのを感じ、自然災害の凄さに恐怖を感じていました。後日2、3の業者の人と話す機会がありました。「私たちは日頃から町や地域の世話になっておる。こんな時はいつでも手伝いますよ。」と、皆さん言われています。議会でも度々町内業者を優先せよと言わせてもらいました。係の答えは町内だけでは談合の恐れとか、もっと自社努力をととか、他市町の業者を除外するとは公の場所では言えないし、公平さを欠き差別になるということでした。どれも正しい答えでしょう。その上で町内業者は大切にしなければならないとも言われています。その言葉に期待をしていましたが、その結果はあまり見えませんでした。

今、町内のほとんどの土木業者が事業を縮小しています。公共事業が減ったのも事実です。自社努力が足らなかったのかも分かりません。しかし、ここ数年、町が発注する事業で、一般競争入札では町内業者の名前はほとんど見ません。見るのは小額の事業や何とか工事に近いものです。しかも、町始まって以来の大事業、下水道工事が始まっている中でです。事業縮小せざるを得ないのは町の責任ではないでしょう。しかし、税金も払ってきている、地域にも貢献してきている、働いている方の大半は町民です。今、その人たちは方々で仕事を求め、高齢者の方はシルバーセンターにも行っているそうです。町外業者では、町に税金は落ちません。町で災害があれば重機をもって助けに来てくれ、冬期には道路が凍結しようと、早朝から融和剤を撒きに来てくれるのでしょうか。そのようなことは、今まで全部町内の業者がやってきたことです。それもできない町外業者に仕事を持っていかれるのは、あまり気持ちの良いもの

ではないと思います。町も少しくらい思いやってくれるのが人情だと思っているかもしれませんが、今、現状では事業縮小し、地域への貢献や災害緊急の手伝い、それもなかなか難しいと思います。今は予測できないような災害が起きる時です。町はこの現状の中、災害時どのような対策を立てているのでしょうか。事業の縮小で町に払う税金も減り、失業者も増えます。町外業者の参入で事業費が下がってもこのようなことでは、町としてのメリットは少なく、逆に町民でもある業者を弱体化さす結果になってきているのではないのでしょうか。行政も厳しい現状と財政の中ではありますが、よく頑張っているのは認めています。このような状況の中で大変ではありますが、建設業者に限らず、町内業者全体の活性化ができる対策を今以上に考えていくことが、町の発展にもつながると思いますが、町長のご所見をお願いします。

3番目に、地域間交流センターの建設と予定地についてお尋ねします。町では合併の際、広田公民館の建替えの公約があったと聞いています。他市町では合併時に策定された建設計画、特に箱物は未着手や中止が県内でも13市町あると新聞で報道されています。このような財政状況では、町民も「公約を守れ」とは言えないと思います。下水道事業が始まり、砥部中学校の建替え計画も進行中。そんな中で当町がセンターの建設に踏み切れたのは、長期的な財政計画があるからでしょうか。建設に際しては、現在の場所で建替えるか、広田中学校跡地を利用するかと思っていましたが、急傾斜地崩壊危険地帯だということと、地元審議会の強い要望で現在の場所での用地買収交渉が行われました。建設予定地の60%が進入路と駐車場で、ここは地主との協議の上、借地となっています。町は全部買収したかったと言っておりますが、町としてなぜ全部買える場所を審議会に要望し選択してもらわなかったのでしょうか。永久に借地料を払っていかなければならないし、地主の都合で、契約取り止めにでもなれば、進入路、駐車場も無くなり、そんな所に建設してもよいのでしょうか。全部買収出来ないのであれば他の場所へ変更すべきで、将来に不安を残すような契約はすべきでないと思います。そして、土地買収価格は坪2万6,400円。約354坪で、933万6千円。土地の鑑定をしたとは言われますが、民間業者では考えられない価格です。借地は400坪、年間46万円、反当たり34万5千円です。前例がないということですが、農地の借地料として、このような破格な価格の前例を町がつくってもよいのでしょうか。疑問に思います。いくら公共施設の買収とはいえこのような価格が本当に適正か。現在の財政状況では、やはり民間ベースに照らし合わせることで、できるだけ経費を節約するという努力が見えれば多少は納得できますが、この現状はいかかでしょうか。

今までの、広田公民館は年間どのような運営をしているのでしょうか。また新しい施設はどのような運営や利用の仕方をするのか。年間利用者はどのくらい見込んで活用するのか、維持管理費はどのくらいか。そして、今後、農業研修センターはどのような利用をするのかお聞かせください。広田地区では救急の24時間体制が確保出来ました。今、この地区で一番の優先順位は診療所の健全運営と、医師の確保だと思っています。ごみ処理有料化、各施設使用料手数料等の値上げ。各種団体の補助金も減

額、職員の給料は下げ、駐車料金まで徴収して、町民、職員も痛みを分け合い財政難に立ち向かっている今、総工費2億3千万、内補助金が5,200万、町の税金は約1億8千万使われます。本当に広田地区ではこの施設が一番に必要なものなのでしょうか。いまさらこのような質問で恐縮ですが、町長のご所見をお伺いします。終わります。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今、山口議員さんから熱い思いを込めてご質問いただきました。山口議員さんが砥部町を思っているのも、私が砥部町を思っておるのも、同じ原点にはあると思いますが考え方に若干の違いもございます。そういうことで、これから山口議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

始めに、直販所の設立と農地保持についてご質問いただきました。山口議員さんのご指摘のとおり、国内産の農作物は、外国産に圧迫されて、そして価格が低迷しております。更に、先程申されましたように、原油価格の高騰によって資材や燃料等の経費負担が増加するなど、農業を取り巻く情勢は大変厳しいものとなっております。また、マスコミ等で報道されているように、産地偽装や農薬問題など、消費者を裏切るような行為が後を絶たず、「食の安心・安全」を求める声が大きくなってきております。このような状況下で、生産者の顔が見える販売として直販所がございます。近年、本町周辺にも様々な直売所が増えてまいりました。直販所は、地域の食文化を守り、自給率を向上させ、新鮮なものを消費者へ提供できる優れた流通形態であります。そしてまた、自分で値段を決め、少量でも出荷できるなど、小規模農家でも十分対応できますが、年間を通じての品揃えと必要な供給ができるか等の問題があります。直販所の設置については、以前から農業後継者等より要望がありますが、町直営となると管理運営や採算面での問題もあります。基本的には、JA等の農業団体が主体となって設立し、行政が、必要な部分について適切な支援を行っていくのが良い方法ではないかと考えております。

次に、町内業者の育成についてですが、建設工事などの入札では、推進工法など特別な工事を除いては、町内業者の皆さんには十分参入の機会を設けております。指名についても配慮をしておりますが、物品購入、そしてまた町内業者の皆さんにお願いするいろんな物件について、私どもは配慮をしてくれているつもりでございます。そして1つ言われるのは、やはり町が発注する場合、品質を確保し、そしてまたできるだけ安い価格で完成できる業者を選ぶことも必要ではないかというふうに思います。やはり透明、そして公平である。このことを守っていかなければならないというふうに思っております。本町では、入札予定、入札結果、各社の応札状況など、すべて公表しておりますので、現状はご理解いただけるのではないかと思います。なお、災害時にご協力いただいた点は、地域貢献度として、格付けや総合評価入札の場合の評価点の1つにして、ご協力いただいたことを無駄にしないようにしております。

次に、地域間交流センターの建設についてですが、用地の買収価格が適正かということにつきましては、買収に当たって、ご指摘いただきましたように、不動産鑑定士

による鑑定評価を行っており、私は適正な鑑定価格で買収をしておりますので問題はないと考えております。現実を申し上げますと、国交省があつた近くの土地を坪当たり6万円で買ったということも事実でございます。それから見ると、決して高いものではないというふうに思います。それと進入路につきましては、当然これはどうしても必要な道路でございますので、私どもが買収をしております。借地ではございません。次に、この施設が広田地区で一番に必要な不可欠のものかということにつきましては、ご指摘のとおり、広田診療所も地区公民館もどちらも私は必要な施設であるというふうに思っております。地区公民館については、合併協議により策定された計画に盛り込まれており、また、現在老朽化により、雨漏りをして使用できない状況であります。早急に対策が必要でございます。今回整備をするもので、この件については議員さんにもご説明、そしてまた現地の見学もしていただきました。従つて、私はこの件について、議員の皆様にはご理解をいただいているというふうに思っております。以上で、山口議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 1番、山口元之君。

○1番（山口元之） 今、町長さんからお話を聞きました。最初の1問目のことなんですけど、やはり直販所も町の人はかなり欲しい人がおいでる。そして、生産から販売までのシステムはやはり農協とかと一緒に考えてしていただく。町にもそのくらい宣伝するとか、お願いするいうたらお金もそんなにかからんと思いますので、そういう方法でやっていただきたいと。そして、やはり農業をされている若い後継者や、リタイヤした人たちの生きがいを作るために、そして今の農業の現状や農地を守るためにはですね、やはり農業委員さんや土地改良区の方々に、砥部の農業の方向性や農地の保全のあり方などを、やっぱり専門的な形で積極的にこう示していただくような方法もあるんじゃないかならうかと併せて思っております。

そして、2番目に関しては、町長さんも分かっているとは思いますが、なかなか口に出して言えない面もあるとは思いますが、やはり業者もかなり困っている。そして大変な時ですので、せめてその気持ちだけそういうふうな形でやっぱり、目に見えるような形で、口が出るような形で、推し進めていただきたいと思つています。

そして、3番目はちょっと長いのでもう1回読ませてもらいます。今現在民間の農地で、民間の売買で農地は五本松辺りの田んぼは、反当約2万円です。松山市東方では1万円。広田より約192万から490万くらい値段が違います。そして、広田でも先に言ったような評価額になれば、広田の方は随分高いこと固定資産税も払うようになってくると思つています。それとですね、先日の全員協議会でも、現地視察でもこの辺りは急傾斜危険箇所だから、それ以外の所で建設してくれということでした。やはり、そういう危険地帯であれば、先に小学校を移転させて、そして広田の中核である支所を安全な所に移転してから公民館を建設するのが本当ではないかということは、この前の委員会でお尋ねしました。しかし、小学校は、耐震はしっかりしているから現状でも良いというような答えでした。耐震がしっかりしていれば、急傾斜危険箇所でも大丈夫なのかと。それと、後の借地が60%ということ。何かどうかなと思ついま

して、その土地に関しては建設課で調べていただきました。その辺りは昭和40何年か、記録が残ってないのですが、急傾斜崩壊危険箇所の指摘を受け、昭和49年から50年始めにかけて、防災工事が行われています。そして昭和50年4月1日に急傾斜指定総津Aという名称になっております。そして平成3年には今の広田小学校が建設されています。広田の人も危険な場所ではないと判断して、私は小学校を建てたものと思います。支所も防災関係機関の施設になっています。危険箇所か、指定箇所か、理事者の方もそのようなことは十分分かっていたと思いますが、なぜ最初の全員協議会でそういう説明が無いのでしょうか。今思えば最初から今の場所ありきで話が進んでいたと思われてもしょうがないと思います。こんなことなら今の場所の建替えも、研修センターの利用、また改修しての利用、そして中学校の場所等選択の余地がいっぱいあったと思います。そして建設しても何も差し障りはないと思います。土地買収の必要も無い。そしてこの地区ではですね、地域間交流センターが新しくできます。それと農業研修センターも残っています。このような同じような利用できる施設が2つもここには必要なのでしょうか。使える建物を再利用するという事は大事な事ではないでしょうかね。町民も職員もみんな痛みを分け合って行政改革を進めている町の方針とはちょっと思いにくいです。建設に関しても補助金の期限が迫っているからと、基本計画無しの建設です。何を基本にして最初の建設費が計上できたのか。予算がこれだけあるからこの範囲でやってくれですかね。基本設計の段階で経費の節減も図り、使いやすさ等も十分検討した上で建設費の予算を計上し、詳細設計、そして建設になっていくんじゃないでしょうか。個人的な建設ならいざ知らず、公共事業で税金も使われます。そして時間も十分ありました。補助金の期限が迫っているでは理由になりません。決まったことをいまさらとも思われると思います。私の勉強不足もあります。しかし、私たちがこのようなことを知るのはいつも決まった後です。チェック機関としてなんの役割も果たせません。なぜこのようなことになっているのでしょうか。このことに関して、何か改善策や改造策を考えるお気持ちがあるのか、決まったことだからこのまま進めるのか、町長のご所見をお伺いします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の山口議員さんの再質問にお答えしたいと思います。まず、直販所でございますが、今、砥部町の回りもたくさんできております。その中で、砥部町にまたもう1つ作るということについては、これ採算面で、私は難しいと考えております。そんな中で、私は陶街道巡りということで、「採れ採れ新鮮組」と。砥部で採れた新しいものというようなことで、小さな100円ボックスを作らせていただきました。しかし、まだこの利用も、売れている所は売れている、売れていない所は売れていない。やはりそこには品揃えの問題とか、そしていつもそこに品物があるかどうか、これによって大分違っているのではないかと思います。そういうことで、人を大掛かりに来ていただいて、そして大きな駐車場を構えてやるということについては非常に難しい問題があるというふうに思っております。私も今までいろんなと言いますか、会社経営もやってきました。そういうことで、これを自分で事業としてや

るといっても、今時点では私はそこで踏み切ることはできません。しかし、農家の皆さん方のいろんなことを思いをしますと、もっと手軽でできるものを、もっとやっていかなければならない。そしてまた主体となって事業をされる方がいらっしゃれば私は応援をしていきたいというふうに考えております。

それから、2番目の問題でございますが、まあ建設業者さんに町内の業者ということは、私も本当に気持ちとしては当然持っております。しかし、その中で町民の皆様からご理解をいただけるような、やはりちゃんと事業の選択、そしてまた入札をやっていかなければならないというふうに思っております。今、町内の事業の中で、先程山口議員さんが言われた、大きいのは全然砥部の業者が入ってないと。これは推進工法等の一般入札の関係でございますが、これは砥部町の業者に資格がないということが1つあります。これはやはり推進工法という特殊な工法でございますので、そういう面で参入が無かったと。他の事業については砥部の業者さんが入ってないというのは1件もございません。その点もお含み置きをいただきたいというふうに思います。

それから、3番目の地域間交流センターの件でございますが、ご理解いただいているかどうか、ちょっと若干私もあれなんですけど、建替えるのは支所の横にある農業研修センターではなくて、広田商工会があった場所の隣の建物でございます。そういうことで、この建物はもう老朽化して建替えなければならないということ。これは上に皆さんの集まっていたく集会所と言いますか、講堂と言いますか、250から300人収容できるのがございます。それが地域として無くなるのも大きな建替えの理由でありますし、それとまたこの今の建物が建っている所が、危険箇所になっておりますので、そこへあえて建てるというのは私は適切ではないというふうに思っております。そして、支所につきましてもこの新しい交流センターの中に入れる予定になっておりますので、その点もお話しておきたいと思っております。それから、反当の話もこれもいろいろ出ましたが、私どもとしましては、一番基本として考えるのはやはり鑑定の価格、そして今までの取引で、これを参考にしてやはりやっていかなければならないと思っております。場所によってそれぞれの土地の値段は変わってきます。そして民間であれば双方によって価格も変わってきます。しかし、私どもは公でございますので、鑑定価格をしっかりと守っていきたいと考えております。そして、広田中学のグラウンドというようなことも、中学校跡地というようなことも地域の人ともご相談しましたが、やはり広田地区としてあのグラウンドだけはどうしても残して欲しいという要望もございました。そういうことで、現在の土地になりました。このことについても、いつも後から話があって、全然私らには話がないというふうに言われますけど、私はそれなりの説明責任は果たしてきたつもりでございますので、その点をご理解ください。

○議長（井上洋一） 1番、山口元之君。

○1番（山口元之） さっき、農業研修センターは公民館の代役を今までしてきたと思うんで、そこも取り壊して何かするようになっていくのかというのが分からなかったのと、私は今の財政状況だから民間ベースでやるべきではないかということが言い

たかったわけでございます。そして今、広田小学校、公民館、支所、農業センター、中学校の運動場あたりまで危険地帯ではなくて急傾斜指定Aという名前になっている。危険な所という表現は無くなっていると思います。それだけ言っておきまして終わります。答弁要りません。

○議長（井上洋一） 山口元之君の質問を終わります。

ここで暫く休憩します。再開は10時40分の予定です。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時42分

○議長（井上洋一） 再開をいたします。一般質問を行います。13番、中島博志君。

○13番（中島博志） 13番、中島博志。早速ですが質問に入らせていただきます。まず第1点目、満穂上尾町有地のPFI制度導入による整備についてお尋ねします。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的にサービスを提供できる事業について、PFI手法で実施してはと考えます。そこで、地球温暖化対策または近年の健康志向から自転車の利用効用に注目が集まっています。上尾町有地をサイクル・マウンテンバイク等の中核的センターとして整備し、オートキャンプ場、陶街道24番から34番イレブンサイクルコース・広田地区観光施設、自然と連携したレンタルコース等、様々な自転車による環境負荷の少ない活用をPFI手法で実施してはと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、介護予防と施設新設についてお尋ねします。明るく活力ある超高齢化社会を創造するため、「可能な限り健康で活動的な生活を笑顔で送ることのできる社会環境と制度の整備」の実現のため、介護保険制度に、新たに介護予防の視点から要介護状態の防止等を目的とする予防重視型社会システムが本町においても新たに実施されています。高齢者が要介護にならないための仕組みづくりとして、「地域支援事業の推進」「新予防給付の推進」とありますが、1点目、特定高齢者把握事業において把握された介護予防対象者人数と割合は。2点目、地域密着型介護予防サービスの中で、介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの必要量と供給率は。3点目、介護予防認知症対応型共同生活介護のこれからの見通しと必要性は。4点目、これからの高齢化社会において施設サービス利用者は急激に増加し、要介護者の重度化も進むものと推測されます。本町においてグループホームまた特別養護老人ホーム等の施設新設についての考えがあるのか、この4点について町長のご所見をお伺いいたします。

次に、中山間地での地デジ切り替え対応についてお尋ねします。2011年7月24日にテレビ放送が、アナログ波からデジタル波へ完全移行することになっています

が、先般、愛媛新聞紙上に地デジ切り替えについて、総務省が6月末に出した予測では、完全に地デジに変わった時、県内でチャンネルによっては約5,190世帯から2万1,600世帯が地上波を見ることができなくなってしまう、この内、今まで見ることができたチャンネルが映らないというのが約4,250世帯から6,900世帯、以前と同様に地デジになっても見られないというのも約940世帯から1万4,700世帯あると予測されています。地デジで快適で便利になる家がある一方で、見られない世帯が出てしまう状況があると記載されていましたが、特に、中山間地に点在する集落が多い本町において、映らない世帯がどのくらい発生するのか調査や把握はされているのか。映らない集落や世帯があるとしたなら、どのような対応が町としてできるのか、町長のご所見をお伺いします。以上、ご質問いたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の中島議員のご質問にお答えをいたします。まず始めに、PFI手法の導入についてでございます。この手法を利用する目的はおっしゃられたとおり、民間の能力を最大限に引き出し、市場原理の導入によりコスト削減を図り、支払に対して最も価値の高いサービスを受けることにあります。PFI制度の導入に当たっては、財政負担の軽減や民間の事業創出の効果などを考慮し、適当な事業がある場合には、推進体制を整えて取り組んで参りたいというふうに考えております。次に、上尾町有地をPFI手法で整備することについてでございますが、上尾町有地の経緯や概要については、平成17年3月の議員全員協議会にて説明をさせていただいたところでございます。サイクル・マウンテンセンターというのは時代に合った提案であるというふうに私も思っております。今後の課題として検討をさせていただきたいというふうに思います。

次に、砥部町におけるグループホーム等施設の新設に関するご質問の1点目、特定高齢者把握事業の対象者人数とその割合についてでございますが、現在65歳以上の高齢者は砥部町に5,100人いらっしゃいます。この内、要介護・要支援認定者の960人を除いた人数4,140人を対象に、特定高齢者把握事業を行っております。20年度の現時点においては、208人が特定高齢者となっております。これは5%に当たります。2点目の、地域密着型介護予防サービスの中の介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの必要量と供給率についてですが、地域密着型サービス量の見込みは介護保険事業計画において定めることになっており、平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画における介護予防認知症対応型通所介護サービスで、平成19年度は、サービス必要量は年間792回と計画しておりましたが、利用実績は70回で、供給率は9%となっております。介護予防小規模多機能型居宅介護サービスにつきましては、現在、町内に介護予防小規模多機能型居宅介護事業所はございません。3点目の、介護予防認知症対応型共同生活介護のこれからの見通しと必要性についてですが、現在町内には、認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆるグループホームが5箇所54床あります。砥部町の被保険者でグループホーム利用者は46名で、その内訳は、町内施設利用者が37名、

町外施設利用者が9名となっております。これらの利用者は全員要介護1から5の認定者であり、介護予防対象の利用者はありません。今後、介護予防の対象者がおれば、「通い」を中心に、住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続できるよう、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を検討して行きたいと考えております。4点目の、グループホーム、特別養護老人ホーム等の介護保険施設新設の考え方についてですが、第3期介護保険事業計画においては、平成26年度までは整備しない方針で計画しておりますが、平成20年度から平成23年度までの、第4期介護保険事業計画の策定の中で、国・県の方針を踏まえて検討をしてまいりたいと思います。

次に、地デジの切り替え対応でございます。昨日、町村長会がございました。その中で、総務省の方の説明、そしてまた民放4社の陳情もございました。やはり何といたっても地デジの対応というのが大切でございます。現在映っているテレビは必ず映るようにするということでございます。そういうことで、広田地区に今それではどのくらい映らない所があるかと言いますと、110世帯と言われております。この世帯は地上デジタルテレビが見えないということではなく、視聴するためには共聴施設の移設や改修など視聴するための何らかの施設整備が必要な世帯というものであります。現在、広田地域でのテレビ視聴は、満穂区、篠谷区を除きテレビ共聴施設によるもので、この内、NHKの施設はNHKが、それ以外の施設は個々の組合が対応することになります。町としましては、まだ具体的な支援策は決めておりませんが、現に、高市区の2組合では施設の改修とアンテナの移設が必要であるとの調査結果が出ておりますので、今後において、自主共聴組合等と協議をしながら、全ての地域で地上デジタルテレビ放送が視聴できるよう、支援策を検討してまいりたいと考えております。後3年をもう切りましたので、住民の皆様にもいざとなってテレビが見えないというようなご不満が出ないように、我々もまたPRに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（井上洋一） 13番、中島博志君。

○13番（中島博志） PFI制度についてはその性格、効果から見て事業主体また対象施設等、実施にあたっては事業のプロセスが大変複雑であり、官民間のリスク分担の問題も重ねてあり、慎重にならざるを得ないことは十分承知してはいますが、旧広田村において平成3年から事業として土地取得面積約11万1千㎡、土地取得金額約6,700万円。この貴重な資産と税金が使われております。今一度、上尾町有地の有効活用を考えていただきたいと考えております。

また介護予防のなかで、介護予防特定高齢者受託の新しい予防給付で、通所サービスにおいて運動器での機能向上、栄養改善、また口腔ケアの利用についてですが、特に運動器具また理学療法士等、指導実施にあたっては地域また施設でのサービスの格差がないよう配慮願ひまして質問を終わらせていただきます。

○議長（井上洋一） 中島博志君の質問を終わります。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 議席11番、宮内光久でございます。私は2点について質問をいたします。まず1点目は裁判員制度についてお伺いをいたします。裁判員制度は

20才以上の有権者の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官と共に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決める制度であります。国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続きに国民の良識が反映されると共に、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることが期待されております。この裁判員・補充裁判員は今年の秋頃、地方裁判所ごとに管内の市町の選挙管理委員会の方がくじで選んで決め、12月頃候補者名簿を作成し通知する仕組みになっております。砥部町民の方も何人かはこの制度に選ばれ刑事裁判に参加いたします。そこでお伺いをいたします。1、職員の中から選ばれた場合、裁判に参加しやすい環境づくり必要ですが、どのような環境づくりをお考えかお尋ねいたします。2、正職員と臨時職員がおられますが、正職員・臨時職員ともに公平に有給が取れますか。私の場合、「裁判員休暇」と考えていますが、このようなことも考えているかお尋ねいたします。3番、町民の方で、育児中とか介護者がいる等、参加したくても参加が困難な方が選ばれた場合、町として相談や相談窓口などで対応できますか。また参加ができるよう町としての協力ができますかお伺いいたします。4、この制度の周知並びに啓発はどのようにしてまいりますかお尋ねいたします。5、この制度の今後の課題や問題点はどのように考えているか。以上、5点について町長のご所見をお伺いいたします。

次に、保健室登校についてお伺いをいたします。学校に来て教室に行かず、保健室で過ごす、いわゆる保健室登校が増えてきているとお聞きしております。登校した子どもが1日を保健室で過ごしたり、特定の授業以外は保健室にいる状態であり、出席扱いにするかどうかは校長先生が判断するが、小・中学校の場合は、大半は出席と認めていることが多いそうでございます。保健室登校の子どもには主に養護教諭が心身の悩みや友人関係、学習面、精神面等の相談を聞くほか、各教科の指導もしているとお聞きをいたしております。プライバシーに配慮して専用の部屋を設ける学校もあり、教室には通えないという子どもが不登校になるのを防ぐ手段の1つともなっております。そこでお伺いをいたします。1、現在小学校・中学校において不登校、保健室登校児が何名位おられますかお答えください。2番、校内に子どもたちが何らかの相談ができる相談室等はございますかお伺いします。3として、養護教諭の役割は多種多様だと思いますが、教諭数、先生の数は十分でございましょうかお答えをください。4、養護教諭が保健室登校児の影響で日常の保健活動に支障はないですかお答えください。5番、保健室はそもそも急病の生徒や怪我の生徒が訪れますが、保健室登校児との接触等はどうなっておりますか、支障はないでしょうか、お答えください。6、家庭において児童虐待に関する報道がされておりますが、子供の身体に直接触れる機会を持つ養護教諭からの報告はございましたでしょうか。あった場合どのような対応をされますかお答えください。7、今後町として必要な対応はどのように考えていますか。教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の、宮内議員のご質問にお答えをいたします。今、話題

となっております。裁判員制度。これもスタートしなければいろいろ分からないところもたくさんございますが、間違いなく実施はされますので、我々もきちんと勉強していきたいというふうに思います。まず、1点目と2点目は関連をいたしますので、合わせてお答えをさせていただきます。町職員の裁判に参加しやすい環境づくりと公平な有給の取得についてでございますが、正規職員については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行に伴い、裁判員として裁判所へ出頭する場合に特別休暇を取得できるよう、本年度内に所要の改正を行いたいと考えております。また、臨時的任用職員等の非正規職員については、現在のところ特別休暇制度を設けていないため、これも本年度内に、裁判員として裁判所へ出頭する場合の有給の休暇制度を新設し、正規職員同様に裁判員として裁判に参加しやすい環境づくりに努めたいと考えております。3点目の、町民の育児や介護等に対する受け皿についてでございますが、育児に関しては一時保育制度を利用することができますし、介護に関しましては短期入所制度などを利用することができますので、安心して裁判等に参加することができると思っております。ただ、同居家族の介護や養育に関しては、法律で、介護又は養育が行われなければ日常の生活を営むのに支障がある場合においては辞退できる旨が規定されております。養育又は介護の状態によっては辞退できるということがございますので付け加えさせていただいたらいかがでしょうか。これらの制度の利用相談も含めて、住民福祉は行政の義務であります。何なりと、お気軽に相談をしていただきたいと思いますというふうに考えております。4点目の、制度の周知についてでございますが、過去に裁判所からの依頼で、何度か制度の説明を広報紙に掲載させていただきました。また、この制度につきましては、メディアにおいても頻繁に取り上げられております。つい最近も、愛媛新聞の朝刊に県内の市町別の裁判員候補者に関する記事が載っております。裁判員制度に対する国民の認識も広がっているものと思います。周知や啓発については、国の責任として行なわれるべきものではありませんが、機会をとらえて町も周知や啓発を行っていきたくと考えております。5点目の、制度の問題と課題についてですが、まだスタートしておりませんし、私も法律的なものは疎い人間でございます。そういうことで専門的なことは分かりません。また、裁判員に選ばれた人たちは、何らかの形で日常生活に影響を受けることがあるというふうに思いますが、個人によって考え方も違いますので、一方的に結論付けることはできないのではないかと思います。とにかく始まってみないと問題も課題も見えてこないというところが私の正直なところでございます。裁判員に選ばれた住民の方が困っていれば、十分に対応させていただきたいというふうに思っております。以上で、宮内議員の、裁判員制度についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。次の、保健室登校につきましては、教育長が答弁しますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 宮内議員さんの保健室登校についてのご質問に対してお答えをいたします。この保健室登校につきましては県下の状況につきまして、先日、マスコミで報道されております。増加傾向にあるということでございますけれども、町

内の状況について、まず、ご質問の1点目、不登校及び保健室登校の生徒児童数でございますが、不登校は中学校で2名、小学校はおりません。そして保健室登校につきましては小学校で2名、中学校では相談室で過ごす生徒も含めまして5名の、小中合わせて7名という状況でございます。2点目の、相談室の有無につきましては、すべての学校に相談室や会議室など、相談のできる部屋を確保いたしております。3点目と4点目の、養護教諭に関することにつきましてですが、子どもの身体面だけでなく、心の健康面など多様な業務が増加しております。今後は一定児童生徒数規模以上の学校等には複数の養護教諭が必要になってくるのではないかとというふうに考えております。また日常の業務に対する支障ということですが、現段階で支障をきたしているといった報告はきてございません。5点目の、保健室で急病やけがで治療している子どもと保健室登校の子どもとの接触の関係ですが、これにつきましては、カーテンや間仕切りによりまして、保健室登校の子どもが精神面で負担にならないように配慮をいたしております。6点目の、虐待報告につきまして、現在、養護教諭からの虐待報告はございません。報告があった場合には、学校だけで対応するのではなくて、砥部町要保護児童対策地域協議会、ここを通じまして、児童相談所や警察など、関係機関と連携して子どもに対するケアと保護者への適切な対応を行ってまいりたいと考えております。7点目の、今後の問題点や対策でございますが、学校に來ても教室に行かずに保健室で過ごす、この「保健室登校」の児童生徒数が、全国でございますが、小学校で1千人当たり2.0人、中学校で6.6人と、5年前に比べて小学校で1.7倍、中学校で1.2倍と増加傾向にあることが文部科学省の調査で明らかになっております。こうした子どもたちの中には、友人関係や学習面での悩みを抱えているケースが多いと言われております。急病やけがの対応だけでなく、子どもの心の健康も支えるという点で、保健室の役割はますます重要になっておりますので、先程申し上げましたように、養護教諭の複数配置など、体制の充実が必要と考えておるところでございます。しかし、国県の財政上の理由などで配置が進みにくい現実もございます。このため、現在配置されております教職員全体での共通理解と協力のもとに、子どもたちの心身の健康問題に取り組んでいく体制をより一層充実させるとともに、子育てで悩んでいる保護者に対しましては、子どもへの支援の在り方について、共通理解を図って対応していく必要があると考えています。また、現在行っております、ハートなんでも相談員の配置、それから中学校に対するスクールカウンセラー、これの導入を続けてまいりまして、子どもたちが相談しやすい体制を整備して行きたいとこのように考えております。以上で、宮内議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） まず、裁判員制度についてでございますが、砥部町として町長の答弁の中で、公平に有給が取れるように今後やっていると答弁をいただきました。まだ、町長の答弁のごとくまだスタートをしていないわけでございますけれども、いろいろな問題点が出てこようかと思えます。まず、町民にとって、町として一番利

用ができやすいようなこと、また困っている方がいないように今後とも行政として取り組んでもらいたいと思います。今後またいろいろな問題が起きるかと思いますが、町長の良識的な考えをもって、町民に対しては公平にしていきたいと思います。特に臨時職員さんに対してですね、多分、数日間抜けられるかと思いますが、せっかく、その町の臨時職員として入られた以上、やっぱり長い目で公平な目で見ていただきたいと考えております。

それともう1点はちょっとお伺いいたしますが、日常生活的に、各個人的に、格差という問題点があると言われるのは、多分育児休暇とか、そういう介護者とかがおられる方に対してのことだと思いますが、1つだけ、もしその裁判員に選ばれた方が町の何課に相談に行けばですね、ご相談をしていただけるのか、1つお聞きしておきます。僕は多分福祉課系統かと思いますが、それとも総務課か、どちらかかと思いますが、1つの窓口を作っていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、保健室登校でありますけれども、これはまた難しいことをごさいますて、思春期の子どもさんを抱えてですね、学校の先生方も大変苦労されると思っております。しかし、この保健室登校というのは、増えたり減ったりとされているのが実情ではないかと思っております。今後、先生の努力または町としての行政、教育長としての立場です、いかに少なく取り組んでいただけるかを期待しています。この保健室登校については、答弁は要りません。以上です。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の、宮内議員の窓口の問題でございしますが、総務課になると思います。また、きちっと決まりましたら広報等で周知徹底を図りたいというふうに考えております。

○議長（井上洋一） 宮内光久君の質問を終わります。14番、田室博志君。

○14番（田室博志） 14番、田室博志です。農業問題の中で、緊急な対策を要しております温室みかん対策について質問をさせていただきます。原油の高騰に伴いまして、ほとんどの品物が値上がりをしているのが昨今でございします。生産資材、肥料等、生産費の高騰分を、生産物価格に転化できない農業。再生産ができるかどうかの危機に直面をしております。特に温室みかんでは、原油の高騰で、A重油の高騰、このことで直撃を受けております。A重油の価格の変動を見ますと、月々によって価格の多少の上下はありますけれども、平成5年では1リットル当たり35円、17年では44円、18年では63円、19年では64円、20年では84円でありました。これからの加温、来年の生産を目指しての加温でございしますが、11月、12月からの加温になってまいります。この加温のためのA重油を現況から推測いたしますと、105円から115円が予想されます。平成17年からみますと、実に2.5倍になっております。この価格になりますと、ほとんどの生産農家が採算がとれなくなると考えます。温室みかんを継続生産するには暖房費の軽減を図る必要があります。ヒートポンプの導入、多重被覆の導入等、省エネ対策が必要となってまい

ります。これらの導入には多額の経費が必要となってまいります。砥部町の農業の販売額を見ますと、JA中央農協の砥部支部、宮内支部、麻生支部この3つの園芸組合がありますけれども、この3支部合わせて農家の生産額が11億1千万円となっております。この内、温室みかんが4億4千万円で、全体の40%の売上を占めております。特にこれを砥部支部だけを単独で取り上げますと、特にこの割合が多く55.9%を温室みかんが占めております。温室みかんが崩壊すれば、砥部の農業そのものが崩壊するのではないのでしょうか。まさに、砥部焼とみかんの町、このみかんの町の危機であると感じております。省エネ対策を検討しておる農家の支援が必要と考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。質問を終わります。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の田室議員の「温室みかん対策」についてお答えをさせていただきます。ただ今ご指摘がございましたように、砥部町の基幹産業である柑橘でございます。先程も山口議員からご質問ございました。そして、三谷議員からもご心配いただいておりますし、議員の皆様からは本当の砥部の基幹産業、みかんがどうなるのかというようなことを日頃からよくご相談いただいたり、またご指導をいただいております。現在みかんは低価格で推移しており、追い討ちを掛けるように、原油価格の高騰によって重油はもちろんのこと、生産資材の価格が上昇しております。生産者には死活問題となっているところでございます。生産資材高騰で苦境にある農家を支援するため、先日8月22日に、JAえひめ中央農協で、経営管理委員会を開いて、ハウス加温用の重油代や省エネ型ヒートポンプ導入への助成などを盛り込んだ緊急対策を決められたようでございます。また、翌23日には、生産コスト増大に対する支援策を国に要請するため、JA愛媛中央会がJAグループ愛媛農業危機突破集会を開催されました。本町におきましては、平成19年度に果樹産地体質強化促進事業により、9戸の農家の方に1.8haのハウスの多重被覆に対し、約43%の補助を出させていただきました。また、20年度は、同事業により7戸の農家が1.8haのハウスで実施する予定となっております。今後もハウスの多重被覆に対して引き続き支援をして参りたいと考えております。また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行うヒートポンプの導入につきましては、現在、本町では、21年度事業で14台の導入が見込まれており、ハウスの多重被覆と同様に支援をして参りたいと考えております。また、農業近代化資金、農業経営基盤強化資金など、状況に応じた融資制度もございます。農業近代化資金は、現在、町が1%以内で利子補給を行っております。農業経営基盤強化資金につきましては、貸付金利2.35%の内、農山漁村振興基金から0.28%、県町からそれぞれ0.135%の利子補給を行っております。今後も、国や県と共に協議を行いながら、積極的に農家を支援して参りたいというふうに考えております。以上で、田室議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 14番、田室博志君。

○14番（田室博志） 国、県の事業等の説明があったわけですが、今、国に

においてはこの農業対策として、原油高騰また肥料の高騰から2割以上の省エネ対策農家に支援対策、こうしたことを検討をしております。砥部町といたしまして、単独支援は財政的に非常に厳しいものがあると思いますけれども、こうしたみかんの町がこのような状態でございますので、ぜひ、国・県に強力に支援体制をお願いする体制を作っていただきたいと、そういうふうに考えます。以上で質問を終わります。

○議長（井上洋一） 田室博志君の質問を終わります。10番、土居英昭君。

○10番（土居英昭） 10番、土居英昭でございます。町道管理及び河川の景観管理のあり方についてご質問いたします。本町の町道は444路線あり総延長は248kmでございます。その維持管理は地元がするのが原則であります。しかし高齢化が進み地域で草刈りや側溝の土の除去等の維持管理が人数不足や体力不足によりその作業ができにくくなってきております。特に草刈りは重労働であり、夏の作業でもあり近年の猛暑によりその作業は大変苦しく困難になってきております。こういった現状の下、近い将来町内でも草がおい茂り、どこまでが路肩かわからないような危険な町道を見かけるようになるのではないのでしょうか。小さな集落ほど、主要国道県道より遠く離れ、その管理をしなければならぬ道路の距離は長く、一層維持管理が難しくなってきております。こういった現状に対してどういった手だてをしていこうとしているのかお考えをお聞かせください。

また、地区内にある町道の内、地元の利用よりもそれ以外の方の利用が多いような道路に対して地元では主たる利用者が協力をし合って管理を行うべきではないかと言った声を耳にします。先に述べましたように夏の除草作業は大変重労働でもあります。この様な状況下の町道はどのような管理体制をとっていくべきかお尋ねをいたします。

次に、砥部川の河川管理道路の土手の除草はやはり地元が原則でしょうか。砥部川長田橋から麻生橋までの約1.5kmの河川管理道路の土手は、以前は、建設省か県が業者に発注して年に1回か2回草刈りを実施しており、草が大きくなってきたころを見計らってきれいに除草ができ、土手の景観も良かったような記憶があります。それがいつの間にか部分的になり、きれいに草刈りができているところと大きな木や草が生い茂っているところに2分されました。業者が草刈りをしなくなった土手はやはり地元で管理すべきものでしょうかお聞かせください。

次に、愛媛県立歯科技術専門学校跡地の利用についてお伺いをいたします。愛媛県立歯科技術専門学校は平成3年4月開校し平成20年度の生徒が卒業する平成22年3月で廃校となります。これまでには約1千人近くの生徒が卒業し県内外の歯科医院において活躍をされております。卒業生は母校の存続を願い署名活動をしましたが、愛媛県では、学校を譲渡するか又は廃止するかの2案としたようです。7月の知事陳情の時に最有力候補であった県歯科医師会は引き受けが困難であるとの結論に至ったようであり、もし廃止になった場合、町としてこの施設を県より借り受けるか、買取るかして利用してはいかがでしょうか。例えば子育て支援施設や老人福祉施設を設置し、それに伴う役場の担当課を配置するなどいろいろと考えをめぐらせることが

できます。町長はこの跡地利用に対してどのようにお考えかお聞かせください。以上で質問を終わります。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居英昭議員さんのご質問にお答えいたします。まず、町道管理及び河川の景観管理のあり方についてでございます。町道の地元管理における高齢化等による労働力不足の手だてについてでございますが、小さな集落において、高齢化や労働力不足等のなか、維持管理していただいている地域の皆さんの苦労は大変であるというふうに思っております。ご指摘のとおり、農家の高齢化や労働力不足、また気象状況等により、地元頼りでは益々維持管理が難しくなっていることは確かでございます。今後はそれぞれの道路の特性や地域性を考慮し、まちづくりに対する支援の中で、町道の維持管理も含めて検討してまいりたいと考えております。

2点目の、砥部川の管理道路の土手の除草についてでございますが、砥部町が町道として借り受けている部分については、年2回除草を行なっております。その他の県管理の部分においては除草等がされていないというふうに思います。それで、県の方へ確認しましたところ、県では統一運用で、治水上支障のない範囲については草刈りを行なっていないということございました。今後、愛リバー・サポーター制度など、ボランティア活動で今までと同様、地域住民の皆さんにお願いしたいというような、県からの回答がございました。回答にはならないかもしれませんが、皆様にご迷惑かけますが、なにとぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、愛媛県立歯科技術専門学校跡地の利用についてですが、当該区域は都市計画法で規制される市街化調整区域であり、学校運営以外への転用は難しいと思っております。また県の施設でございますし、売却貸与等については県の意見がでてくるのではないかとこのように思います。今後は、県の検討状況そしてまた情報収集を行い、跡地をどのように利用するか見守ってまいりたいと考えております。

○議長（井上洋一） 10番、土居英昭君。

○10番（土居英昭） 今、町長の方からご答弁があったわけですがけれども、補助金を出すということじゃなかろうかと、あ、ごめんなさい、最初の質問の町道管理なんですけれども、ということではないかと思うんですけれども。私が心配しておりますのは、補助金を出してできる所と、補助金を出したらできない所とできる所というふうになるのではないかとこのように思っております。広田地区ではですね、補助金を出して管理していただいておりますけれども、もう限界だという話を耳にいたしております。そこでですね、私が1つ思いますのが、提案なんですけれども、県がこの間募集を始めましたけれども、有料の道路除草の委託制度があるんですけれども、それを導入してはいかがかというふうに思います。当然地元もいくらかの負担をしなければならないと思うんですけれども、その導入はいかがなものかと。そしてもう1点は、どう言いますか、ご近所に集落がございまして、ご近所のできない所は、ご近所の集落にお願いをして有料で草刈を手伝ってもらおうというような、ヘルパー制度はどうかと。中には元気な方もおいでますので、進んでやってくれる方もおいでるかもし

れませんが、そのヘルパー制度を導入してはどうかということのご提案でございますが、どのようにお考えかお聞かせをいただいたらと思います。

次に、歯科技術専門学校ですけれども、調整区域にあって、非常に学校以外への転用は難しいということであったと思うんですけれども、最近、規制緩和の問題で、特区とか等々がございますので、なんとかできるものならしていただきたいなと思っておりますけれども。これまでにはこの話は、県の方から、この間発表があった形で、町としてその土地を買い取りたいとか貸して欲しいとかいうような計画もできませんでしたし、また4月に策定いたしました砥部町の総合計画の中にも、この学校の問題がどうこうするようなことはなかったわけですけれども。せっかく立派な施設があるんですからなんとか有効に活用するために、先程言いました特区かなんかそういうふうな、違う目的で利用できる提案、すなわち先ほど質問をいたしました子育て支援施設とか、老人を中心とする福祉施設としての使用をしたいとを県に計画として出していただくようなことにしたらどうかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の土居英昭議員さんの再質問でございます。地域の道路の管理、これは今までのボランティアだけに頼ってはなかなかできないというのは、私も事実だと思います。やはり有料でのボランティア制度、そういうものも考えていかなければならないというふうに思っております。それと私も、このことについていろいろ話し、昔は道路工夫さんがいて、毎日毎日道路を順に見て回ってた。やっぱりそういう制度もあっていいんじゃないかなというふうにも考えました。経費のかかることではあります、やはり道路を守るということは大切なことであると思っておりますので、今後どのようにすればいいか、よく考えていきたいというふうに思います。

次に、歯科技術専門学校の跡地でございますが、私としましては、この立派な建物ではあるんですけれども、これを何に使うか、これからまず入らなければならないというふうに思います。本当に良い建物であっても、使い方によっては生きるか、それとも経費だけかかって何にもならないかというようなことがあります。そういうことで、この問題については活用方法をまず考えて、そして方向付けをしたいというふうに考えております。

○議長（井上洋一） 10番、土居英昭君。

○10番（土居英昭） たびたび質問をするわけですが、先程言いました町道の問題ですが、これは本当近い将来、管理ができなくてどうしようも無くなる可能性が高いと心配をしておりますので、できるだけ早くですね、基本的な考え方を地域に示していただきたいというふうに思っております。それと、先程もう1つ質問と言うか、愚痴を言いたかったんですけれども、河川の土手の草についてですが、これはお願いをすることで、お願いですけれども、今まで目に余って我々も草を刈ったこともありますけれども、今までお願いされた覚えは、川ができてから、お願いされた覚えはございませんので、正式にそういうことのお願いがあるんならお願いをして欲しいなというふうに思っております。

次の、歯科技術専門学校の件なんですけれども、私1つ思いますのが、幼保一元化の問題がありますけれども、その麻生地区での一元化という点では、この施設を利用してはというふうな提案もごさいます。特に、麻生保育所はですね、120人の児童がおるわけなんですけれども、その内の、トイレの問題とかがあります。その、今は105人入所があるんですけれども、トイレの問題にしますと、3箇所ごさいますけれども、1箇所は0歳児が使って、2箇所しか使えないのを、それを100人で使っていると。今年、男子の保父さんが採用されましたけれども、大人の男子トイレが無い状況でございます。なんとかしなければならぬと思います。また、もう1つの考え方なんですけれども、麻生児童館を移設してはいかがかというふうなことも考えます。ご存知だと思いますけれども、高尾田の児童館も手狭でございまして、住宅地の真中にあるためか、近所の方からのクレームがあるというようなことも聞いております。また隣にあります医療技術大学にとってみますと、児童施設とか老人施設が横にあるということは、移動に時間がかかりませんし、いつでも実習や研修ができるということで、最高な位置関係だというようなことも聞き及んでおります。いずれにいたしましても、そういう計画を組んでいただきたいんですけれども、ちょっと話が余談になるかもしれませんが、もし売っていただくとすると、大体土地と建物とで7億円くらいかかるというふうに聞いております。中央公民館の横の体育館は昭和53年に8,200万円で建設をいたしました。25年経過した平成15年に10万5千円で払下げがあったと。粘り強く交渉をしていただいでですね、安く買っていただいでですね、何とかその利用方法を検討していただいで、せつかく立派な施設でございますので、何とか利用を心がけていただきたいなということを要望したしまして質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（井上洋一） 土居英昭君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時10分

○議長（井上洋一） 再開をします。一般質問を続けます。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 17番、玉井でございます。道州制についてと福祉巡回バスについてをお尋ねをいたします。

道州制についてですが、地方政治と地方制度について、骨太の方針2008が提起している内容の中に新しく盛り込まれた「定住自立圏機構」は道州制を見据えて「町村」を「半人前の自治体」にしていく流れに符号するものです。「定住自立圏構想」は、増田総務大臣主宰の研究会が学識者を始め、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省からも参加して、今年1月に発足し、わずか4ヵ月足らずで「報告書」と

してまとめられたものです。少子化・高齢化と人口減少、地方から東京へと人口流出が続くもとで、衰退するという認識に立って「もはや、すべての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難である」と。従って、人口5万人以上の中心地に周辺地域の住民の分を含めて圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、それを周辺の住民が活用するというものです。この集約とネットワークのために中心市に財源も重点配分をしていく考えです。「骨太の方針」では、「中心市と周辺市町村が協定により役割分担する『定住自立圏機構』の実現に向け、今年度から地方公共団体と意見交換しながら具体的な圏域形成を進めるとともに、各府省連携して支援措置を講ずる」としています。「定住自立圏構想」について増田総務大臣は、モデル事業として今年度から財政支援すると表明していますが、そのことについて、通達または何か連絡があったかどうかまずお尋ねをいたします。

平成の大合併も、「自立的」とは名ばかりで、国による「アメとムチ」で半強制的に進められました。その反省もなく、再び国の旗振りで、特に農山村地域の小規模町村を「半人前の自治体」に追い込むものではないのか。また、道州制の地ならしではないのか。新たな不安と危惧を広げるものと言わざるを得ません。「道州制の導入」については、「道州制の本格的な導入に向けて『道州制ビジョン』を策定する。」と、前年と同じ記事です。政府の「ビジョン懇話会」が今年3月に中間報告案をまとめ、道州制は新しい国の形をつくるもので、それは国の軽減は国家に固有の役割に限定し、国民生活に関する行政の一員は一時的には道州と基礎自治体が担い、広域的な補充は道州が行うと改めて、道州制の狙いと姿を提起しております。国の役割としては、列挙した16項目は、外交や国家安全保障、司法などで、国民生活に直接に係る項目は最低限の生活保障だけで、年金や医療保険などのナショナルミニマムさえ、今後の議論検討課題としております。今後の導入プロセスとして導入時期は2018年までに道州制に完全移行すべきで、そのため、道州制基本法を2010年に原案を作成し、翌年の通常国会に提出する必要があるとしています。推進力となっておる自民党の推進本部の「第3次中間報告」の詳細は分かりませんが、報道によれば区割りを9または11ブロックで、4案を示し、「2015年から2017年をめどに道州制を導入」「基礎自治体は少なくとも10万人以上」などとし、促進のために、「道州制基本法」を来年2月、2009年の通常国会への提出を目指し、法案作成にプロジェクトチームを設置するとしています。自民党の道州制推進本部も3月に第3次中間報告の叩き台をまとめ、全国の知事と都道府県議会議長などへのヒアリングを行い、賛同の声の一方、反対や批判、慎重な意見が相次いで出され、「知事は賛否両論、議長は消極的」と報道されています。日本経済連も、「2015年の道州制導入を目指し、2010年に道州制推進基本法を制定すべき」としています。道州制の導入に向けた第2次提言の中間取りまとめ、国と地域、産業界が広域連携で地域の活性化を目指し、一体化、総合的な取り組みの強力な推進を提起、それが道州制の実現に繋がると強調しております。ただし、こうした推進勢力も、国民合意や機運の高まりがないことはよく承知しています。それだけに「政治や行政に関心をもたない人たちの間でも幅広く議論が

行われ理解されるよう、マスコミなどの理解協力を得て、分かりやすい情報発信を行う必要がある。」これはビジョン懇話会です。「国民理解を深める上で政治主導の取り組みに期待する。」日本経団連。と、政治のリーダーシップを求めています。

そこでお尋ねいたします。町長は7月上旬の愛媛新聞で、県内全市町の合併へのアンケートの平成の大合併の評価の中で、大合併についてはある程度評価するとの回答ですが、このメリットは何か。またどこに賛成の理由があるのか具体的にお答えください。これから1年、2年、道州制ビジョンの取りまとめや、展開などが予想されますが、10ヵ年計画どころではないかと考えられます。また、道州制により、砥部町自体が消える可能性があります。そして、砥部町自体過疎化がより早く進み、伝統ある砥部町の名称が消える可能もあります。役場もなくなり、雇用問題を始め、町民への具体的支援ができなくなる可能性もあり、高齢化社会がより早く進んでまいります。道州制とその影響について町長はどのようなお考えかご所見をお伺いいたします。

2点目、福祉巡回バスについてです。広田地区の国民健康保険診療所は来年3月をもって医師が退職するため、新たに医師の確保が必要であり、診療所を存続させることに重点をおいているという説明がありました。また現在の診療所の運営は、診療収入だけでは運営できず、独立採算制にも関わらず、一般会計から年3,200万円を繰り入れています。そこで医師の確保と、健全運営を推進するために、指定管理者の導入を考えているとの説明ですが、それと、広田地区では部落ごとに患者送迎の運行を週1回しているとの説明がありました。そこで提案いたします。

全町に福祉バス運行してはいかがでしょうか。幸いなことに運行費用にかかるバス購入代は、国・県から500万円の補助金があるそうです。松前町の一例ですが、全町対象で1日2便。大人100円、町内の65歳以上・障害者無料、子ども50円と料金を設定して運営されています。全国で過疎地域では、バスの運行がストップしております。巡回バス運行について、砥部町内においても万年・七折線が運行中止となっております。病院、買物に行くのにお年寄りは大変難儀をしております。そのことを併せて、ぜひ実現されるよう、町長のご所見をお尋ねいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の玉井議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。まず、定住自立圏構想についてでございますが、平成20年7月8日付けで愛媛県総務部長から説明会の案内がありました。松山地区広域市町村圏協議会として、担当者を説明会に出席させました。今後の取組みとして、松山地区広域市町村圏協議会では、先行的実施団体へは応募しないこととし、構成市町担当者による調査研究を進めながら、情報を共有し、国の動向を見極めていくことになりました。

続いて道州制についての考えでございますが、ご承知のとおり、過去80年間にわたり議論されてきた道州制でございますが、ここにきて政官民あげての取組みに、時代の大きな流れを感じております。道州制は、中央政府を含めた広域行政改革の中で住民サービスの仕組み等を再構築しようとするものですから、基礎自治体の規模をどうするか、税、インフラ整備といったことを始め、住民への具体的支援や民間への影

響など、1つ1つ解決していかなければならない問題が山積しています。この山積した問題を抱えてどう舵を取るか。そのあたりで将来のイメージをつくることができないまま「道州制」という言葉が独り歩きし、いたずらに国民の不安を掻きたてているような気もいたします。道州制の議論が進めば基礎自治体の規模など具体的な数値が示されるものと思いますが、基礎自治体の規模がどうなるのか。市町村合併をどのようにして推進し、それによって私たちの生活がどのように変化するのか。このあたりが一番関心のあるところではないかと思えます。そもそも、道州制の目的は、一極集中を打破し、「活気ある地方」「魅力のある地方」をつくることにありますから、中央に頼るのではなく、地方が主体的に自らの責任において政策を進めることで、その地域にあった独自の行政サービスを提供することができると言われております。にわかには活気を帯びてきた道州制の議論ではございますが、具体的に何一つ示されない段階では、議論を深めることはできません。

次に、平成の大合併の評価でございますが、予算財政的な問題がやはりこの平成の大合併には一番大きかったのではないかというふうに思います。私は財政的な面での企業で言う合理化の一貫であったのではないかと思えます。そういうことで、この平成の大合併、財政的な面での評価をいたしております。しかし、反面、この合併によっていろんな歪みがでてきたことも事実でありますので、そのことを付け加えておきたいと思えます。

次に、福祉巡回バスについてでございますが、過疎化の進行やマイカーの一層の普及等により、全国的な傾向として不採算路線からのバス事業者の撤退が見られます。このような状況の中、公共交通の不便な地域の住民の交通手段や主要施設や観光施設等を循環するコミュニティバスを運行する自治体が見られるようになりました。近隣では、先程お話しいただきました松前町が伊予鉄道と連携し、町内を循環させるコミュニティバスの運行を8月1日から始めました。事業費は、初期投資としてバス購入費が約1,700万円で、このうち県の補助金が500万円、バス停設置費が約150万円です。運営を伊予鉄道が行い、赤字分を松前町が補てんすることになっており、8月から3月までの8カ月間で約700万円の赤字補てんを見込んでいるようです。このように、福祉バスは、バス事業者が撤退した路線あるいは運行していない地域等を安い運賃で運行するため、収支を均衡させることが非常に難しいようです。コミュニティバスの運行を、純然たる営利事業として捕らえることが適当ではない、このことは私も十分に認識しております。しかし、財政状況が非常に厳しいことも現実であります。将来の高齢化の状況、住民の要望や実態、また財政状況などを見極めながら検討して参りたいと思えます。以上で、玉井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 道州制についての質問をちょっといたします。この自民党推進本部の知事・議長へのヒアリングで、先程申し上げましたように、賛同の声の一方、反対や批判、慎重な意見が相次いで出されています。これは自治日報の6月20日、

21日に掲載されております。その一例を申し上げておきますと、「道州制に対する漫然とした期待が大きすぎる。国の総合の出先事務所的道州制なら、かえって中央集権が強化される。」これは、井戸敏三兵庫県知事。「道州制の効用に疑問がある。小さな村にとっては、道州制は遠い存在となり、大きな基礎自治体にとってはメリットが無い。道州制は地域間格差を補填する、首都機能移転のてん末同様、道州制議論は地方の問題から目をそらすことにならないか。」荒井奈良県知事。「三位一体改革で騙されたが、国の行革財政再建の試算との不順さを感じる。どうしても道州制を導入するなら、三重県は単独州でいきたい。」野呂三重県知事。「議会での道州制には消極的で同僚に聞いたが全員が反対だった。国の根幹、憲法に関わることで、地方ではなく国の問題だ。道州制には断固反対である。」桜井富夫茨城県議長。「現在の都道府県側で十分できるのではないか。まずは分権だ。基礎自治体中心で30万都市と言うが、平成の大合併を検証すべき。」遠藤忠一福島県議長。「基礎自治体30万人では住民との距離が遠くなる。市町村は合併して損をしたと言う。機が熟していない。ガス抜きの意見反映では意味が無い。」福山守徳島県議長など、自民党保守の市長や議長でも反対や批判を強く発言しております。問題点は、町村を半人前の自治体扱いにすることです。基礎自治体への権限委譲の推進では、基礎的に都道府県から市町村への権限の委譲で、今後政府の推進計画に盛り込まれるとおり、各地で先行して権限委譲が進むことが予想されます。今、提起の特徴は全部で359項目を挙げながら、町村を含む市町村の委譲はわずか28項目に留まっています。全国町村会が市と町村の名称だけで区別するのは賛成できないと、当然のことながら批判しております。問題は市に権限委譲を進めても、町村には委譲しないという姿勢です。それに今、国が道州制の導入を進め、地方分権改革も道州制導入の前提であることには無関係ではないのです。道州制の姿は、都道府県を廃止して、全国10程度の道州制に再編し、今の1,800の市町村を大改変し、700から1千、やがて300程度の基礎自治体に集約する構想です。基礎自治体は30万人、少なくとも10万人というのが推進勢力の本部の共通した想定です。その意味では、町村への権限委譲は基本的に進める立場にないのです。逆に町村は、半人前の自治体にしていく方向です。お尋ねします。全国3,200あった自治体が最終的には300の自治体に集約するというのが道州制計画ですが、砥部町が無くなると同時に、町長は道州制について、砥部町をどのようにお守りになるか、お考えを再度お尋ねいたします。

続きまして、福祉巡回バスについても、申し上げましたように、砥部町は比較的細く長い町です。万年・七折のように公共交通の便は無くなり、高齢者、障害者、妊婦、自動車を持たない人など、多くの町民が誰でもどこでも乗り降りできるバスの運行が求められているのです。具体的なことは、より検討され、実現の方向で計画されるよう改めて質問をいたします。以上で第2質問を終わります。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の道州制の問題にお答えをしたいと思います。今、自民党の中にも反対の方がたくさんいらっしゃるというようなお話しもいただきました。

たくさんの方を羅列していただいて、私も知っている人もいるな、聞いたことない人もいるなということで聞かせていただきました。この道州制については、賛否両論があるのは、私はそのとおりだと思いますし、PHPの社長は私のところにも本を送ってきましたけれども、道州制賛成ということで、こういうメリットがあるということもたくさん書かれておられました。この道州制については先程も申しましたように、今いろんな議論がされているところでございます。そういうことで、これからいろんなことを、いろんな方面から検討して決めていくべき問題であるというふうに思います。1つだけ言えることは、「やれやれ合併が終わったのに、はや道州制か。」という意見も聞こえてまいります。そういうことで、この道州制について砥部町がどうこうするのではなく、これはやはり国家的基盤の大事な事業ではないかと思しますので、国との動向を見ながら、そして我々町村長でもまた話し合いをしながらこのことについては対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、福祉バスでございますが、伊予鉄道が廃止をいたしました。その時に皆様にもご報告いたしました。七折線のバスに乗っているお客さんは1.7人。外山の方も2人を切るというような状況でございます。やはり、我々が福祉で考えなければならないのは、1つはやはり、利用をするお客さんがいる、やはりここらあたりも、何を求めているかよく考えてやらなければならないと思います。もちろん便利になるということにおいては私は非常にいいことだと思います。そういう調査をしながらこれからの福祉バスについては考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（井上洋一） 17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） これは、くどいようですが、もう一度道州制についてお尋ねします。これは平成の大合併は、「アメとムチ」を半強制的に進められました。そのため、周辺の沈滞化現象は県下の市町村でも見られます。先程も申し上げましたように、愛媛新聞に載っておったんですが、旧北宇和郡津島町や吉田町でも、飲食店を中心に、客足が大幅に落ち込み、旧吉田町の鮮魚店兼飲食店の経営者は宴会等が減ったことで、他の商店に米や野菜、肉、酒等を注文する回数も減ったとして、結果的に地元の商店全体の経営が苦しくなったと話されています。広田村でも同様では、私も現状を見てはないんですが、同じような現状ではないでしょうか。そこで、再度申し上げますが、2010年に道州制推進基本法を制定すべきとしていますが、基礎自治体は30万都市ですので、300の自治体に集約する案ですが、10万で合併しますと、伊予市、伊予郡が全部で合併しても約10万足らずです。30万ですと松山市に編入しかないので、そういたしますと5年前の合併の時に申し上げましたように、本当に松山に合併になりますと、砥部町は無くなるんじゃないかという心配が先に立ちます。どちらにしても中心である役場は、1支所となり職員10名程度になります。今、石井地区の例をとりますと、先も申し上げましたように、石井地区5万人いるんですが、支所は10人か15人だということでございます。それから、また地元商店、企業の打撃は大きくなるのではないのでしょうか。併せて小学校、中学校の生徒数も減ります。増えるのは高齢化率が上昇することだけです。2010年というのは目の前

です。町長は、そのことを考えて、皆さんと相談しながらやっぱり砥部町を残していくということに先頭に立っていただきたいと思います。

福祉巡回バスについてですが、バスの購入についても、大型バスを購入する必要はないと思います。10人乗りのバスで結構です。そのことを含めましてよく検討してやっぱり乗客の1人、2人の人が大切だと思いますので、ぜひ実現させていただきたいと思います。以上です。答弁要りません。

○議長（井上洋一） 玉井啓補君の質問を終わります。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 4番、土居美智子でございます。質問に入りたいと思います。9月に入りまして、2学期も始まりまして私も朝7時出勤の仕事に毎日出かけております。肌を通り抜ける風が、ほんとに爽やかな涼しさを運んでくれる良い季節になったなと日々感じております。

では質問に入りたいと思います。私は2つの質問を行いたいと思います。まず最初に、第1次産業の復活とCO₂ということで、環境問題も含めながら質問をかけていきます。第1次産業とは自然に働きかけて採取を行う産業、農業・林業・水産業を言います。主に農業自給率回復について質問したいと思います。8月、北京オリンピックに一喜一憂している最中、私たちにとっては忘れてはならない日を2回迎えました。1つは終戦という日。もう1つは自然農法を提唱し、粘土団子を考案、アフリカやアジアや各国で地球緑化を推進してこられた伊予市出身の福岡正信さんの死去です。どちらもまさしくこれからも重要な日であり、必要な人だったのではないかと私は思います。私は終戦という日を「日本に神風は吹かなかった」これを確実に認識した日と、自分流に整理をしております。まったく余談にはなりますが、福岡さんが開発されました粘土団子というのは、その団子の中に100種類の、いろんな種類の種をですね、一緒に混ぜ込んでいわゆる、地面に撒いておきますと、その風土、土地に適合した種だけがですね、芽を出してくると。まあこういうことで緑化を進めていくと。非常に簡単な説明なんですけれども、そういうふうな団子だったらしいです。それをやはりボランティアで種を集めてらっしゃる方もいらっしゃって、この福岡さんの仕事がかどったということだそうです。

さて、本題に入りたいと思います。現在毎月のように何かが値上がりしております。食品や日用品等は再値上げも珍しくありません。値上げラッシュは当面続くと言われております。労働者の賃金は上がらず、生活を防衛することに必死です。終戦、日本経済は2度の石油危機に直面したものの、ひたすら成長路線を走り続けてきました。その間に日本は工業生産力を高めることで外貨を稼ぎ、食べ物とエネルギーを海外から買うという形をつくってきました。1950年、つまり敗戦直後には49%だった就業人口に占める1次産業への就業者比率は、産業化とともに減り続け、今や4%となったのです。当然のことながら、食糧自給率も下がり続け、60年には79%だったものが、現在39%というあまりにも特異的な国となったのです。先進国とされる国で、日本を除き、最も自給率の低い英国でも74%ですから、日本の状況がいかな

るものかが想像がつこうかと思います。食糧価格高騰を巡る暴動までが報告されている今、最大の食糧輸入国たる日本を見る眼差しは迷惑な存在と変化しているのが現状のようです。

さて、質問に入りたいと思います。過去1年に作付けがされず、今後数年間作付けをする予定もない農地を「耕作放棄地」と呼ばれますが、そこで質問します。1つ、砥部町の「耕作放棄地」の面積はいくらですか。それは耕作面積の何%にあたりますか。2つ、その理由は何でしょうか。3つ、解決策はありますか。あるとすればそれは何でしょうか。4つ、家畜のエサ用のコメを育てる農家に補助金が出るようですが、該当農家はいますか。日本の輸入食品の重量と輸送距離を掛け合わせたフードマイルは世界一です。これは日本が、他のどの国民より、毎日の食事で環境を汚染しているという意味です。その上、諸外国の食糧の値段が高騰したり、食糧不足になれば、いち早く飢餓がやってくると考えられます。質問します。これを克服する方法は自給率の回復以外にないと考えますが、町長はどのように思われますか。自給率が回復することはCO₂の削減に繋がります。以上、5点について質問いたします。町長のご答弁をよろしくお願いします。

2つ目の質問です。図書館についてお尋ねしたいと思います。先日、待ち合わせ場所に町図書館を選びました。少し時間の余裕があり、文化会館のロビーのソファに座りながら手持ち無沙汰で、なんとはなしに行き交う流れを見てみました。小さい子どもさんの手を引きながら、または元気の良いスキップで、家族連れの人たちが図書館に入って行かれます。これは評判が良いという証だなあと一人で関心しながら時間を潰しました。今、図書館はまちづくりの拠点として活用しようとする動きが各地で見られます。町の歴史を掘り起こし、放っておけば消えてしまいそうな自然の情報などを集め、人と人とを繋ぐ身近な存在になる所、いわゆる情報発信の拠点に図書館が良いというのです。なぜ、図書館かという理由は、図書館の利用者が他地域の活動を知ることができ、蔵書は活動を広げる助けになり、まちづくりへの関心は高くなるという論法なのです。確かに町の図書館は、非常に多くの方たちが来られております。それを見ると、いろんな情報がここから発信できるのではないかと私も思います。さて、図書館法を見てもみると、第3条図書館奉仕の3に図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応じるようにすることとあります。同じく6には、読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等を主催し及び提供することと記載されています。全部で8項目の仕事内容が列挙され、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、さらに学校教育を援助するよう留意し、各号における事項の実施に努めなければならないと広範囲かつ専門知識を必要とする仕事が課せられているように思います。幸い、町図書館は1人当たりの年間貸し出し数は非常に多く、わざわざ松山から足を運ぶファンも多いと聞いております。わが町で自慢のできる施設の1つです。しかし1つだけ残念なことがあります。そこで町長にお尋ねしたいと思います。図書館司書の採用が必要ではないでしょうか。行政のスリム化がいわれる中、職員の専門化も必要と言われています。町長のお考えをお聞かせください。

2つよろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居美智子議員さんのご質問にお答えをいたします。始めに、第一次産業とCO₂についてのご質問の1点目でございます。砥部町の耕作放棄地面積でございます。2005年の農林業センサスでは、181haとなっており、農家全体の経営耕地面積の、19.9%となっております。これは、全国平均の5.8%、愛媛県平均の11.5%を大きく上回る結果となっております。大変このことには私も心を痛めております。ご質問の2点目、そうなった主な原因でございますが、考えられるのはやはり農業従事者の減少、そして農産物、特に本町の基幹産業でありますかんきつ類の価格低迷によるものと考えられます。まだ他にもいろいろな要件はあると思っておりますが、大きなものはそういうところではないかというふうに考えております。耕作放棄地は、全国的にも社会問題になっていることから、国では今年度から抜本的な解消に向け、耕作放棄地の現状把握のための調査を行うことになりました。本町におきましては、農業委員会・土地改良区等の関係機関の協力を得て、農業的利用が出来る土地とそうでない土地とに振り分けを行い、調査結果を元に解消計画を策定することにしております。ご質問の3点目、耕作放棄地の解消策でございますが、担い手への利用集積の促進や、景観作物の作付け等による保全管理、本町が推奨している新規作物のブルーベリーの導入等を考えております。国の助成制度等を最大限に活用し、抜本的な解消に取り組んで参りたいと思っております。ご質問の4点目、飼料用米に対する助成制度の該当農家でございますが、本町において水稻農家は自給的農家が大半であり、対象の農家はございません。5点目、飢餓の克服策でございますが、我が国は先進国の中でも食料自給率が下位に低迷しております。大半を輸入に頼っております。近年、中国での農薬問題や産地偽装により、「食の安全・安心」を求める声が大きくなっていることから、土居美智子議員がおっしゃるとおり、自給率の向上は喫緊の課題であります。そして消費者の「地産・地消」への意識が高まれば、自給率の向上にも繋がり、結果、地域農業の発展に寄与するものと考えております。

次に、図書館司書の採用でございますが、司書は図書館法に規定された資格であり、図書館情報学などの専門的な技能や知識を活かして、図書館におけるサービス提供を行うものでありますから、本町のような公共図書館の運営には必要な人材であり、採用について前向きに取り組んでいきたいと考えております。その他の役場の職員につきましてもこれからは専門職、これが必要になってくると思っておりますので、その点を十分配慮して採用を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 町長の方から答弁いただきまして、確かに私がお友達なんかと話しましても、「土居さん、うちの田も空いとるよ。」というふうな話しもよく聞きますので、やはり一番町長も言われましたが、輸入に頼ってきた、今までの策がですね、非常に良かった時もあるんですけども、実は今、中国も準輸入国に変わっておりますし、食の安全とかいうのはですね、やはり地元で採れた物を地元で食べるとい

うこういうことがですね、言葉としては「身土不二」という言葉かなと思うんですけども、非常に大切かと私も思っておりますし、町長も同じ考えであればですね、この農業策についてはですね、非常に前向きに進んでいくのではないかなと思っております。荒れた田んぼがなぜ放置されるのか考えてみました。私たちが考えますのは、まず高齢化による労働力不足ということではないかなと思っております。その上でですね、米、米飯からパン食へと移行してきたこと。なぜこれが食生活のスタイルが変わったかということなんですけれども、やはり日本というのはですね、お米に向けた風土であったということ。政府が奨励しました小麦につきましてもその丁度刈り入れ時にはですね、私もよく小麦のことは分からないんですけども、刈り入れ時に雨風に当たりますとですね、非常に品質が落ちるといふこと。後は、大豆は関税がゼロということで、非常に輸入品の2分の1の価格には太刀打ちできないということで、この大豆の作物については、育たないという理由があるようでございます。そこらあたりは国の仕事ではございますけれども、私たちがやはり望むことはですね、今も言いましたように、本当に汚れてないきれいな食べ物が、身近なところから手に入るということ。私たちの輸入がどういう風な形になっているか、ちょっとだけ言ってみますとですね、わずか人口2%の国、世界から見たらですね、その国が世界貿易に出回る食糧の10%を買いあさっているというのが日本の今の現状だそうです。もしこれをですね、私の村が100人の村だったらという、昔流行ったと思うんですが、そこにちょっと置き換えますとですね、たった2人の人がですね、10人分の食糧を買う。その買うことによってですね、13人の方がいわゆる飢餓、苦しんでいるとこういうふうにはまるんだそうです。私たちがなぜこれを解消しなければならないかということですね、自給率をアップするということはイコールですね、耕作面積をアップするということになりますし、耕作面積を拡大するということは、いわゆるその放棄地が無くなる。これによりましてですね、まず輸入しなくても、段々と、数を輸入しなくても良くなりますと、いわゆるフードマイレージによる空気の汚染という、輸送に対するCO₂の減少があるということに関わってきます。本当は、私は今からですね、福岡さんという方がですね、今から我々をいわゆる助けてもらえる時代に入ってきたんじゃないかなと。ですから、先日亡くなられたという報道を聞きました時に、非常に残念な方が亡くなられたなと思っております。まず、先程の山口議員さんからの質問の中にもですね、学校給食で使ったらどうかというお話しが出たかと思えます。やはりお米にしてもですね、全部が全部砥部町で作られたものですね、給食に間に合うかどうかということは分かりませんが、でも、少しずつでもですね、いわゆる町の作った米を、子どもたちに食べさせることによって、食育教育もできますし、何よりも皆さんがそういうことに興味を持っていただきますとですね、また今の世の流れがですね、小麦が高くなったということで、パン食から米食の方へシフトをしようですから、ぜひぜひこの一次産業の復活ということにですね、本当に力を入れてやっていただきたいなと思っております。農家の方たちが多分、自分の所で食べる作物はですね、あんまり消毒しないで作っていらっしゃるかと思うんですけど、それ

を続けていただいて、そういうものを子どもたちの給食にのせられたら本当にベストではないかなと私はこのように思っております。先程言いましたように、本当に復活するというのは、町長さんも、そのいろいろこれという策が無いと言われておるんですけれども、また私、ぜひこれをですね考えていただきたいなど。給食に利用するというのも考えていただきながらですね、農家の方が採算が取れる農業をですね、少しでもそんなにたくさん儲けなくてもいいから、採算が取れる農業というものをぜひ町としてもですね、計画しながら指導していただきたいなと思います。そのところを町長さんのお考えを教えてくださいたいと思います。

それから図書館についてなんですけれども、確かに司書になる方は非常に勉強しなければですね、司書の資格はいただけない。調べますと、大学または高等専門学校を卒業し、かつ文部科学省令で定めた履修科目15単位を下らない講習を終了しなければですね、この司書という資格はもらえません。現在私は今の、現在の図書館の職員の方たちがですね、どうだとか言っているのではないんです。というのは図書館を見てくださいと、図書館奉仕と書いているんですね。法律を見てくださいと。奉仕ということはいわゆる我々公務員も住民の奉仕者であれというふうになっておりますけれども、やはり自分たちが上位に立つものではないと。皆さんにいろいろなものを提供しながらやっていくのが奉仕かなと思っております。郷土資料とかですね、地方行政資料うんぬんの収集をし、一般公衆の利用に供することと書いてあります。ですから、この項目はですね、十分に留意してやりなさいという言葉も添えてあるわけですね。そうすると、地方行政の資料とかがありますけれども、これをですね、役場が破棄する古い資料を探してですね、あるいは町民に呼びかけてですね、古い写真や絵葉書を集めて、テーマごとにそれを展示する。そのようにして町全体がですね、いわゆる昔の自分たちの町の歴史を温存しながら、なおかつ新しい住民の方たちを取り入れようとしている、そういうところが町の拠点として図書館を利用なさっている町なんですけれども。慶応大学教授の田村俊作さんという方の言葉を私から言わせていただきますと、「一人一人の暮らしに繋がる身近な歴史を共有してこそこの町に住もうと思える。そこに力を入れるのはこれからの図書館のあり方の1つとして望ましい」と言われております。司書がですね、職員が真剣に仕事に取り組めば取り組むほど時間が少ないだろうと思います。司書採用については義務じゃないかもしれませんが、本当に図書館が町の人気がある所にするとすればですね、専門分野は専門分野の仕事がありますので、専門職に任せるべきではないかと思っております。先程町長は、これからの職員も段々と専門職を揃えていきたいとの答弁でしたから、このことについては私も答弁は要りませんが、ただ先程の一次産業、これからのいわゆる給食の献立の中への採用とかですね、こういうことについて、もう一回町長のお考えを聞かせてもらったらと思います。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居美智子議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。やはり採算の取れる農業、これをやはり進めていかなければなりません。その中で

のようにすれば採算の取れる農業ができるか。私も考えてみますと、やはり日本人が贅沢になりすぎて、いろいろなものを海外へ求めた。それはまた輸送手段も格段の進歩を見せた。そういうことによって手軽に品物が入ってくるようになった。そして我々が日頃は食べれないような物、これを簡単に手に入れるようになった。そういうことを考えますと、もう一度生活の元を見つめ直さなければならないような気がいたします。そして、私たちが子どもの頃、日本人は体格が小さいと、それにはパンを食べて肉を食べんといかんと、こういうようなことを奨励されてきました。そのあたりにもやはり自給率が下がってきたのではないかと思います。例えば豚肉にいたしましても、資料の中の、日本で調達するのは5%となりますと、95%は外国産ということになります。そういうことで、この食の問題、自給率の問題はもう一度足元を見直してみないといけないと思います。それからあと、学校給食への問題でございますが、この点についても前にも質問いただきましたし、先程山口議員からもご質問いただきました。その中で、我々が安定して供給するということがどうしても先にきております。そのへんをもう一度掘り下げて給食の担当、教育長とも相談させていただいて、できるだけ地産地消できるものはやっていきたいと考えております。

それから、司書の問題も、答えなくていいのに答えたりするのは大変失礼かと思いますが、今2名の司書の方が臨時職員でおります。やはりこの方たちの活躍で砥部の図書館は非常に評判がいいんだというふうに私も認識をしております。しかし、身分の保証がない臨時職員であれば、いつ辞められるかもわかりませんし、そういう点も含めて先程申しましたように、資格者の採用については今後も前向きでやっていきたいというふうに考えております。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 私がいいですよと言いました司書採用のことなんですけれども、町長に答弁していただきまして、ありがとうございます。ぜひ来年度の新規採用の時にですね、そういうことも考慮していただきたいなと思います。

さて、一次産業の問題なんですけど、私は皆さんご存知だと思いますけれど、農林課長さんからご指導いただきまして、今、自分の手で、初めて米というものを作っております。一応穂が出ました。ただただ、この6月1日にマルチ栽培を始めまして、3カ月が過ぎたわけなんですけれど、日々の管理は何かと言いますと、もぐらの穴つぶし、これが私の仕事かなと思うくらい、次行ってみるともぐらの穴で、もう水が溜まらないという状態なんですけれども。今年はですね、本当に自分にとって、お米って、農業ってということが初めての経験なものですから、試験的に作ろうということで、無農薬無肥料という形で作らせてもらっております。もちろん先生となる人はですね、松山近郊にも、やはり女性の方でこの私と同じ栽培を長年やってらっしゃる方がいらっしゃいますので、その方たちの助言とあるいは販売先からもやはり困ったことを質問しますと、飛んできて田んぼを見てもらえるというふうなバックアップがありまして、そういう方たちあるいは経験者が発行する新聞等々を毎月送っていただきますので、それを先生としながら作っておるんですけれども。実はこのマルチ栽培の方法なんで

すが、本当に大雑把に言えばですね、除草剤は使わなくても草は生えないよと、全然生えないわけではないんですけれども、生えないよということ。それから、水の管理だけで済むということ。この水の管理がただ今回はもぐらの穴で、私も本当に苦慮しておるところですけれども。少しでもですね、私になぜこれをやりだしたかというのは、少しでも楽な農業ができればですね、本当に女性だけでもできるかもしれない、と言うのは大きな田植え機使わなくてもただただ水道管で作った引っ張る道具を作りましてですね、大きなローラーを田んぼの中をコロコロと引っ張って行って、お布団を敷くように、敷いていけば済む話しですから。本当に小さな、それこそ大きな機械が入らないような小さな田んぼでも物を作ることができるということ。そこに目を付けまして、私ももしこれが、自分が納得いくだけの物ができあがればですね、そのように女性の友達、「お父さんがいなくなって、もう、よう作らなくなったのよ。」という方も何人かいらっしゃいますし、そういうところで、皆が共同でですね、田植えができれば少しでも別にたくさん儲ける必要はないですけれども、本当に無農薬という安心を売り出しにすればですね、物は、今は売れているということを知っていますので、これを少しやりたいなという自分の夢がちょっとあったもんですから、取り掛かっております。少し、攻めの農業というものに取り組んでらっしゃる町がありますので、少し紹介させてもらいたいと思います。ここはですね、自分とこの町そのものです、百姓の養成塾というものを開いていらっしゃって、大勢の方がIターンで帰ってこられてですね、住み着いていらっしゃるといって町なんですけれども。その中でですね、減農薬、無化学肥料栽培の認証制度を独自で作ってらっしゃる。その上にですね、さらに、化学肥料を使わずに使用農薬の基準を非常に厳しくしましてですね、それを、そういうところで作ったお米を、我が町のブランドとしてですね、販売をしてらっしゃる。そこはもちろん薬を使わないということは虫にたくさんやられますので、収量がどうしても落ちます。その収量が落ちるのをですね、価格に上乗せしてもほぼ予約で完売というふうな町なんだそうです。もちろんそこにはグリーンツーリズム、これについても非常に町の中で、熱い皆さんの会話の中でですね、作りつつあるということなんです。要は、先程も言われましたが、本当に採算が取れる農業でなければですね、皆さんが手を付けられることはありませんので、ここらあたりはですね、やはり皆さんのノウハウを、農業団体等も含めながらですね、実際に熱心にこの研究をしていただきながら、指導していただければ、私は本当にありがたいなと思うんですが。そういうふうに農業が復活しますと、緑の町が増えてきますので、そうするとCO₂の削減、いわゆる地球環境にも砥部町は寄与してきたということにも繋がろうかと思えます。町長、もし、この中でですね、攻めの農業というものに何か1つお考えがあるようでしたら、お答えいただけたらと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の攻めの農業ということで、ご質問いただきました。やはりこれはみんなですね、まずは勉強しなければ攻めの農業はできないんじゃない

かなど。守りに入るのはどうしても従来のおり踏襲していくからであるというふうに考えております。そういうことで、これからいろんな機会をもって、また我々も機会を作って、農業の方が攻めの農業ができるように、我々も勉強するし、農家の方にも勉強していただきたいというふうに考えております。

○議長（井上洋一） 土居美智子君の質問を終わります。ここで暫く休憩します。再開は午後2時25分の予定です。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時25分

○議長（井上洋一） 再開します。一般質問を続けます。18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 18番、三谷でございます。与えられた時間、先ほどから非常にレベルの高い一般質問をされた後に、私のような駄弁、若干お聞き苦しい点があるろうかと思えます。どうか聞き上手な皆さんに十分ご理解をいただいて、ああ三谷の言わんとするところはああいうことなかなというふうにご理解をいただくと大変幸せでございます。あるいはもうこれで皆さんの前で一般質問するのは最後になるのじゃないか、笑ってらっしゃいますけれども、そんなことも考えつつ昭和46年に4月30日、議員として玉井議員と始めて議席を共にしました。玉井議員とお会いした時に藤岡琢也によく似た議員がおるといので、お会いしてみると、どこへ研修に行きましても「玉井先生は藤岡琢也の弟だ。」と言えば、「よく似てますね。」と言われまして、どこに行っても玉井先生はよくもてたわけでありまして。その点、人相の悪い私は、荷物持つのが精一杯でございました。そんなこともありまして、昭和46年4月30日から今日まで、先輩議員にご指導を賜りまして、約22名の皆さんがここを去ったわけでございます。親子2代に渡って本町の議長を務めました山本議員のお父さん、また課長でおいでます松下課長のお父さん、いろいろとご指導をいただいております。このご指導は人生の教訓として今も心に残っておるわけでございます。特に山本議員のお父さんにおいては、運動公園の誘致、当時議長会で白石知事がどこかにないかと言った時に、手を挙げて一番に砥部になんぼでもあるぞということでおやりになられたのです。それから土地を探しまして、北川毛はどうか、いろいろ出ましたけれども、最終的にあそこになりまして、昭和55年の全国高校総体が成功し、その後、動物園も引き続いて誘致ができたわけでございます。そんなことを考えてみますと、本当にこないだのような気がいたします。ましてや、息子さんの山本議員には、非常に教育につきまして、あるいは、砥部焼の歴史につきまして、私どもにも分かるようにどこの博物館に行きましても、これは紀元前ペルシャでできたものであると、後で山本先生が説明してくれると必ず館内の説明者より山本先生の方に付いて来るという現象が度々あったわけです。本当によく勉強されておりますし、特に今回質問もされましようけれども、幼保一元化教育については、並々ならぬ努力をされております。それだけではなくて、砥部焼の発展のためにも一生懸命努力していることは、

私が申し上げるまでもございません。さて先ほどからの一般質問いろいろと出ました。重複する点がいろいろとあろうと思いますが、田室議員さん、私のために若干残してくれました。その隙間をさせていただきますが、実は9月27日にJA砥部経済センターにおいて反当収量、ハウスですが350万以下の収入の人は辞めてくださいよと、そういう説明がありました。私どもも行って聞きました。辞めた後はナスをするか何かをなさいといろんな作物を列挙されておりましたけれども、これは一方的に言うだけです。農家の意見を吸収するのではない。しかも担当課長が来てされている。まずこれが現在の農業団体の有り方かなと、自分が所属する団体が、こんなことでいいのか。県の農協会館の前に大きな像が建っておりました。なんて書いているのか、題は以前は、「一人は万人のために、万人は一人のために」と、農業基本法の原理をうたっておりますが、今それが現在の農業団体に該当するかなと思うと、誠に寂しい限りでございます。そして、いくら町が補助します、県が補助します、国がしますといえども、最後は責任を持つのは農家自身でございますから、自主努力する気概のない者にはいくら提供してもこれは「ぬかに釘」ではないか、そこら辺りも私は考えていただきたいのでございます。いわゆる農業資材の高騰、石油の高騰は、誰も予測はできません。できなかつたことなのです。ただ、アメリカの経済の冷え込みによって、あれが投機的に回ったために今日全世界がこういうふうにあおられてきて、迷惑がかかっているところでございます。それがいろいろと農作物の価格に影響し、これでは農業では生計は立てられないというので、農業地の放棄、後からお尋ねする点にも重なりますけれども、放棄されていく原因になっているのではないかと思います。ハウス支援の問題につきましては、その程度にしておきまして、次には、多少それに関係ございますが、今年8月に15年ぶりに私の友達が砥部に帰りまして、三坂峠を歩きよると、「三谷さん、15年前はたわわに実っていたみかん畑が今は放置されているが、これは一体どういうことか。これほど砥部町が変わるとは思わなかった。」と言われました。私も実は、約1町ほどはもう手をつけていない所がありますので、私に言われたような気持ちがしまして、本当に寂しい思いがしたわけでございます。これらについても何かお考えがございましたら、こういう方法でどうか、先ほどの土居議員さんの質問の中にもありましたが、教えをいただいて、私どもも方法があれば、「おんぶに抱っこ」はいたしません、自らの努力によってやることには間違いないのですが、そこら辺りもお含みの上、町長さんは朝から答弁にお疲れのようですので、これは農林課長さんの方にお尋ねをしておきます。最後に、銚子ダムの償還金の関係でございますが、平成17年度に償還金の借り換えによって返済利息がかなり減ったとはいえ、平成24年の完済まであと5年ございます。農業用水の確保という点では、銚子ダムの受益者にとっては、安心この上ないものでございました。皆さんご存知のように現在のみかん価格は散散たるもので、その受益者にとっては、高負担を余儀なくされております。そこで、単年度ごとに町にお願い申し上げ、特別助成をしていただきました。本当に大変ありがとうございました。深く感謝をいたします。そこで、受益者も必死で頑張りますが、24年度までの5年間、償還金の特別助成をお考えい

ただいたらと思っております。この点についても、農林課長さんの方からよろしくお願いたします。

続いて、全国の消防の問題についてお尋ねをいたします。全国で消防広域化及び消防の救急無線のデジタル化が検討されております。愛媛県では、1ブロックにするか3ブロックにするのか、今検討中でございます。実は今日県でやっておるわけですが、先月今治の火災の日と重なったために今日になりまして、恐らく町長も出席できませんが、そういう決定が非常に遅れているのが実情でございます。さて、砥部町の防災の核となる消防署の改築計画についてお尋ねをしたいと思っております。現在砥部町の建物は昭和50年に建築され、昭和56年の耐震基準をクリアしていないと認識しておりますが、常備消防発足以来、職員数も車両も増加し、事務所は手狭になっておりますが、事務改善も進まない状況になり、活動内容は、火災消火から救急業務主体へと変化をし、その件数は年々増加をし、活動内容が専門化してきております。昨年、広田地区の救急業務が問題となったが、存続させる方向で、職員も新たに確保したことは記憶に新しい。そこで、現在国が進めようとしている消防の広域化また、無線デジタル化を視野に置き、砥部消防署と広田出張所を今後どのような形で残していくのか、あるいは、縮小、廃止するのかお尋ねをし、現在の建物のままでは消防業務を存続させることは無理があると思っておりますが、この点についてもどうお考えか、建替えの計画があるのかお尋ねし、建設を予定しているのであれば、いつ頃、どの程度の規模で、場所や経費についてもお聞かせ願いたいと思っております。これ総務課長さん。

次に自主防災組織の状況でございますが、残念ながら町長、砥部は18番目でございます。愛媛県の中には100%の自治体が4つございます。砥部より上の伊予市でも93%、あの広い松山市でも97%が既に自主防災組織ができております。今後これをどのように進めていくのかお尋ねをいたします。そして、最後になりますが、こうしたいろいろな諸々の変化によって、先日制定いたしました砥部町の総合計画が部分的において検討すべき点があるのではないかと考えておりますので、この点につきましては、企画課長さんの方にご答弁をお願いいたします。大変内容の薄いお話をいたしましたので、町長ちょっと休んでいただきまして、後の方の答弁に、準備しておいてください。

○議長（井上洋一） 西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） それでは三谷議員さんのご質問にお答えいたします。始めに、農業問題についてのご質問の1点目、石油製品高騰による農業諸経費対策についてでございますが、先ほど田室議員さんのご質問に対し町長が答弁しましたように、融資制度といたしましては、農業近代化資金や農業経営基盤強化資金など、状況に応じた融資制度があります。農業近代化資金は、現在、町が1%以内の利子補給を行っております。農業経営基盤強化資金については、貸付金利2.35%の内、農山漁村振興基金から0.28%、県・町からそれぞれ0.135%の利子補給を行っております。また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構では、施設園芸に対するヒートポンプの導入に対する事業の支援策を設けており、本町も財政が非常に厳しい中

ではございますが、積極的に対応して参りたいと思っております。また、果樹産地体質強化促進事業により、みかんハウスの多重被覆省エネ対策を引き続き実施し、変動著しい農業情勢に沿った支援を行って参りたいと思います。

2点目の、耕作放棄地を増やさない方策についてでございますが、国において、平成19年6月に経済財政諮問会議の答申を元に、「骨太の方針2007」の中で5年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指すことが閣議決定されております。また、農林水産省では、19年11月に、農地政策の展開方向を公表し、耕作放棄地対策の基本方向を示しました。その中で、耕作放棄地の現状を的確に把握した上で、それぞれの状況に応じたきめ細やかな対策を実施することにより、5年後を目途に、耕作放棄地解消を目指すこととしています。これを受けまして、詳細な実態を把握するため、現在、砥部町担い手育成総合支援協議会、砥部町農業委員会及び砥部町土地改良区と町とが一体となりまして、全体調査を進めております。この調査を踏まえ、守るべき農地・優良農地について耕作放棄地解消計画を策定し、計画に沿って順次耕作放棄地解消に努めて参りたいと思っております。今後、守るべき農地について、流動化を積極的に推進し、また、「不知火・はるみ・はれひめ」の優良品種への改植、正品率や糖度を高めるための雨除けハウス等への助成を行い、所得向上に繋げることが耕作放棄地を作らない方策と考えております。また、新規作物であるブルーベリーへの転換も一策と考えています。

3点目の、銚子ダム償還金の特別助成についてですが、平成24年度までの5年間の特別助成については、今まで単年度ごとに受益者から陳情を受け、毎年、特別に助成を行って参りました。本町において、銚子ダムは大変重要な水資源であり、本年も含め、今後5年間の償還は、町長の農業振興への強い思いもあり、特別助成を実施して参ります。

以上答弁とさせていただきますが、議員さんにおかれましても今後とも本町の農業振興のためご尽力くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（井上洋一） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 三谷議員さんのご質問にお答えします。始めに、消防広域化の件ですが、消防庁が定めました市町村の消防の広域化に関する基本方針というのがございますが、これでは広域化を推進するにあたりまして、県の策定する推進計画、これを平成19年度中に立ち上げることとなっております。市町村の実現期限を、計画策定を5年以内、平成24年度までに行うとしております。先ほど議員さんが言われましたように、愛媛県を1ブロックとするのか、3ブロックに分けるのかは、まだ未定でございますが、現在各自治体にある消防署の施設はそのまま存続させる方針というふうに聞いております。砥部町でもこの方針に沿いまして、業務を存続していく考えでおります。また、救急無線のデジタル化の件なんです、現在使用しているアナログの使用期限が平成28年の5月31日までとされております。愛媛県では圏域全体で共同整備を検討し、運用につきましましては、広域化の組み合わせを踏まえまして決定するというふうに聞いております。具体的には、平成23年度から順次デジタル化

に移行していくというふうに聞いております。次に、砥部消防署の建物についてのお尋ねなんですが、この建物は、昭和50年の建築で耐震基準を満たしておりません。建築当時に比へまして職員数もかなり増え、活動内容は、先ほど言われましたように火災から救急中心に移ってきております。当然、事務形態も変わってきて、現在の事務所ではかなり狭い、活動しにくいというような状況になっております。加えて、風水害や地震などの際には、当然消防署は対策基地になるというふうに考えております。砥部消防署の整備を平成23年度に計画をしておりますが、建築費につきましても、概ね3億円から4億円程度になるのではないかと考えております。場所につきましても、消防業務が迅速かつ適切に行える場所でなければならないと思っておりますが、消防の広域化の動向を見ながら、適切に判断したいと考えております。現在消防署におきまして建替えのための必要事項につきましても、調査研究を行っているところではあります。同時期に中学校の建築も予定されており、重複を避けなければなりません。消防署の建築に当たりましては、多額の経費が予想されますので、建築場所、また、建築規模につきましても、具体的な計画が固まり次第、議員各位にまたご相談させていただいたらと考えております。次に自主防災組織についてお答えします。砥部町の自主防災の現状なんですが、本年8月1日現在、砥部町内で30組織が結成されております。加入世帯数は、4,541世帯で、組織率は51.1%となっております。愛媛県下での順位は、先ほど議員さん言われましたように18番目でございます。組織率を高めるため区長会で組織の立ち上げ等をお願いして、手を挙げていただいた地区につきましても、具体的に説明に出かけております。また、県の防災担当と合同での勉強会等も開催して、危機管理意識の高揚に努めております。砥部町というところは、昔から災害が少ない地理的条件でございます。住民の危機管理意識というものがちょっと低いのではないかと考えております。しかしながら、最近日本中で地震が多発してございまして、近い将来必ず発生すると言われております南海地震を想定した総合防災訓練を今度の9月7日広田地区で実施する予定でおります。今後も引き続きまして住民の危機管理意識を高める手立てを講じていきたいと考えております。以上で三谷議員さんのご質問に対する答弁といたします。

○議長（井上洋一） 上岡企画課長。

○企画課長（上岡洋一） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。農業問題、消防行政を踏まえた総合計画の部分検討についてでございますが、今年の、第1回砥部町議会定例会でご審議いただき、議決いただきました総合計画は、農業問題については、第5章に「賑わいを呼び活力ある産業の育成」ということで安定的な経営の確保に向けた支援や適切な農地利用の支援など主要な取り組みを示し、消防行政につきましても、第3章に「豊かな自然が生きる潤いある環境の整備」ということで、安心・安全の確保として火災や救急時に迅速に避難及び救援が行える仕組みづくりの取り組みを示しており、これに基づいて毎年見直す実施計画を作成しております。この中で位置付けられていない事業で緊急を要する政策や地域課題につきましても、事業実施担当課と協議をいたしまして、実施計画の見直しをしたいと考えております。以上

で、三谷議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 久しぶりに課長さんに登壇していただきまして、適切なお答弁をいただきました。ここで町長になにも聞かなんたら、なにか軽視しているようでございますので、総括した中でお尋ねもし、また、財政課長にもお尋ねをしてみたいのでございますが、いわゆる最初の農業の農地の問題、今70%の国土は、2割の人口で支えておるんですね。これで荒廃地が増えていくと、おいおいそれが増えてまいります。もたなくなる。それともう一つ怖いのは、今まで耕作している時には農道をつけております。農道には普段は、水の排水のために水路を付けています。この水路が詰まってしまうと、予想外の所が崩壊します。それが池に入ります。池が今度は潰れます。いわゆる想像を絶するような、想像付かないような事故が起こる。これが一番大きな心配ではなかろうかと思っています。2番目の消防につきましては、恐らく町長さんもお案内のように伊予、双海、松前、そして中山、ここでみてもこれ位よう儉約して辛抱している消防署はありません。仮眠でも40度を超す所で仮眠して、果たして仮眠ができるのか。そういう厳しい中で頑張っているようでございます。ぜひ中学校も必要でございますが、これも早めに、今よりどれ位広いものか、あれの3倍位かという、概ねアバウトなあれで結構ですから、基本的なあなたのお考えをお尋ねしたいと思います。先ほど、企画課長にお尋ねしました。やはり手直しはせんといかん。財政課長、今分かっている範囲でどれ位いろわんといかんのか。もちろん原材料も上がっておりますから。そんな心配はいらないよと、材料が上がってもやれるよというならばそれでいいです。それともう一つ、ダムのこと質問いたしましたけれども、あのダムを造るのには、あなたのお父さんも私も川下に行きまして、人間のように言ってくれなんです。お父さんに聞いてみなさい。こんな姿を子どもに見せられんいうぐらいぼろくそに言われて、アメリカでもこれは絶対大丈夫ですと言うた次に、ダムが崩壊したんです。そして、何回会をしても、人間のように言ってくれん。しまいには、役員しか来んようになった。そういう苦勞をして造ったダムでございますので、今後農業用水にも必要ですが、その他で使える道というものは、やはり考えざるを得ないのではないか。町長ここらあたりでひとつあなたの夢と希望をパッと行ってもらうとですね、18人の議員さん安心して地元でお話ができると思いますが、よろしくお願いします。

○町長（中村剛志） 今日には本当にいいのだと私も安心をしておりましたが、ご質問いただきましたのでお答えをさせていただきます。耕作放棄地の問題は、先ほども答弁をさせていただきましたように、これ以上、本当に増やすと大変なことになるという認識をしております。そしてまた、今三谷議員さんからお教えをいただいたように、農道があり、そして、水路があり、そこから水が池へ落ちていく。そういうことも含めてやはり考えていかなければ、放棄地だけの問題ではなくて、災害の問題も大きなことであるというふうに思います。そういうことで、この放棄地、そしてまた、その農道、それから水路これを含めて今後一生懸命改善をしていきたいというふうに思っ

ております。それから、消防署でございますが、これはもう皆さんも見ていただいて、本当に古いなあと、そしてまた、設備も整ってないなあと、私も中に入ってみますと本当に汗臭いといいますか、本当に古い建物であって、そして、いろいろな設備も整っておりません。我々も消防の研修等でいろんな所を見させていただきましたが、砥部の様な建物の所はどこにもありません。そういうことで、この改築につきましても、先ほど課長の方が答弁いたしましたように、早急にやらなければなりません。中学校の改築の問題と重ならないように、できるだけ早い機会で行いたいと思います。そして、面積でございますが、2階建てで500㎡程度の建物を現在考えております。今後なお、消防署の意向を聞きながら、この面積等についても決めていきたいというふうに思っております。それから、銚子ダム^{ごうほうらいらく}の償還金、これは本当に三谷議員さんにお世話になりました。そして、須賀田さんという愛媛県出身の農林官僚の方にも大変お世話になりました。そして、その方が先般亡くなられて三谷議員さんもお一緒に行かせていただいたのですけれども、松山での葬儀にも参列をさせていただきました。そして、先般、須賀田さんの同僚の方が、須賀田さんに対する思いを一冊の本に著しておられました。これも私、隅から隅まで読ませていただきました。須賀田さんのお人柄、これが本当に私は、豪放磊落^{ごうほうらいらく}であって、そしてまたいろいろな地域に目を向けて、そしてまた、周りの人に目を向けた素晴らしい方であったというふうに思っております。これも、こういう機会を三谷議員さんが作っていただいたおかげだというふうに思っております。これからも、この水を大切にしていかなければなりませんし、そして、将来的な活用方法についても、また皆さんとご相談をさせていただきたいと思います。そして、5年間の償還金の特別助成、これはきちっとやって、農家の皆さんの少しでも手助けとなるようにやっていきたいというふうに思います。以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。総合計画の計画期間が平成20年から29年の10年間であろうと思いますが、この間の主要事業につきまして総合計画に合わせて見直しをいたしました。その結果、先に皆様方にお示ししております砥部町財政健全化計画で見込みました主要な投資的事業の総額とほぼ同程度の事業費、約90億前後になっております。そういうことで、大筋では、我々財政部局の方から見込んだ規模と変わっていないと理解しております。ただ、総合計画は、その下に実施計画というものがございます。その実施計画は、3年間の事業を見込んで、毎年事業を見直すローリング方式で示しておりますので、それらで基本的な投資事業の増減、計画からどの程度ずれているのかというのが出てまいります。その基本に沿った財政運営をしていきたいというふうに考えております。ただ、今回の事業調査の中で、財源を起債に求める割合が高くなっております。約10億程度は起債を要望する部分が増えておりますので、今後は一般財源としておる臨時財政対策債、これの発行抑制も検討の中に入れて発行を抑制していくというような考えで

財政運営をしていきたいというふうな考えです。もちろん、消防庁舎、これは、計画の中に組み込まれてございます。以上です。

○議長（井上洋一） 18番。三谷喜好君

○18番（三谷喜好） 最後になりました。今財政課長は大きな狂いがないというふうに、私もこれだけ方々からあがってまいりますとかなりの見直し、順序的なものがあるのかなと心配しておりましたが、ないということを知りまして安心いたしました。それが実現することを期待しておきます。最後に町長に、いわゆる先ほどお話があっ

たように、須賀田さんのようにあなたも砥部の須賀田さんと言われるように豪放磊落ごうほうらいらくに水問題には取り組んで、これは中村町長がやったので、今日のこの水は使えよるといのように、歴史に名を残すような名案を出していただくことを期待申しあげまして、はなはだ多弁をたくさん申しあげましたが、お許しを願いたいと思います。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 三谷喜好君の質問を終わります。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） この席に立つのも1年8ヵ月ぶりくらいですか。ちょっと1年間この後ろにおりましたもんで、そういう機会もありませんでした。またこの任期ももうすぐ終わろうとしております。そのために久しくこの場に立つと、心臓の弱い、また今質問しました三谷先輩のような雄弁な人の後でやるということは、私にとりましては非常に心臓がパクパクとして脈を打っております。しかし、9番というくじ運も、またこの後で、山本先輩が熱弁を奮うらしいので、ちょっとくじ運も悪かったのかなと、これは私が引いたもんですからいたしかたないと思っております。それでは、私は資源ごみの持ち去り、それと庭木等剪定ごみについての2つの質問をいたしたいと思っております。

まず始めに、資源ごみの持ち去りが全国的に問題になっております。砥部町でも委託業者以外の車が朝7時、8時の時間帯に堂々と普通トラックまた軽四トラックに古紙・空き缶等の資源ごみを積み込んでいる姿を再三見かけます。この人たちは町内の人ではありません。注意すると逆に言い掛かりをつけたり、またスピードを出して逃げる。ちょうど子どもの通学の時間帯でもあり危険であります。7月の町報にはごみステーションに出されたものは法律上所有権があいまいで、取り締まる方法がないと書いてあります。隣の松山市は持ち去り行為に対して罰則を設けた条例改正をし、1月から県警とも連携を図り、また四国中央市も9月議会に提案するそうであります。砥部町も罰則を設けた条例を作り、南署と連携を図りながら、委託業者以外の資源化物持ち去りを禁止していただきたいと思っております。町長のご所見をお伺いいたします。

2番目に、庭木等剪定ごみについてを質問したいと思っております。昨年10月からごみが有料化になりました。これは財政上の都合とごみを少なくするためと説明がありました。有料にしてからごみは減少していると聞いておりますが、各家庭において庭木の剪定後のごみは、一部は庭師が持ち帰る方もいます。個人で切った人はごみ袋に入れて可燃ごみとして出しているのが現状だと思います。月に1回若しくは2回、曜日

を決めて収集したらどうでしょうか。これを業者がシュレッダーにかけて有機堆肥にする。ごみの減量にも非常に役に立つと思います。町長のご所見をお伺いします。以上で質問を終わります。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の栗林議員さんのご質問にお答えをいたします。始めに、資源ごみの持ち去り禁止についてでございます。まず、資源ごみの持ち去りについては、以前からも多少はあったようですが、数年前から古紙価格の高騰によりここ数年で全国的に急激に増加し、社会問題にもなっております。砥部町においても、近年多発しており、職員の早朝パトロールにより指導は行っていますが、法的な拘束力はなく一向に後を絶ちません。対策としまして、まず条例に資源ごみの持ち去り禁止を規定し、罰則も規定します。そして、持ち去りを行った者には禁止命令を発し、従わない場合には警察に告発します。松山市が来年1月に施行する持ち去り禁止条例もこの方法です。東京の世田谷区の裁判では、持ち去った者が上告していましたが、先日、最高裁が上告を棄却し、有罪が確定しております。この判例によって今後、全国的に条例を制定する自治体が増えるものと推測されます。本町といたしましては、以前から条例化の準備を進めておりましたが、今回の判例で、検察、警察、近隣自治体と協議し、早期に条例を改正し対応したいと考えております。

次に、庭木等剪定ごみの処理についてですが、庭木等の剪定ごみを堆肥化するには、堆肥化する施設を町独自で整備するか、民間施設がある場合は、委託料を支払い、堆肥化することになります。また、日々発生する堆肥の利用先の確保や分別の方法など、検討すべき点もあります。しかし堆肥化は、確実に燃料ごみの減量につながり、資源の有効利用の観点からも取り組むべき施策と考えております。先日、担当者が、既に実施している松前町を視察しておりますので、今後、循環型社会推進の施策として検討させていただきたいと思っております。また佐々木さんのところにおいてもシュレッダーがあるということを知っておりますので、これが活用できるかどうか検討してまいりたいというふうに思います。以上で、栗林議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井上洋一） 9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 町長の細かい答弁、ありがとうございます。私が言ったように早急にやる準備をしないとということ、今日、今ここで初めてお聞きしましたので、それがあってあれば前もって説明していただければ、この問題も言わなくてよかつたんじゃないかなと思っております。細かに、7月号ですか、資源ごみの持ち去り防止等について、細かに書いております。職員による早朝パトロールとか、いろいろ書いて、また各部落によって補助金も出しますとかいう分も書いておりますけれども。町民からはですね、先程申しましたように、注意をすると逆にすごまれたりするということと、時間帯が7時半、8時、9時の時間帯でもですね、堂々とトラックに積み込んで行くということ、私にも言ってきておりますし、私も見ております。また、町報には19年度の被害額は100万と書いております。業者に言わせますとですね、

そのぐらいじゃないと、まず1.5倍すなわち150万くらいは持っていかれておるんじゃないかと言われております。全部町には入りませんが、仮に40%入っても60万は町の収入になると思います。この金額は1回では終わりませんので、毎年こういう金額が盗まれていくわけでございますので、先程言いましたように、法律上の所有権は明確でないと言われておりますけれども、条例を作れば所有権ははっきり明確になりますので、未永くこれを維持していくためには砥部町が条例を作ることは絶対必要であると思っております。また、先程町長もそれをするというのを、お聞きしましたので、私も安心しております。

そしてまた、剪定ごみにつきまして、町長の答弁もいただきましたが、これは砥部町は今、佐々木産業が単独でごみの収集をやっておりますが、佐々木産業さんは自分でシュレッダーを持って、そしてまたごみを収集してきた場合に、これは資源有機堆肥になると思うやつはですね、自分とこでシュレッダーにかけて、自分とこで粉碎したやつは置いてあるわけですよ。そして町民の方が、もし要ると言われた場合に、前は無料で積んでいってあげていたみたいですけど、今は少し車代だけ貰われておるらしいですよ。そういうふうにして、有効に有機堆肥を作って使ってもらっているということで、非常にそれを使った農家の人は、非常に喜んでおられるらしいんです。そしてまた、この有機堆肥が今またさうとう見直されて、8月下旬の愛媛新聞にもですね、市内の大手の業者でしたけれども、生ごみと剪定クズをですね、有機堆肥にするから協力してくださいというような宣伝もでておりました。今一番有機堆肥が見直されている時期だと思うんですよ。ですから、先程町長が言ったように、いわゆる町が構えるか、業者さんが構えるかということも勉強もしたいということおっしゃられておりましたけれども、佐々木産業さんについてはそれができると、私も聞いておりますので、まさにそれができると、ごみの減量化そしてまたその有機堆肥を有効に使うということで、一石二鳥ではなかろうかと思っております。これと、さっき言いました罰則の、資源ごみの持ち去りについては、町長、1つ早急に、多分資源ごみの持ち去りについては、これ半年くらいの、条例作っても半年くらいの周知期間が要すると思うんですよ。多分、松山市もさうやし、四国中央市も9月議会にかけて、4月からというふうに出ておりましたので、期間が要すると思っておりますので、できるだけ早い時期に取り組んでいただきたいと思っております。終わります。答弁要りません。

○議長（井上洋一） 栗林政伸君の質問を終わります。16番、山本典男君。

○16番（山本典男） 16番の山本です。私の議員の任期もあと少しで終わりになりますので、最後に積み残した問題、長年気になっていた問題、これをお伺いしたいと思います。

まず最初に、砥部焼の振興と窯業試験場問題をお伺いしたいと思います。私もそれに関わっておるので、あまり砥部焼に関しては今まで質問を、一般質問という形では、できるだけ避けたいというふうなことであったんですが、もう最後でございますのでちょっと聞いていただきたいと思っております。砥部焼は現在、砥部町のキャッチフレーズになっていますように、基幹産業であると同時に砥部町にとってシンボリックな産業で

ある、そういうことはご承知のとおりでございます。砥部町はもとより、愛媛県でもその点は理解していただいて、愛媛の伝統工芸品として文化財指定、その無形伝統技術保持者として酒井芳人氏が指定されたことはご承知のとおりでございます。そのような意味からも、現在の窯業試験場も、大正7年に県営であった試験場が翌年には町営になり、戦後27年に、再び県立の砥部分場となり、その後、昭和37年、愛媛県窯業技術試験場として統合設置するなど、町営から県営、こういうふうな変動があったものの、愛媛県窯業試験場になってからでも、既に40年以上にわたって砥部焼振興のために技術協力を行ってくれたのであります。その意味で、試験場は砥部焼にとって必須なものでございました。ここ数年、試験場の老朽化の問題があり、建て直すべきかの問題が県においても、そして砥部焼業者からの課題にもなっておりました。将来の試験場の建替えの状況に危機感を持って憂慮しておったのが、現在名誉町民にも指定されています、梅野武之助氏でありました。試験場が松山に吸収されてはならないと、砥部焼振興のため、窯業団地「陶里ヶ丘」の敷地を原価に近く放出すると同時に、その横に試験場用地として約500坪も無料提供してくれたのであります。その後、高市町長の決断もあり、窯業団地は土地高騰の難しい時期でありましたけれども、比較的安く提供ができ、売れ残りも出ず、全員の努力で、無事分譲ができると同時に、当時の課長や職員にも努力をいただいたことを思い出します。この時の、団地の横の試験場予定用地として、約500坪の土地を梅野氏より無償で寄附されたこの土地は、試験場を誘致の際に役立ててくれと、梅野氏より言葉があったものと思います。現在、この土地は開発公社から町の一般財源に移管していると思いますが、県立の窯業試験場の用地としてはやや狭いのではないかという、県の担当者の意見があったからで、その後、砥部町の他の場所にも試験場は建たず、行政課題は残されたままです。現在、町理事者も数代にわたって交代し、梅野さんも亡くなり、現在の理事者に梅野さんの意図が引き継がれておるのかと憂慮するわけであります。まず、町長にその点をお伺いしておきたいと思っております。

私が数年前に県病院に入院中の梅野さんを見舞った時に、「試験場を砥部に置いてもらいたい。その土地も寄附しておいたから。その件については大内町長にも頼んでおいたから、お前も1つ証人になってもらいたい。」という話がありました。私も、遺言めいた話で、聞くのも気が重かったわけですが、議員も辞めるかという時期になって梅野さんの遺志を、この遺志を後代の人に伝えるのが、私の責務であるというふうに思いましたので、お尋ねするわけであります。私もその後、試験場建設その後の状態の経緯を、私なりに注目してきました。県の方が見に来られて試験場の用地としては少し狭いのではとか、いわゆる伝産会館横の敷地が適当なのではとの、県の担当者の側聞は聞いたことがあります。ところが、この最近はですね、県も財政不足という状態があったものですから、いわゆる論点が変わってきました。試験場建設の話はもちろん、松山の中央工業試験場に統合してはどうか等、論点が変わって移転話が聞こえる始末であります。私も、それに危機感を抱いて、県議やあるいは中村町長、そして現在の組合長にもお願いして、県に陳情を続けるようにお話しをしておったわ

けでありますけれども、その後、どのような状況になっていくのか、陳情はしておるのか、そしてこれからも続けていく意志があるのかそういうことをお尋ねしたいというふうに思っております。

砥部焼はここ数年、松山観光の冷え込みもあって販売も厳しい状態が続いています。砥部陶磁器協同組合に廃業届けを出した者も数名おります。倒産や悲惨なことさえあります。その中であって窯元も懸命に砥部焼の再生に取り組んでいます。ガス代の高騰、広田の宇都宮陶石が採掘業者の老齢化の中で、採掘できなくなり廃山になっております。そのために、流し込みの鑄込み土が他の産地を混ぜないとできないなど、試験場の知恵を借らなければならない問題が数多くあり、また新しい打開の方法も模索しなくてはなりません。この上、窯業試験場がもし松山に吸収されることになれば砥部焼として大打撃になることは必定です。なぜなら、窯元との繋がりが、試験場との繋がりが薄くなり、直ちに相談することは不可能になります。すぐに砥部町に試験場を建設することは現在の愛媛県の財政状況では無理だとしても、ぜひ、砥部町に窯業試験場を置いてもらうように陳情し、県の松山中央試験場への吸収は絶対反対だという意志をですね、明確にして、砥部への将来新築を粘り強く陳情し続けていただきたいというふうに思います。それが将来の砥部焼のため、窯業試験場を砥部に置くために用地まで砥部に寄附してくれた梅野さんの遺志に応える道だということに思っています。土地開発公社の土地の分譲が全部済み、窯業団地の用地分が浮いたので、砥部町として利益がでたということに単純にですね、喜んで済む問題ではないということに思っています。砥部町のどこかに窯業試験場を造るという大きな行政課題が積み残っていることを忘れないで欲しいと思います。私も梅野さんの墓前に報告したくてもできません。同時に不況のため苦しみ再生を目指して努力している砥部焼業界のためにも奮闘いただきたいと思います。前向きの答弁を、町長よりいただいてそして、砥部焼とみかんのまち、先程、三谷議員や田室議員が現在みかんも消えかけておるとい話がありましたけれども、砥部焼も同じであります。ぜひ、そういうことの中でですね、心を持って取り組んでいただきたいと思います。先程、三谷さんが村上霽月の言葉を、農協前にありました、「万人は一人のために、一人は万人のため」という言葉を言いました。これは、

○議長（井上洋一） 山本議員、2分を切っておりますので、2点目があるんだったらそれをしてください。時間で切ります。

○16番（山本典男） 分かりました。砥部町の幼保一元化実施はどうなっているか、これは、私が平成15年12月議会で質問し、答弁があったと思いますが、その後、いろいろ変遷がありますか。ぜひですね、そういうふうなシステム等も行政改革会議、そういうもので答弁いただいていたはずなのに、未だに全然進行がされてない、そういうことをどういうふうに思うのか。これは町長と、教育長にもお伺いしたいというふうに思っております。

○議長（井上洋一） 残り1分です。

○16番（山本典男） そういうことでですね、いわゆる真剣なご答弁をお願いした

いとこういうふうに思います。これで私の質問を終わります。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の山本議員のご質問にお答えをいたします。本当に砥部焼への思いを切々と語っていただきましたし、そしてまた焼物に対する思い入れ、そしてこれからの砥部焼のことを心から思っている熱情に私もほだされました。

始めに、砥部焼の振興と窯業試験場問題についてでございます。本町におきましては、砥部焼の振興なくして、町の活性化はないと考えております。いわば砥部焼振興と町の活性化は表裏一体と考えております。砥部焼振興のためには、砥部焼業界の基盤を強化すると共に組織力を向上させ、観光ブランド化を図り、愛媛県や愛媛県物産協会などと協力して流通経路を確立し、販売力をつける必要があります。そして絶えず新しい技術の研究や習得も必要であり、今年4月から愛媛県産業技術研究所窯業技術センターとして引き継がれている窯業試験場は、その技術習得の場として砥部焼にとってなくてはならない存在として認識しております。その窯業試験場用地でございますが、梅野さんをはじめ多くの方々のご協力によって完成しました陶里ヶ丘に確保しております。そして、県知事に、砥部町での存続について陳情やトップミーティングなどで度々お願いをしているところであります。本町にとりまして、基幹産業である砥部焼は、まちづくりの元気の源でありますので、今後も引き続き粘り強く砥部町での存続を訴えて参りたいと思います。

次に、町の幼保一元化でございます。この件につきましては、今、山本議員さんが言われましたように、山本議員さんから熱心に研究され我々にも提言をいただき、我々もこれからの方向として、その方向に進まなければならないということで、進めていくところでございます。今、こども園として幼保一元化の必要性が全国的に言われております。しかし現在、普及があまり進んでおりません。その原因は何かということを考えてみたり、そして一元化をした所の視察に職員が行ったりしているところでございます。こども園にするということは、幼稚園と保育所の園児の交流が深まることや、そしてまた、同じ就学前教育を受けることができることは、良い制度であると私も思っております。その反面で、財政面でのメリットがない、事務や施設運営面で苦労があるとの報告を受けているところでございます。それと、今なお残る文部科学省と厚生労働省の二重行政による事務や施設整備面での煩雑さなどが言われております。これらの問題を1日も早く解消して、今後1日も早くこの施設ができることを願っております。

以上で、山本議員のご質問に対する答弁とさせていただきますが、幼保一元化につきましては、教育長の方から再度答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上洋一） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 山本議員さんの幼保一元化のご質問に対してお答えをいたします。幼稚園と保育所は、ご指摘のとおり、その本来の目的において大きな違いがあるとともに、1日当たりの保育時間や年間の運営日数、こういった面でも違いがあるわけでございますけど、これらについて幼保一元化につきましては、現在、教育委員

会と民生こども課、これが共通認識のもとに、共同して検討を進めておるところでございます。子どもを幼稚園に行かせるか保育所にするか、また公立か私立か、これはそれぞれの家庭の状況や考え方等によって保護者が選択するところでございますけれども、本町におきましては、ご承知のとおり砥部地区の各小学校区におきまして同等の公的サービスを提供することを目的に、それぞれに町立の幼稚園と保育所を整備してきた経緯がございますので、今後の子育て支援を進めるにあたりましては、これを更に一步進めて幼稚園児と保育園児を一体的に受け入れて、同じ環境の中で教育や保育を行うこと、即ち、幼保一元化が望ましいという考え方でございます。しかし、先ほどの町長の答弁でもございましたとおり、様々な問題がございます。事務あるいは施設運営面での苦労があるというようなことで、全国的にこの制度の導入が進んでいないのが現状のようでございます。その認定こども園の現状でございますけれども、国は全国で2千箇所の認定を目標にしておるわけでございますが、先程申し上げました要因、あるいは他の要因等にもよりまして、現在目標の約1割229箇所の認定がございました。その内公立は55箇所にとどまっている状況でございます。そして認定こども園を立ち上げる場合、全国的に見てみますと、老朽化した施設を建替える時期に合わせて認定を受ける場合が多いということのようでございます。本町におきましては、既存の施設を活用して幼保一元化を検討しておるというふうなことでございます。隣接する保育所と幼稚園を結ぶだけで施設の有効活用ができるのかどうか、また子どもにとって安全で望ましい保育環境が確保できるのかを慎重に検討する必要があります。また現在の施設は、昭和49年から52年にかけて建築されたものでございます。耐震性の確保についても併せて検討しなければならない状況でございます。こういったことの課題を解決して認定こども園を運営しておる先進自治体、こういった所等も参考にしながら円滑に運営するための情報やノウハウ等を収集して、さらに検討してまいりたいということでございます。今後ともよろしく願いをいたします。以上で山本議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（井上洋一） 16番、山本典男君。

○16番（山本典男） ご答弁ありがとうございました。中村町長にもう1点お聞きするんですが、梅野さんが土地を寄附していただいた、そういう原点の中で、窯業試験場の用地としてそういうふうなんでやっていって欲しいとゆうことの中で、なかなか今できていないのは分かります。だけど、そういうことは現在までうまく伝わっておるのか。そういうふうに思います。町の財産に一応移管したのも分かります。だけど、どこかの場所にしなければならない。あるいは、そういうふうな重みというものを考えているのかどうか。そこら辺のところの認識はどうなっておるのか。県がこう言うから仕方ないわいというようなことで終わって、このままだったら終わる恐れがある。さようでございますと言うふうに、最後になるような恐れがある。そういうふうに思います。これは相当な意志がなければ前に進まないと思います。そこらのところをもう一度ご答弁いただきたいと思います。

そして、幼保一元化の問題ですが、先程十分な質問も、時間の都合上できなかつたわけですけど。例えば、この間、いわゆるにぎたつ会館ですか、研修に行きました。議員研修に。その時にいただいた資料ですが、その時に行政の地方分権改革推進委員会ですか、その勧告の中でですね、暮らしづくり分野関連では、7つほど挙げられておるんですが、その1番目に幼保一元化の問題を取り上げておまして、そして、それが遅れておるのは新聞等でも、この間報道で聞いておりますけれどもですね、やはりこれを進めないかんということ、認定こども園制度の一本化に向けた制度改革、これを20年度中に結論を出すと、あるいは保育所入所要件、保育に欠けるんを見直すと。その両方のいろんな問題が、すり合わせの問題やそういうものがあつたんだろうし、そういうことの中で進んでなかつたのは事実である。だけど進みやすいようにせないかんという話も出てくるだろうと思います。その中でもう一度ですね、ちゃんとしていかないと、今の教育長の話ではですね、これは逃げ答弁みたいな話でいつになるやら分からん。そしてこれから調査に、良かったら行く、そして建直しの話が先だ、何の話やら全然分からん。そしてその内、制度改革で、その分野のことが教育委員会から離れて、そして福祉課ですか、の方へいくと。そういうふうなことで、その段階でどこにいったやら分からんということになりかねんというふうに思います。それはですね、ちょっと問題があるというふうに思いますのでですね、もう一度ご答弁をいただきたいと。本気でやる気があるのかどうか疑わしいと思います。こんなことならそれこそ、もういっぺん議員も出ないかんかなと思ったりもしますが。いや、本当ですよ。ご答弁お願いします。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今山本議員さんから再質問をいただきました。私も梅野さんの今までの功績に対して心から敬意を表しているものでございます。思い入れとしまして、やはり本当に砥部焼が今あるのは、梅野さんのおかげではないかと思えます。私も小学校5年生の頃に澤田さんという方が伊台を出てこられたり、そして工藤さんがみえられたり、そういう若手の方を教育されて、そして今の工芸品への道を歩まれました。昔は花入れが専門と言いますか、非常に多かつたわけですけど、それが今、食器関係の雑器が非常に増えてまいりました。それも時代の波に合った品物の育成を図った、これは梅野さんのおかげだというふうに認識をしております。そしてまた、窯業団地にいたしましても梅野さんが少しずつ土地を買って、そして、ここへ窯業団地を造りたいということで、ほぼ買った値段で町に提供していただいたということも伺っております。決して梅野さんをおろそかにするということにはございませんし、私の心の中にもちゃんと梅野さんという像はあります。そういうことで、これからもこの窯業試験場の問題につきましても精一杯私も努力して、砥部に残していきたいというふうに思います。県の方からもとりあえず5年くらいは大丈夫だということを聞いておりますが、「それじゃあ5年後は無くなるんですか。」と言うと、「いや、そういうことではない。」ということをおっしゃっております。我々も砥部の地場産業を守るために、一所懸命陳情して、そして普通の姿で、出入りができ、焼物の業者さんがそこ

で勉強できる場所をきちっとしていきたいというふうに思います。これからもまた、皆さんにもご支援をいただいて、窯業試験場を砥部に残すということに努力をしていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（井上洋一） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 山本議員さんの再質問に対して答弁させていただきます。幼保一元化を本気でやるのか、やる気があるのかどうかというふうなことでお叱りいただいたわけですが、確かに本町が策定いたしました行政改革のプランの計画からはかなり遅れておるといのが実態ではございますけれども。先日も、関係する職員、民生こども課と教育委員会の職員が、岡山県の真庭市の方で認定こども園を、実際に運営しておるといことで視察に行つてまいりました。町長の答弁の中にもございましたようにいくつかの問題点等も出ておるわけでございますけれども、そういったこともクリアしていきながら、前向きにさらに検討してまいりたいといことでございますし、所管がどこかといようなお話しもございましたけれども、最初に申し上げましたように、民生こども課と教育委員会とが共通認識のもとで、この問題に取り組んでおるといことでございますので、機構改革等がありましても、お互いのそれぞれの立場並びに考え方といのはひとつの共通した考えで臨んでおるといふうにご理解をいただいたらと思ひます。また、国の方におきましてもこの問題につきましてはかなり計画より遅れておるといふうなことで、今後普及のための財政的な支援を検討しておるといふうなことも聞いておりますし、文部科学省あるいは厚生労働省の方も、両省のそれぞれの垣根を低くしていこうといふうなことで、話し合ひもなされておるといふうに聞いておりますので、そういった動向も見ながらさらに検討をさせていただきたいといふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（井上洋一） 16番、山本典男君。

○16番（山本典男） この問題、何度も質問したりするやうな話しではないんで、まず、ものを実行するためには、まず決断とそして気持ち、これが大事だといふうに思ひます。先程三谷先生が言ひましたやうに、村上霽月の話しじゃないですが、碑じゃないですが、「万人は一人のため、一人は万人のため」そういう気持ちで、そういういろんなことを当たつたら、まあいろんなことが解決してくるんじゃないかと。先ほどの農協前にありました碑も、あの農協の人も、実際に書いてあるけど、読んでいる人はおらんのじゃないかとそういうふうに、その時思つたわけでありますが。とにかくやる時には一番そういう気持ちが大事ではないかといふうに思ひますのでよろしくお願ひします。これで質問を終わります。

○議長（井上洋一） 最終バッターであります、熱弁をされた山本典男君の質問を終わります。10名の議員から建設的な質問がなされました。町長、教育長を始め、各担当課長、真摯な答弁をされました。砥部町は発展していくものだと期待をいたしております。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 3時47分 散会

平成20年第3回定例会（第2日） 会議録

招集年月日	平成20年9月5日			
招集場所	砥部町議会議事堂			
開 会	平成20年9月5日 午前9時30分 議長宣告			
応招議員	1 番 山口元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 井上洋一 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 大野和博 13 番 中島博志 14 番 田室博志 15 番 平岡文男 16 番 山本典男 17 番 玉井啓補 18 番 三谷喜好			
不応招議員	なし			
出席議員	出席議員は、応招議員の18名			
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 収入役 総務課長 企画課長 税務課長 民生こども課長 健康づくり課長 生涯学習課長 商工観光課長 建設課長 水道課長	中村 剛志 佐川 秀紀 明賀 徹 上岡 洋一 武智 充吉 正岡 修平 相原 宜紀 大野 哲郎 相田由紀夫 萬代 喜正 辻 充則	副町長 教育長 広田支所長 監理財政課長 住民サービス課長 生きがい推進課長 学校教育課長 環境保全課長 農林課長 下水道課長	柳田 穂 佐野 弘明 丸本 正和 松下 行吉 藤田 正純 大西 潤 松村 昇二 日浦 昭二 西崎 悟 東岡 秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫			
傍聴者	0人			

平成20年第3回砥部町議会定例会議事日程 第2日

- 日程第1 報告第5号 専決処分第4号の報告について（調停の申立てについて）
- 日程第2 報告第6号 専決処分第5号の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第3 報告第7号 平成19年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第4 議案第48号 砥部第5号砥部中央幹線管渠敷設工事（3工区）請負契約の変更契約の締結について
- 日程第5 議案第49号 砥部町国民健康保険診療所条例の制定について
- 日程第6 議案第50号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第7 議案第51号 砥部町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
- 日程第8 議案第52号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第53号 砥部町課設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第54号 砥部町教科書選定委員会条例の一部改正について
- 日程第11 議案第55号 砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第56号 平成20年度砥部町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第57号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第58号 平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 1 5 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 1 6 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度砥部町公共下水道特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 1 7 認定第 1 号 平成 1 9 年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 2 号 平成 1 9 年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第 1 9 認定第 3 号 平成 1 9 年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 2 0 認定第 4 号 平成 1 9 年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第 2 1 認定第 5 号 平成 1 9 年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 2 2 認定第 6 号 平成 1 9 年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 2 3 認定第 7 号 平成 1 9 年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第 2 4 認定第 8 号 平成 1 9 年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 2 5 認定第 9 号 平成 1 9 年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 2 6 認定第 1 0 号 平成 1 9 年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 2 7 認定第 1 1 号 平成 1 9 年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第 2 8 認定第 1 2 号 平成 1 9 年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 2 9 認定第 1 3 号 平成 1 9 年度砥部町水道事業会計決算認定について

日程第30 認定第14号 平成19年度中予広域水道企業団水道用水供給事業会
計決算認定について

・散 会

平成20年第3回砥部町議会定例会

平成20年9月5日(金)

午前9時30分開会

○議長(井上洋一) これから、本日の会議を開きます。

日程第1 報告第5号 専決処分第4号の承認について
(報告、質疑)

○議長(井上洋一) 日程第1報告第5号専決処分第4号の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。萬代建設課長。

○建設課長(萬代喜正) それでは報告第5号専決処分第4号の報告についてご説明をいたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。それでは別紙の専決処分書を見ていただけたらと思います。

専決処分の内容といたしまして、砥部町若者定住促進住宅藤ノ瀬団地第105号の建物の明渡しと未払家賃等の支払請求に關しての調停の申立てでございます。相手方、久田貴志。住所、総津396番地。申立ての趣旨といたしまして、相手方に対し、砥部町若者定住促進住宅藤ノ瀬団地第105号の建物の明渡しと未払家賃等21万1,050円の支払いを求める。なお、月額家賃は1万5千円でございます。申立ての理由といたしまして、久田貴志に係る平成19年5月23日入居からの砥部町若者定住促進住宅藤ノ瀬団地第105号家賃と共益費が再三の催促にもかかわらず納入されないため、法的解決を図ったものでございます。管轄裁判所といたしましては、松山簡易裁判所でございます。これにつきましては、7月7日に話し合いをし、調停成立をしております。調停の内容といたしましては、建物からの退去については賃貸借契約を7月7日合意解除し、平成20年9月30日までに退去する。猶予期間をしております。家賃については未払家賃等21万1,050円から敷金3万円を控除した残金18万1,050円を支払う。その他といたしまして、明渡した後、部屋に残した動産につきましてはその所有権を放棄し、砥部町が処分するということには異議はないという調停をいたしましたので報告いたします。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(井上洋一) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。以上で報告第5号を終わります。

日程第2 報告第6号 専決処分第5号の承認について

(報告、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第2報告第6号専決処分第5号の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 報告第6号専決処分第5号の報告についてご説明申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。

次のページをご覧ください。専決第5号、専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分する。平成20年7月22日。砥部町長中村剛志。交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて。和解により砥部町の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。1、損害賠償額51万3,911円。2、相手方。氏名は酒井良子さん。住所は松山市東方町甲2346番地52。3、事故の概要につきましては、平成20年4月17日午前10時20分頃、松山市大橋町14番地先において、この場所はおきまして、砥部町公用車が酒井良子さん運転の原付と接触し、破損及び負傷させたものであります。

以上で、専決処分第5号の報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。以上で報告第6号を終わります。

日程第3 報告第7号 平成19年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率について

(報告、質疑)

○議長（井上洋一） 日程第3報告第7号平成19年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。本件について、報告を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 報告第7号平成19年度砥部町の健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付けて報告する。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。

初めてのこととなりますので、この判断比率等のことにつきまして、若干説明を加えさせていただきます。お手元の方に資料として、新財政健全化法と健全化判断指標

についてという冊子、2枚裏表印刷の冊子がございますので、ご覧になっていただきたらと思います。それではまず1に書いておりますように、新しい財政健全化法ということで、従来の地方財政再建促進特別措置法に代わるものでございまして、昨年成立しておりますが、21年の4月1日から施行ということになります。なお、従来の地方財政再建促進特別措置法は平成21年3月末で廃止となります。従来の仕組みとの違いについてはこの2番のところに書いてありますが、大まかに分けると4つの項目、再建の仕組みとして早期の健全化判断をして、まあイエローカードの段階で健全化に取り組むような指導が入っておるとということ等でございます。後はご覧になっていただきたらと思います。それから、この法律では3番にありますように、4つの指標で健全化度を判断いたします。まず1つは実質赤字比率でございます。これは普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合でございます。通常であれば実質収支、決算書の実質収支を見ていただきますと、その赤字であるか黒字であるかというのが判断できます。それから連結実質赤字比率でございますか、全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合でございます。3番目実質公債費比率、これは昨年、一昨年くらいから使っておる数値でございますけれども、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合、それから将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合でございます。2ページをご覧ください。もう1つの判断指標としまして、公営企業は経営健全化判断比率として、資金不足額で判断するというようになっております。これらの指標の対象とする会計でございますが、4ページをご覧ください。砥部町の場合はここに挙げております、真ん中に一般会計、とべの館特別会計ずっと書き上げておりますが、これらの会計、一部事務組合、第三セクターこれらが砥部町と密接に関わりのあるものでございます。実質赤字については普通会計で判断されます。連結実質赤字については砥部町のすべての会計、これが対象になります。公債費負担比率は一部事務組合まで対象といたします。将来負担比率については第三セクターの所まで対象にして、その判断をしていくということになります。それから資金不足比率というのを先ほど申しましたけれども、公営企業にあたる部分が砥部町では農業集落排水特別会計、公共下水道特別会計、水道事業会計となりますので、この3つの会計につきましては資金不足比率で判断いたします。2ページに戻っていただきたいんですけれども、それではこの判断の基準でございますが、真ん中の表にしておりますけれども、実質赤字、連結実質赤字、実質公債費比率、将来負担比率と表にしております。それで、注意書きの所、※の書いた所をご覧ください。市町村の早期健全化基準は、財政規模に応じて異なります。砥部町の場合、実質赤字比率が15%、連結実質赤字比率が20%でございます。実質公債費比率は25%、将来負担比率は350%となっております。それから、財政再生基準でございますが、これは早期健全化基準からさらに悪化した場合の基準でございますが、砥部町の場合は実質赤字で20%、連結実質赤字比率で、経過措置がございまして現状ですと、ここ30%と書いておりますが、40%でございます。実質公債費比率が35%、将来負担比率に

については、財政再生基準は設けられておりません。それから資金不足比率については3ページの方をご覧になっていただきたいんですが、20%ということになります。そして議会や監査委員との関係でございますが、ここに3つ掲げてございますが、(1)にございますように、各指標の数値は、監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、公表しなければならないとなっております。こういうことで毎年報告をさせていただくこととなります。(2)と(3)は省略させていただきます。それから6番目としてこの財政健全化法の適用を受けるとどのようになるかと言いますと、まず早期健全化団体ということで、早期健全化基準を超えることとなりますと、財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行っていくこととなります。それからさらに悪化して、財政再生団体となりますと、財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むこととなります。このようになりますと、総務大臣の許可が得られなければ地方債の起債ができなくなります。また、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなるというような状況になる場合がございます。

それでは報告書の方に戻っていただきたいんですが、19年度決算に基づきます砥部町のこれらの、判断比率でございますが、ここにありますように実質赤字比率は黒字でございますので該当がございません。連結実質赤字も黒字でございますので、赤字はございませんので該当はございません。実質公債比率は13.3%でございます。将来負担比率でございますが32.6%。それから2番目の公営企業の資金不足比率でございますが、これらもすべて剰余金が出ておりますので該当するものはございません。それで監査委員さんの意見も付けてございますが、特に指摘する事項はないということで意見をいただいております。以上のとおりご報告申し上げます。

○議長(井上洋一) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番、土居美智子君。

○4番(土居美智子) 私たちがあまり聞き慣れないのは資金不足比率という言葉かなと思うんですけど、ちょっと私もよく分からないんですけど、この資金不足という計算式と言いますか、これらの説明が、流動負債とかいう言葉とか建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高、この2つをプラスしたのから流動資産の翌年度に繰越される支出の財源充当額と解消可能資金不足額、まあこれは仮の名前なんだそうですけれども、そういうものを足したり引いたりしながらこの資金額というのをどうもやっていくみたいなんですけれども、ここらをもう少し説明願えたらと思うんですが。

○議長(井上洋一) 松下監理財政課長。

○監理財政課長(松下行吉) 土居美智子議員のご質問ですが、資金不足比率のことについてでございますが、官庁会計、公共下水道特別会計と農業集落排水特別会計は官庁会計をいれております。いわゆる、今、お手元にあるような決算書を見ていただいたら分かるんですけど、従来の決算の状態ですね、こういう方式をとっておりますので、実質収支を見ていただきますと、これがプラスであるかマイナスであるかで判断できます。あと、水道会計の方は公営企業会計、企業会計方式をとっておりま

すので、この決算書の中の貸借対照表、その中の流動資産の計、それから流動負債の合計を引いた額、つまり現金ですね、現金で残っておる部分、それが資金不足として判断されるものでございまして、これも水道の場合ですと、4億5,193万6千円の剰余金が出ておるということですので、不足がないわけですから、率も出ないというようなことで、該当がないということでございます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。以上で報告第7号を終わります。



日程第4 議案第48号 砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事（3工区）請負契約
の変更契約の締結について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 日程第4議案第48号砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事（3工区）請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第48号砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事（3工区）請負契約の変更契約の締結についてをご説明申し上げます。次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。

1、契約の目的。砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事（3工区）。2、変更契約金額1億3,586万7千円。今回変更による増額75万6,150円。契約の相手方、愛媛県宇和島市寄松甲154番地。株式会社浅田組、代表取締役浅田春雄。変更の理由でございますが、推進工事で発生をいたします泥水処理につきましては、泥水を固化処理いたしまして、1週間程度脱水させた後に、一般残土処分する計画でございましたが、固化処理した土を乾燥させるための仮置きする場所の確保が困難なことから、汚泥吸引車による直接搬出の汚泥処分に変更したためでございます。提案理由、砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事（3工区）請負契約の変更契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） ただ今、補正が必要な理由を述べられましたが、あれ、課長、元来入札の折に、いわゆる、掘った砂が産業廃棄物になるか、あるいは普通の埋立に使えるかということは入札の折に、既にもう、どちらになってもいいというあれで、入札されとんじやないんですか。あれ、うたってなかったんですか。将来は、置き場も砥部町が構えますよということなんですか。

○議長（井上洋一） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。当初、設計にあたりましては、ご承知のように一番経済的で効率的な手法を選択することになっております。今回、一番経済的な工法といたしましては、発生する泥水を薬品を注入して固化するという方法が一番経済的であるということ。そしてそれを一般残土として処分するという設計で計上させていただいておったわけです。今回、その固化した土を乾燥する土地が確保できないというようなことで、いわゆる先ほど申し上げましたように、汚泥吸引車による直接搬出、汚泥処分ということで、産業廃棄物に、今回一般残土から産業廃棄物に変わったということで、その処分費用を今回精算をして増額させていただくというものでございます。

○議長（井上洋一） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 課長、よその町村のあれを見ても、最初からそれはどちらを選択して、もし産廃になってもいい値段で入札を執行されとるようなもんですが。私の思い違いかもしれませんが。ここで補正組むというのはどうも何か引っかかるように思います。ですから、今まで入札された方は、将来それが産廃になってもいいという価格でやっとするはずでございますが、改めてお尋ねします。町長、これ、私の言いよることがぎょうさんの的を外れとるでしょうかね。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今、三谷喜好議員さんの方から処理の方法についていろいろご意見いただいております。この件については私の方も再度課長と打ち合わせをいたしますが、今、課長の方の判断しているのが、私どもの判断でございます。

○議長（井上洋一） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。今回は、工事内容の変更につきましては、請負者と町の監督において協議を行いまして対応するようにいたしております。今回の変更内容につきましては、まず産業廃棄物扱いにならない建設発生土処分から、今回、産業廃棄物扱いとなる汚泥処分の変更ということでございます。先ほども申し上げましたように、設計にあたりましては、当初は固化処理として一般残土処理という設計を計上させていただいたものを、産業廃棄物の汚泥処分というふうに変更をさせていただくものでございます。

○議長（井上洋一） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） じゃあ、今後も恐らくそういう工事が続けられると思いますが、やっぱりそういう方法で、設計はこうだよと。それで出てきて都合が悪かったら町がみますよという方法でやるんですか。それとも、もう最初からこれをうたって、これがどちらになっても、産業廃棄物になった場合は業者のあなた持ちですよという設計をお考えとるんか。これ大事なことですからね、町長さん。いかがでございましょうか。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今、三谷議員さんのご発言に対してお答えさせていただきます。やはり設計というのは、基本であると思います。従って、幅広くですね、ここ

まではなつたところでみなさいというのは一つ無理があるんじゃないかと思います。そういうことで基本的にはやはり設計に沿って入札をいただき、それで決定をするというのが私は正しい方向ではないかなと思います。

○議長（井上洋一） 他にありませんか。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 今、熱心に三谷議員が変更契約に質問いたしましたが、この浅田組。これに関連して、この間も議運です、ちょっと話しが出ました。砥部としては浅田組には2工区、3工区と2つ続けて工事を出しとると思います。議運以外のメンバーから誰かこれ出るのかなと思って、ちょっと見よつたんですが、誰も出ないと。非常にこの浅田組は皆さんもご存知のように、宇和島の結婚式で愛媛県の議長を前代未聞で、ビール瓶で殴つたと。これは見た人もおるとは思いますけど、全国的にテレビでも放映しました。そういう会社に過去、これ今も継続して、9月いっぱい、工期で3工区もやっていますけど、やはり入札禁止は県も松山市も5カ月したと。この間、その議運でお聞きした時には砥部町もそういう計画で工事が終わつたらしますという監理財政課長の説明をいただいたんですが。議運以外のメンバーの人はこういうことは全然知らないと思います。私はやはりもう少し厳しい態度で入札に臨むべきではないかと思っております。監理財政課長、もう1回説明をお願いしたいと思います。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 栗林議員のご発言に対してお答えいたします。砥部町も10月からとかいうのではなしに、既に浅田組は指名停止にいたしております。同じく5カ月だつたと思いますが。来年1月までの指名停止をいたしております。ただ、現在進行しておる工事につきましては、その指名停止以前の契約でございますので、そのまま続けていただくという考えでございます。以上です。

○議長（井上洋一） 9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） そしたら課長、この間の議運の後、議運の時はまだ指名停止に入ってなかつたんでしょ。もうやつとつたん。議運の時、もうやつとつたん。そういうニュアンスは入ってなかつたと思うんやけど。まあ、そうやつとんやつたらいいんですけど。あの、今工事しよって、それからいつやつたか分からんけど、それをやつた。5カ月間ですよと。その間に続いてまた、それが切れた後です、続いてまた入札がある場合があるでしょ。仮に5カ月が済んで、6カ月目か7カ月目に入札があると。そこでまた入ってくると。それではちょっと、やっぱりね、砥部としては2工区、3工区今までしてもろとるでしょ。だからそういう例もまた起きてくる場合もあるんですよ。だから、私としてはやっぱり1年間くらいはそういう猶予があつていいんじゃないかと思うんですけど。じゃないと、やはりその工事が、3工区が終わつた。次の4工区がその5カ月間にあるかないか分からん、5工区も消えた後、すぐでてくるかも分からん。そのためにはやはり1年間くらいのそういう指名停止の猶予もあつていいんじゃないかと思うんですけど。そこらへんもう1回説明していただきたいと思つています。

○議長（井上洋一） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 栗林議員の再度のご質問ですが、この5カ月間については確かに浅田組は指名をいたしません。しかし、その指名停止期間が切れましてはその時に該当する工事があった場合には、指名と言いますか、入札参加業者としては認めます。ただ、入札の告示、いついつ入札を行うからという告示をいたしますが、その告示の時にですね、指名停止状態であれば当然申し込みはできません。そういうことで、まず、その期間中の工事については応札はできないというふうにご理解いただいたらと思います。後は、期間の問題なんですけど、これも闇雲に長くとるべきものでもない、その状況に応じて期間を定めると言いますか、内規的な我々の取り扱いもごございますので、5カ月としておるわけです。ちなみに、県ですかね、県、松山市等も5カ月ということで、これらに足並みを、歩調を揃えたという形になっておりますので、これ以上の指名停止というのは、過重な、ちょっと長すぎる期間になるのではないかというような判断でございます。後、指名停止の件につきましては我々のホームページの方に指名停止をしておる業者さんと期間、これを載せておりますので、どなたでもご覧になれますからご覧になっていただいたらと思います。以上です。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 今の関連なんですけど、確かに指名停止が何カ月と、それが切れた後の入札の応募であればそれを許可をしないという方法はないんだろうと思うんですけど、そんな時に、総合評価方式であれば、そのマイナス点が付くとか、会社に対する評価っていうものについては、多少なりともペナルティがあってもいいんじゃないかと思うんですけど、そこらあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（井上洋一） ちょっと、話が議案とずれてきましたので、そのこと自体がどうこう言うんじゃないんですけど。議案はこの契約変更の締結についてでございますので、全協等でご相談するというところでよろしいですか。そのようにとりはからせていただきます。この議案第48号について、ご質問、質疑ございませんか。1番、山口元之君。

○1番（山口元之） ちょっと確認しておきます。今、町長さんが、工事は基本計画に沿った工事をしていくと言われましたね。間違いないでしょうか。

○議長（井上洋一） 中村町長。

○町長（中村剛志） 入札の件でございますが、設計したものに沿って入札をしていただくと、そういうことでございます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第48号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第48号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月12日の本会議でお願いします。

~~~~~

**日程第5 議案第49号 砥部町国民健康保険診療所条例の制定について**  
**(説明、質疑、厚生常任委員会付託)**

○議長（井上洋一） 日程第5議案第49号砥部町国民健康保険診療所条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 議案第49号につきましてご説明申し上げます。砥部町国民健康保険診療所条例の制定について。砥部町国民健康保険診療所条例を次のように定める。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。

この条例は診療所の管理及び医科に係る業務を指定管理者に、平成21年4月1日から行わせるとするものでございまして、変更内容が多くなるため、全部を改正するものでございます。変更内容の主なものは、医科、つまり診療科目が、内科に係る業務及び診療所の管理を指定管理者に行わせようとするものでございます。医科に係る収入につきましては利用料金制度を採用しまして、指定管理者のものとしたします。また、医師住宅につきましては指定管理者に入居を条件としないため削除をしました。そして、歯科につきましては現行どおり委託といたしております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。1番、山口元之君。

○1番（山口元之） 今、この医師、お医者さんの住宅は条例に入れられないということですから、これはどういうふうな後の処置をするんでしょうか。それとですね、こういう処置をするのであれば、昨日も言いましたけれども、ここにでも交流センターを建てることも可能であった。ずっと長期的な計画をしているのであれば、それも含めて考えた計画を立てていかんと、さあそこにできた、次ここは壊すということで、その方向は聞いていませんから分かりませんが、要らなくなったというんは、条例をのけるということは、その住宅が要らなくなったと思うんですよ。そういう点、どういふふうな方向でいかれるんでしょうか。

○議長（井上洋一） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 山口議員さんのご質問にお答えをいたします。先程、私の方からご説明しました医師住宅につきましては、指定管理者に入居を条件としないということで、削除をしました。今後、指定管理者との話し合いにもなろうかと思いますが、指定管理者が使いたいということであれば、そういうことも考慮すべきことになろうかと思えます。この医師住宅につきましては、平成5年度に補助金を受けて建築をいたしております。木造住宅でございますので、10年を経過しておりますので、この目的外に使用する場合、許可を受ければ使用できるということでございます。この使用につきましては、また今後、皆様にご相談しながら、もし目的外で使用する場合にはご相談申し上げて、検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 1番、山口元之君。

○1番（山口元之） それであれば、どうするか決まるまでのける必要ないんじゃないですか。また入れないかんようになりますよ。同じような目的で使う場合には。そのところどなんんでしょうか。

○議長（井上洋一） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） 山口議員さんのご質問にお答えいたします。先程申し上げました指定管理者につきましては、近隣の方になるかと思っておりますので、医師につきましては住込みを必要としないであろうということで、今回削除をさせていただきました。前に、全員協議会で申し上げました、夜間とか祭日等の診療につきましても緊急の救急体制が整っておりますので、それを外しましたので、平日の診療時間での勤務ということにしておりますので、医師住宅としての機能は必要ないんではなかろうかということで、今回外しております。以上でございます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第49号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第49号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月12日の本会議でお願いいたします。

~~~~~  
日程第6 議案第50号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 日程第6議案第50号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第50号についてご説明申し上げます。議案第50号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。

提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律により、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬とされたため、提案するものでございます。改正の内容ですが、第1条で、砥部町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、第2条で砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条で砥部町特別職報酬等審議会条例の一部をそれぞれ改正するもので、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用するとしております。以上で説明を終わり

ます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第50号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よつて、議案第50号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月12日の本会議でお願ひします。



日程第7 議案第51号 砥部町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第7議案第51号砥部町認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第51号についてご説明いたします。議案第51号砥部町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について。砥部町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。

砥部町には現在、玉谷区、篠谷区、そして久保田区、岩谷区自治会の4団体の地縁団体の届出がございます。団体の代表者は認可地縁団体に係る印鑑の登録を受けることができる定められておりますが、この代表者以外の者で、登録資格を有する者を定める条文、これは現在のところ、民法の規定を準用しておりましたが、今回その規定を自治法で規定する改正を行いました。他の改正箇所につきましても、条文と文言等の整理になっております。附則で、この条例は平成20年12月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第51号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。議案第51号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月12日の本会議でお願ひします。

日程第8 議案第52号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(井上洋一) 日程第8議案第52号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) 議案第52号についてご説明いたします。議案第52号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。

提案理由ですが、砥部町行財政改革大綱に基づく行政組織の機構改革に伴い提案するものである。内容といたしましては、現在、給料表6級の給料表を使っておりますが、この内4級、5級、6級を使っております管理職を5級と6級に限定いたしまして、3級の係長職の額を広げ、3級と4級に振り分け、来年1月からの新体制に備えたいと考えております。なお、この条例の施行日は平成21年1月1日からとしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。4番、土居美智子君。

○4番(土居美智子) すみません。新旧対照表の中の新しい改正案の中で、4級の専門員というのがあるかと思うんですけど、この専門員とは大体どういう人、まあ言ったら専門的な何かの資格を持ってるとか、どういう意味か説明お願いします。

○議長(井上洋一) 明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) ただ今の、土居美智子議員さんのご質問にお答えいたします。新旧対照表の4級専門員という欄がございますが、特に専門的な資格とかを持っているという意味でここに書いているのではございません。係長職としてかなりの長い期間それを経験して、専門的な知識が3級の係長より秀でていたというような判断をした場合にこういう職で、4級に振り分けたいと考えております。以上です。

○議長(井上洋一) 4番、土居美智子君。

○4番(土居美智子) 私もちよっと、見てて悩みましたもんですから、ちよっと辞書を引きましたらこう書いておりました。国会の常任委員会に常設されている専門知識を持った職員というのを専門員という意味合いなんだそうです。だから専門的なことを何か持っていらっしゃるのかなと、まあそのように感じましたので質問しました。

○議長(井上洋一) 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第52号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(井上洋一) 異議なしと認めます。よって議案第52号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月12日の本会議でお願いします。

- 日程第 9 議案第 5 3 号 砥部町課設置条例の一部改正について
日程第 1 0 議案第 5 4 号 砥部町教科書選定委員会条例の一部改正について
日程第 1 1 議案第 5 5 号 砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正
について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長(井上洋一) 日程第 9 議案第 5 3 号から日程第 1 1 議案第 5 5 号までの行政組織の機構改革に関する 3 件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長(明賀徹) 議案第 5 3 号から議案第 5 5 号のご説明を申し上げます。始めに議案第 5 3 号砥部町課設置条例の一部改正について。砥部町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 2 0 年 9 月 5 日提出。砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、この改正につきましては、砥部町行財政改革大綱に基づきまして、行政組織の機構改革を行うため提案するものでございます。先般、6 月 3 日の全員協議会におきまして、概要をご説明させていただいておりますので、内容等十分ご承知のことと存じております。改正内容ですが、砥部町課設置条例の一部変更では、1 3 課を 7 課に統廃合いたしまして、課の名称を変更するものでございます。附則の第 2 条では、砥部町都市計画審議会条例、3 条で砥部町行財政改革推進委員会設置条例、第 4 条で砥部町総合計画審議会条例、第 5 条で砥部町環境基本条例、第 6 条におきまして砥部町下水道事業審議会設置条例の一部をそれぞれ改正しております。第 2 条から第 6 条までのいずれも課の名称を変更する改正内容になっております。改正後の条例につきましては、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行するとしております。

次に、議案第 5 4 号砥部町教科書選定委員会条例の一部改正について。砥部町教科書選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 2 0 年 9 月 5 日提出。砥部町長中村剛志。砥部町教科書選定委員会条例の一部を改正する条例。これにつきましては、提案理由が、砥部町行財政改革大綱に基づく、行政組織の機構改革に伴い提案するものでございます。改正内容は、学校教育課の名称を教育委員会事務局に改める内容になっております。附則につきましては、先程と同様、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行するとしております。

続きまして、議案第 5 5 号砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について。砥部町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 2 0 年 9 月 5 日提出。砥部町長中村剛志。提案理由、砥部町行財政改革大綱に基づく、行政組織の機構改革に伴い提案するものである。改正内容は、水道課の名称を生活環境課に改めるものでございます。附則、この条例は平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。

以上で、3 件の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。1 7 番、玉井啓補君。

○1 7 番(玉井啓補) 改正については異議はないんですが。この一番初めのところ

に、総務課を企画財政課、それから企画課を企画財政課。これ一緒にするわけですか。

○議長（井上洋一） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の玉井議員さんのご質問にお答えいたします。以前の全員協議会で、こういう資料をお出ししたと思うんですが。お持ちじゃないですか。この中にですね、現行の課をどういうふうに統廃合して、どの課にもっていくという説明をその時したと思うんですが。総務課、企画課、監理財政課の仕事の一部を組み合わせというか、持分配分をいたしまして、この3つを総務課と企画財政課という課に改めるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。1番、山口元之君。

○1番（山口元之） ちょっと確認です。52号の中で、専門員が4級で、課長、課長補佐が5級ということは、ここで課が減った6人の方が、

○議長（井上洋一） 発言中ですが、52号はもう終了しております。

○1番（山口元之） 一緒に確認で言いよります。

○議長（井上洋一） いえ、これは終わっております。53号から55号までの発言をお願いします。

○1番（山口元之） 分かりました。じゃあ聞きます。この後の7つの課ができて、後6つの課が無くなる、その時の課長の処遇はどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（井上洋一） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の山口議員さんのご質問にお答えいたします。当然、現在課長職に入っておる職員が24名ございます。10課になれば14名の課長はどうするんだというような質問だと思うんですが。課を統廃合した関係で、かなり1つの課が持つ事務量が多くなります。6級課長を置いた下にですね、担当課長、まあこれ仮称なんですけど、担当課長というような職名で、貼り付ける予定でおります。以上で終わります。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第53号から議案第55号までの行政組織の機構改革に関する3件については、総務文教常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって議案第53号から議案第55号までの行政組織の機構改革に関する3件については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月12日の本会議でお願いします。

ここで暫く休憩します。再開は午前10時45分の予定です。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

日程第12 議案第56号 平成20年度砥部町一般会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第57号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第1号）

日程第14 議案第58号 平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算
（第2号）

日程第15 議案第59号 平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第16 議案第60号 平成20年度砥部町公共下水道特別会計補正予算
（第1号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（井上洋一） 再開します。日程第12議案第56号から日程第16議案第60号までの平成20年度補正予算に関する5件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 今回から、補正予算について財政担当の方で、一括提案説明をさせていただくことになりましたので、あらかじめご了解いただけたらと思います。

では、まず一般会計補正予算の議案第56号をお願いいたします。20年度砥部町一般会計補正予算（第2号）でございます。議案第56号平成20年度砥部町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算補正でございます。歳入歳出それぞれ8,302万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億2,063万5千円とする。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。3ページの方をお願いいたします。歳出でございますが、2款総務費を3,793万7千円。3款民生費を228万8千円。4款衛生費を1,524万9千円。6款農林水産業費を200万3千円。7款商工費を162万8千円。8款土木費を1,671万5千円。10款教育費を720万9千円。合計8,302万9千円の追加補正をするものでございます。この財源につきましては2ページの方をご覧いただきたいんですが、地方交付税を7,241万4千円。県支出金を939万円。諸収入を122万5千円充てております。

次に、国民健康保険の補正予算の方をお願いいたします。議案第57号でございます。1ページをお願いいたします。議案第57号平成20年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条として、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ862万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,846万円とするものでございます。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。歳出でございますが、4款前期高齢者納付金等を16万1千円。5款老人保健拠出金を676万6千円。10款諸支出金を170万1千円。計862万8千円を追加補正いたします。この財源

は2ページにございますように、国庫支出金が250万9千円。療養給付費等交付金が96万4千円。県支出金が40万8千円。繰越金が474万7千円でございます。

続けて説明させていただきます。次に、老人保健特別会計の方でございます。議案第58号でございます。1ページをお願いいたします。議案第58号平成20年度砥部町の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,377万7千円とするものでございます。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。これは19年度に社会保険診療報酬支払基金から交付された事務費分の交付金を返還するもので、財源は一般会計からの繰入金を充てております。

続けさせていただきます。議案第59号をお願いいたします。平成20年度の介護保険事業特別会計の補正予算でございます。1ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。議案第59号平成20年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。第1条保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,546万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,057万7千円とする。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款の保険給付費は事業の組替えでございます。ここにあるとおり、項の増減はございません。5款基金積立金を1,783万2千円。7款諸支出金を1,762万9千円追加しまして、合計3,546万1千円を追加するものでございます。財源につきましては、2ページの歳入をご覧になっていただきたいんですが、支払基金交付金を264万2千円。財産収入を5万円。繰越金を3,276万9千円充当いたします。

最後に議案第60号をお願いいたします。公共下水道特別会計の補正予算(第1号)でございます。1ページをお願いいたします。議案第60号平成20年度砥部町の公共下水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,212万4千円とするものでございます。平成20年9月5日提出。砥部町長中村剛志。これは平成19年度に、18年度事業の消費税の還付を受けておりますが、51万5千円の返還が必要になったため、今回補正をするものでございまして、一般会計からの繰入金を財源にしております。

各会計の補正内容につきましては、お手元にお配りしております議案概要の7ページ以降にまとめて記載しております。また、委員会等で詳細についてはご審議をいただくと聞いておりますので私の方からの説明は以上とさせていただきます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。18番、三谷喜好君。

○18番(三谷喜好) これ、極めて自分の恥を申し上げるようで、お尋ねしにくいんですが、聞かなかつたら分かりませんので、お尋ねいたします。補正予算の9ペー

ジの農林県補助金の中に、木質ペレット利活用促進事業の補助金と出ておいでますが、これペレットを使っている方がおいでるんですか。それとも、製造の方が何人くらいおいでるか、ちょうどこういうふう石油の高騰しておる時期でございますので、特に興味がありましたもんですからお尋ねいたします。

○議長（井上洋一） 西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。議案第56号の12、13ページをご覧ください。6款2項2目の林業振興費で、補正額45万お願いしております。これは18節の備品購入費でございます。砥部町林間休憩施設こぶしの家へ設置するペレットストーブの購入費を今回お願いしております。この財源として、県の方から補助金が22万5千円、事業費の2分の1くるということでございます。砥部町内で使っております公共施設につきましては、砥部町研修の宿で、昨年度1台購入し設置をしております。なお、準公共施設として砥部町森林組合の事務所に1台設置をしております。民間はちょっと分かりません。以上でございます。

○議長（井上洋一） 18番、三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） こういう重油高騰の時期ですから、今後このペレットが活用されるし、注目されると思います。ストーブが、やっぱり普通のストーブではいけないかと思いますが、ここらあたりもいわゆるあんまり大きな温度を上げない、10℃前後くらいの温度ならペレットで利用できるんじゃないかというふうに思いますので、もし研究してこういうものを使いたいという農家がいれば、また特別のご配慮をいただけたらと思います。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 同じく、議案概要の中の9ページなんですけれども、商工費の中に陶街道事業のために162万8千円、これ陶街道の陶板と表示板を設置することになっておるんですけれども。実は、私もたまたま、まだまだ議員として浅い頃でしたけれども、子どもたちのために国道に、交通安全のための表示板をお願いしたのと、災害時における誘導灯を設置願えませんでしょうかと、まあ2回そういうふうな質問をしておる中で、誘導灯については1機が150万。高いなあという返事で、それはそのまま流されてしまったんですけれども、この162万というのが高いか安いかというのは私には判断できませんけれども、本来この表示をしなければならぬものなのか、命と引き換えた時にどういうことなのかと思ひまして質問しました。

○議長（井上洋一） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 土居議員さんのご質問にお答えをいたします。商工費の15節工事請負費162万8千円で、砥部陶街道表示板設置工事費ということで、予算を提案させていただいておりますけれども、これにつきましては国道379号線、観光センターから内子の中の間に、砥部陶街道というこの名称につきましては、皆さんまちづくりの中でこの名前を挙げて、まちづくりを進めるということで、表示板ということで、国道敷きの中に10箇所、町有地に2箇所、占用を出して表示をし、町

外の人、町内の人にも認知をますます高めていってまちづくりを進めたい、こういうことで表示としております。看板につきましては長さが1.2m、幅が0.36mの36cmということで、国道敷きに占用を出ささせていただいて表示し、またそれに基づきまして国道33号線と379陶街道ということで、今後まちづくりを進めていく上での表示板でございますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（井上洋一） 4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 国道が、33号線が4車線になりまして、観光センターの交差点の手前の所にもおそらくこの陶街道、これと同じものなのかは分かりませんが、陶街道の文字の入った表示板があるかとおもいます。ちょうど分岐点ですよ、379との別れ道なんですけれども。私が残念に思うのは、やはり今、大きな災害がですね、起こるのかなとって予測されておる時期にですね、160万を使われてそこまでなさるんであればですね、私は誘導灯の方を優先するとか、そういうものでいいんじゃないかなと。陶街道というのはいたる所におそらくこういう案内板というのは、それ以外のところにあるかなと思います。ただ、皆さんがそれはやっぱり砥部町のために、これから人を呼ぶために、まちおこしのために、この表示板をやりたいと、こうなされる気持ちが強いのであればですね、無理に反対するとは言いませんけれども。ただ、人の命が何なのか、安全安心とは何なのか、それを考えた時に、果たして陶街道が優先されるべきものなのかどうかと思って、少しだけ残念に思っております。以上です。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。9番、栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） ちょっと1点教えていただきたいんですが、17ページの文化会館費の中に、工事請負費で文化会館トイレの改修工事と、194万4千円と出ておるんですが。文化会館も5年か6年くらいでトイレも非常に、まあ男性のトイレしか行きませんから分からないんですが、座る方は1回も見てないので分かりませんが。まだ出来て5、6年だと思うんですけれども、194万4千円はどういう改修工事をするのか、ちょっと説明をしていただいたらと思います。

○議長（井上洋一） 大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲朗） ただ今の、栗林議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。文化会館なんですけれども、今回は、公共施設のトイレの洋式化ということで、何箇所かお願いをさせていただいております。その中で、文化会館については、既に洋式の便器がありますので、それにウォシュレットを付けるという、そういう工事でございます。台数につきましては、全部で19台でございます。実際には全部で35台便器がございますが、その内の洋式便器19台にウォシュレットを付けるという。ただ、電気の工事が特別に必要になりますので、若干費用がかかってございます。以上でお答えとさせていただきます。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 一般会計の13ページなんですけれども、児童福祉費の中で委託料、13節の委託料のところなんですけど、次世代育成支援の行動計画の調査と

いうのは、多分アンケートをとられるのかなと思っているんですけども、何通くらい大体出される予定でしょうか。

○議長（井上洋一） 正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 土居美智子議員のご質問にお答えいたします。次世代育成支援計画の業務の調査ですね、調査業務ですね。これにつきましては対象者ですけども、小学校の就学前の児童数、把握している現時点で、1,033名。それと小学生1,278名。この児童を対象に実施したいと思っております。実際の調査件数につきましては、その就学前児童、また小学生がいる世帯を対象ということですので、実際の調査表はこれより若干減るのではないかなと考えております。以上です。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第56号から議案第60号までの平成20年度補正予算に関する5件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第60号までの平成20年度補正予算に関する5件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、9月12日の本会議でお願いします。

~~~~~

- 日程第17 認定第1号 平成19年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第2号 平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第3号 平成19年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第4号 平成19年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第5号 平成19年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第6号 平成19年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第7号 平成19年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第8号 平成19年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第9号 平成19年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第26 認定第10号 平成19年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第11号 平成19年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第12号 平成19年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第13号 平成19年度砥部町水道事業会計決算認定について
- 日程第30 認定第14号 平成19年度中予広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定について

(説明、質疑、決算特別委員会付託)

○議長（井上洋一） 日程第17認定第1号から日程第30認定第14号までの平成19年度決算認定に関する14件を一括議題とします。本案について説明を求めます。佐川収入役。

○収入役（佐川秀紀） それでは平成19年度一般会計決算認定及び特別会計決算認定について、私の方から認定第1号から認定第13号までを一括説明させていただきます。決算認定につきましては、今年も決算特別委員会を設置していただき、ご審議していただけることになっておりますので、お手元に配布をいたしております議案概要をもとに説明をさせていただきますのでご了承ください。

それでは議案概要書の4ページをお開きください。認定第1号平成19年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入総額69億7,859万7千円。歳出総額64億4,870万8千円。実質収支額が5億2,588万9千円となっております。明許繰越として土木費の委託料を20年度へ400万円繰越をしております。歳入につきましては税源移譲によりまして、町税が大幅に増加しましたが、地方譲与税や地方消費税交付金などが減少をいたしております。また、行財政改革の一環として取り組みました使用料手数料の見直しにより、使用料、手数料が増えております。基金につきましても、19年度に財政調整基金へ3億5,164万7千円を積立て、19年度末の財政調整基金を9億5,936万2千円とすることができました。今後も、中学校の改築費用等、大幅な財政支出が見込まれておりますので、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、認定第2号平成19年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。まず事業勘定でございますが、歳入総額24億2,152万6千円。歳出総額23億87万7千円。実質収支額が1億2,064万9千円となっております。実質収支が対前年比で37.5%の増額となっておりますが、19年度国民健康保険財政調整基金を1億円取り崩しております。基金繰入額と18年度からの繰越金を控除したしました実質的な単年度収支はマイナスということになっております。次に直営診療施設勘定ですが、歳入総額1億2,706万3千

円。歳出総額1億2,395万9千円。実質収支額が310万4千円となっております。臨時的支出が増加したため、一般会計からの繰入金が18年度より516万5千円増加し、2,916万5千円となっております。以上で終わります。

続きまして、認定第3号平成19年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。歳入総額21億2,627万9千円。歳出総額21億5,338万3千円。実質収支額マイナスの2,710万4千円となっております。このことにつきましては、19年度は医療給付分の、国と支払基金からの概算払いが少なかったということをごさいます、実質収支額が赤字となっております。この赤字につきましては、20年度の繰上充用金で補てんをしております。以上で終わります。

続きまして、5ページの方へお進みください。認定第4号平成19年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。保険事業勘定についてですが、歳入総額15億3,771万9千円。歳出総額15億494万8千円。実質収支額が3,277万1千円となっております。19年度に介護保険事業運営基金へ3,505万1千円を積立てしております。19年度末残高が4,403万5千円となっております。続きまして、介護サービス事業勘定でございますが、歳入総額3,018万7千円。歳出総額3,018万7千円。実質収支額0でございます。居宅介護サービス利用延べ人数が3,303人となっております。以上で終わります。

続きまして、認定第5号平成19年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。歳入総額5,515万8千円。歳出総額4,616万4千円。実質収支額が899万4千円となっております。砥部動物園にとべの館を開設してございまして、町の観光PRに努めております。19年度は動物園の入場者数が増えたこと等により、売店収入が800万円増加をしております。以上で終わります。

次に、認定第6号平成19年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算について説明いたします。歳入総額5,598万6千円。歳出総額4,500万6千円。実質収支額1,098万円となっております。温泉利用者数が前年より5.7%増加をし、実質収支も47.3%の増となっております。以上で終わります。

次に、認定第7号平成19年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。歳入総額310万円。歳出総額299万8千円。実質収支額が10万2千円となっております。19年度は14人の方に対しまして給付をしております。その内の入学一時金給付者は5人でございます。なお、19年度末の基金の現在額は1,333万7千円となっております。以上で終わります。

次に、認定第8号平成19年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明いたします。歳入総額441万9千円。歳出総額234万円。実質収支額207万9千円となっております。この制度は旧広田村の住民の方を対象としてございまして、19年度の貸与実績は7名でございます。以上で終わります。

続きまして、認定第9号平成19年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。歳入総額2億7,149万1千円。歳出総額2億7,137万5千円。実質収支額11万6千円となっております。平成17、18年度の2



カ年で先行取得しました公共下水道の処理場用地を、公共下水道特別会計に売却をし、売却収入を財源にして町債の償還を行っております。この事業につきましては、21年度で完了をいたします。以上で終わります。

続きまして、認定第10号平成19年度砥部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。歳入総額8億1,302万6千円。歳出総額7億8,966万6千円。実質収支額609万9千円となっております。中央幹線管渠3工区から5工区で一般財源1,726万1千円を20年度に繰越をさせていただいております。以上で終わります。

続きまして、6ページの方へお進みください。認定第11号平成19年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。歳入総額2,106万1千円。歳出総額1,929万4千円。実質収支額が176万7千円となっております。この事業につきましては、玉谷、総津地区の施設維持管理費で、19年度は総津地区整備事業の最終年度でございまして、施設の機能調整工事を行っております。以上で終わります。

次に、認定第12号平成19年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。歳入総額1億5,384万6千円。歳出総額1億661万8千円。実質収支額4,722万8千円となっております。実質収支につきましては18年度より1,169万7千円の減少でございしますが、事業収入につきましては、18年度と同額程度で推移をしております。歳出で消費税の支払い、積立金、浄化槽会計システムの構築委託等2,600万円が増加したため、実質収支が減る結果となっておりますが、浄化槽特別会計につきましては健全な会計運営ができております。以上で終わります。

次に、認定第13号平成19年度砥部町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。収益的収入の収入総額が3億5,302万9千円。支出総額が3億3,358万8千円。資本的収入の収入額が510万円。支出が2億4,654万7千円。資本的収入が支出に不足している額2億4,144万7千円につきましては、資本的収支調整額215万8千円、減債積立金取崩し額1千万円。建設改良積立金取崩し額600万円。過年度分損益勘定留保資金2億2,328万9千円で補てんをいたしております。なお、水道事業会計につきましては、19年度の損益計算書では当年度の純利益が1,699万9千円でございまして、健全財政で運営ができています。

以上説明をいたしました、一般会計、11の特別会計、水道事業会計ともに19年度の決算におきましては、健全な財政運営ができていっていると思っておりますが、今後も、いろいろな財政支出が予定されておりますので、近年の厳しい財政事情を踏まえ今後とも行財政の効率的な運営により、なお一層の経費の節減に努め、最小の経費で最大の効果が上げられますよう努力していきたいと考えております。以上で19年度の決算認定の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（井上洋一） 上岡企画課長。

○企画課長（上岡洋一） 認定第14号平成19年度中予広域水道企業団水道用水供

給事業会計決算認定についてのご説明をさせていただきます。ここで、提案の根拠としている地方自治法施行令第5条第3項について説明をさせていただきます。一部事務組合である中予広域水道企業団は水道用水供給事業中止を受け、関係する5市町において解散及び財産処分の議決を経て、県知事に解散届けを提出しました。事務組合の解散に伴う決算については事務を引き継いだ構成団体の長において、これを監査委員の審査に付しその意見を付けて、議会の認定に付さなければならないと既定されており、今回提出させていただくものでございます。それでは、議案概要書6ページをお願いいたします。資本的収入6億8,157万7千円。資本的支出は6億8,162万9千円で、資本的収入の主なものは国からのダム負担金返還金6億8,153万4千円。資本的支出の主なものは、国県の補助金返還金8,475万4千円と、構成団体出資金等返還金5億9,678万円であります。以上で認定第14号平成19年度中予広域水道企業団水道用水供給事業会計決算の説明とさせていただきます。ご審議の上認定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（井上洋一）　ここで決算審査の報告を山本監査委員が行います。山本監査委員。

○監査委員（山本典男）　決算審査のご報告を申し上げます。町長から審査に付されました、平成19年度砥部町の一般会計、各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算及び定額資金運用基金運用状況調書について、大西容介監査委員とともに、去る7月22日、23日、24日の3日間、審査を実施しました。審査にあたっては、歳入歳出決算書と関係帳簿、証書類の照合確認を行い、各担当課長より予算執行の状況、事務事業の実績等の説明を求め、予算執行状況の適否について審査しました。審査の結果、各会計の決算は、いずれも計数的には正確であり、適性妥当であると認められました。また、定額資金運用基金運用状況については、目的に沿って適正かつ効率的に運用され、正確であると認められました。しかし、普通会計の財政指標では公債比率、経常収支比率とも数値に改善がみられるものの、標準値より高い数値であり、依然、財政の弾力性、硬直化が見うけられます。また、公共下水道の事業開始により、特別会計の起債が膨らんでいることから、行財政改革を一段と進め、財政運営にあたっては、なお一層の効率的、効果的な展開を図られたい。

水道企業会計においては、第7次拡張事業等で借り入れた企業債の償還費用負担が増加すると共に、大口利用者の節水による収益が減少傾向にあり、引き続き経営の合理化に努力するとともに、渇水に備え、新たな水源の確保について調査研究に努められたい。また、広田地区の簡易水道の有収率の向上に努められたい。

次に、3月末をもって解散した中予広域水道企業団の決算について7月22日に審査を行いました。19年度は構成市町の持ち分による財産処分が主で適正に処理され正確であると認められました。

なお、その他の詳細につきましては、審査意見書により、ご了承をいただきたいと思います。これで、審査の報告を終わります。

○議長（井上洋一）　これから質疑を行います。質疑はありますか。18番、三谷

喜好君。

○18番（三谷喜好） 山本委員が監査されとることですから、信頼はしておりますけれども、それ以外に外的な要件としてこれほど冷え込んで参りますと、来年度の町税の落込みというものは、財政課が考えておる以上に落ち込むと思います。そこでお尋ねしたいのは、町税のいわゆる不納欠損額が1,696万。そして、収入未済額が1億6千万で7.1%もあります。まず第1点の、今日じゃなくて、決算のおりに言っていたきたいのは、いわゆる何人の方、名前はいいですから不納欠損額が生じたか。収入未済額はこれも該当する人数。最後に監査委員の方から指摘がございました、愛媛地方税の滞納整理機構に依頼することに一定の成果が上がっていると書いております。今後も成果を期待しておりますが、一定のというのはどの程度の成果が上がったのか、今分かればいいですよ、分からなければその時でいいです。

○議長（井上洋一） 武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。今、ちょっと資料を持っておりませんので、後ほどの決算特別委員会の席で報告したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

ここで、暫く休憩をいたします。この休憩時間を利用して全員協議会を開催いたします。

午前11時33分 休憩

午後 0時 3分 再開

○議長（井上洋一） 再開します。おはかりします。認定第1号から認定第14号までの平成19年度決算認定に関する14件については、委員会条例第6条の規定により、監査委員を除く、17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第14号までの14件については、17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。委員会の審査報告は、12月定例会において、委員長よりお願いします。

おはかりします。ただいま、設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、山口元之君、政岡洋三郎君、西岡章一君、土居美智子君、中村茂君、西村良彰君、井上洋一君、樋口泰幸君、栗林政伸君、土居英昭君、宮内光久君、大野和博君、中島博志君、田室博志君、平岡文男君、玉井啓補君、三谷喜好君。以上、17人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました17の方を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。ここで、暫く休憩します。休憩時間を利用して決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後 0時 5分 休憩

午後 0時 6分 再開

○議長（井上洋一） 再開します。互選結果の報告をします。休憩中に決算特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。決算特別委員会委員長に中島博志君、副委員長に土居美智子君が互選された旨の報告がありました。今後、ご協力のほどよろしくお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 0時 7分 散会

平成20年第3回定例会（第3日） 会議録

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 招集年月日                             | 平成20年9月12日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |
| 招集場所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |
| 開 会                               | 平成20年9月12日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |
| 応招議員                              | 1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一<br>4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰<br>7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博<br>13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男<br>16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |
| 不応招議員                             | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 出席議員                              | 出席議員は、応招議員の18名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 欠席議員                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長                      中村 剛志                      副町長                      柳田 稜<br>収入役                      佐川 秀紀                      教育長                      佐野 弘明<br>総務課長                      明賀 徹                      広田支所長                      丸本 正和<br>企画課長                      上岡 洋一                      監理財政課長                      松下 行吉<br>税務課長                      武智 充吉                      住民サービス課長                      藤田 正純<br>民生こども課長                      正岡 修平                      生きがい推進課長                      大西 潤<br>健康づくり課長                      相原 宜紀                      学校教育課長                      松村 昇二<br>生涯学習課長                      大野 哲郎                      環境保全課長                      日浦 昭二<br>商工観光課長                      相田由紀夫                      農林課長                      西崎 悟<br>建設課長                      萬代 喜正                      下水道課長                      東岡 秀樹<br>水道課長                      辻 充則 |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局長 原 田 公 夫                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 傍聴者                               | 0人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |  |

平成20年第3回砥部町議会定例会議事日程 第3日

- 日程第1 議案第48号 砥部第5号砥部中央幹線管渠敷設工事(3工区)請負契約の変更契約の締結について
- 日程第2 議案第49号 砥部町国民健康保険診療所条例の制定について
- 日程第3 議案第50号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第4 議案第51号 砥部町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
- 日程第5 議案第52号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第53号 砥部町課設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第54号 砥部町教科書選定委員会条例の一部改正について
- 日程第8 議案第55号 砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第56号 平成20年度砥部町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第57号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第58号 平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第59号 平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第60号 平成20年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 同意第1号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 請願第2号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する請願について

- 日程第16 請願第3号 「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出  
を求める請願について
- 日程第17 請願第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全  
化に関する請願について
- 日程第18 陳情第1号 非核平和行政についての要請について
- 日程第19 陳情第2号 「非核法」制定に関する要請について
- 追加日程第1 議案第61号 愛媛県市町総合事務組合格約の一部変更について
- 追加日程第2 議案第62号 愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更について
- 追加日程第3 発議第3号 砥部町議会委員会条例の一部改正について
- 追加日程第4 発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出につ  
いて
- 追加日程第5 発議第5号 森林整備の推進を求める意見書提出について

平成20年第3回砥部町議会定例会  
平成20年9月12日（金）  
午前9時30分開会

○議長（井上洋一） これから、本日の会議を開きます。



日程第1 議案第48号 砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事（3工区）請負  
契約の変更契約の締結について  
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第1議案第48号砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事（3工区）請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。9月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第48号について、審査の結果をご報告申し上げます。

砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事（3工区）請負契約の変更契約の締結については、汚泥の処理方法変更に伴い変更するものであります。適切な変更契約内容と認められます。議案第48号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において、設計の段階で予測できなかったものか、用地の確保について支援ができなかったのか、いろいろな意見が出されました。不測の事態ということで認めることとなりましたので、以上で委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第48号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号砥下第5号砥部中央幹線管渠敷設工事（3工区）請負契約の変更契約の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第2 議案第49号 砥部町国民健康保険診療所条例の制定について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第2議案第49号砥部町国民健康保険診療所条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。9月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第49号について、審査結果をご報告申し上げます。

議案第49号砥部町国民健康保険診療所条例の制定については、来年4月より内科について指定管理者制度を導入するため現条例を全部改正し、必要事項を定める条例を制定するものであります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中島博志君。

○13番（中島博志） 指定管理移行については、今後詳細についていろいろな意味で、検討協議されていくものと考えますが、2点ほどお聞きしたいと思います。まず1点目ですが、保育所や小学校の校医、これは規約の中で明記されていくものか、また特養ひろたにおいての嘱託医の管理者との、今後の中での協議として、条件として、町として提示ができるのかお聞かせ願いたいと思います。また、2点目ですが、指定管理者との契約期間は何年と考えるおられるのか。この2点についてお尋ねいたします。

○議長（井上洋一） 西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） この件については、担当課長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（井上洋一） 藤田住民サービス課長。

○住民サービス課長（藤田正純） ただ今の中島議員さんのご質問でございますが、委員長に代わりまして、お答えをさせていただきます。まず、小学校の学校医につきましても、ご案内のとおり広田地区唯一の医療機関でございますので、学校医としてお願いするようになろうかと思いますが、これにつきましては教育委員会の管轄でございますので、教育委員会の方でそのように決定される予定になろうかと思いますが、保育所の嘱託医につきましては町の方が決定いたしますが、今までどおりお願いする形になろうかと思いますが、次に、指定管理期間でございますが、まだ相手方も決まっておられませんので、今後の話し合いになろうかと思いますが、町としては5年間程度を考えております。

特養につきましては、特養の方が嘱託医として委嘱する形になろうかと思いますが、特養の方が決定をされますが、先ほども申し上げましたとおり、広田唯一の医療機関でございますので、お願いするようになろうかと思いますが、以上でございます。

○議長（井上洋一） 13番、中島博志君。

○13番（中島博志） ありがとうございます。いずれにしても、今後においてですね、協議内容については議会の方へ報告願えるものと思っております。厳しい財政の中で、非常に大変であろうかとは思われます。地域医療また命の安心のために、最善の努力をしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（井上洋一） 他にございませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第49号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号砥部町国民健康保険診療所条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第50号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第3議案第50号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） 9月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第50号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第50号は、地方自治法の一部を改正する法律により、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離し、「報酬」の名称を「議員報酬」と改正するもので、「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、及び、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、並びに、特別職報酬等審議会条例」の関係する引用条項及び用語整理をするものであります。

よって、議案第50号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第50号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第50号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第51号 砥部町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第4議案第51号砥部町認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。9月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第51号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第51号は、民法の規定が準用されていた地縁団体印鑑の登録資格を有する職務代行者等について、公益法人制度改革三法の施行により、民法の規定が削られ、新たに地方自治法で規定されたため、条文の整理を行うものであります。

よって、議案第51号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第51号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第51号砥部町認可地縁団体印鑑条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第52号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第5議案第52号砥部町職員の給与に関する条例の一部改

正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。9月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第52号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第52号は、行政組織の機構改革に伴い、職員の給与に関する条例の別表第3アの行政職給料表級別職務分類表の整理をするものであります。

よって、議案第52号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第52号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第52号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第6 議案第53号 砥部町課設置条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第6議案第53号砥部町課設置条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） 9月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第53号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第53号は、砥部町行財政改革大綱に基づく行政組織の機構改革を行い、現在の13課を7課にするため改正するもので、平成21年1月1日から施行するものであります。また、附則において条例中課名の変更が必要な都市計画審議会条例、行財政改革推進委員会設置条例、総合計画審議会条例、環境基本条例、下水道事業審議会設置条例の一部改正を行っています。

よって、議案第53号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第53号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第53号砥部町課設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第54号 砥部町教科書選定委員会条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第7議案第54号砥部町教科書選定委員会条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） 9月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第54号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第54号は、砥部町行財政改革大綱に基づく行政組織の機構改革に伴い、砥部町教科書選定委員会条例中、「学校教育課」が「教育委員会事務局」となるため、条文中の用語を改正するものであります。

よって、議案第54号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第54号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第54号砥部町教科書選定委員会条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第55号 砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第8議案第55号砥部町水道事業の設置に関する条例の一

部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） 9月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第55号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第55号は、砥部町行財政改革大綱に基づく行政組織の機構改革に伴い、砥部町水道事業の設置に関する条例中、「水道課」が「生活環境課」となるため条文中の用語を改正するものであります。

よって、議案第55号は、適正な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第55号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第55号砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第56号 平成20年度砥部町一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第57号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第58号 平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第59号 平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第60号 平成20年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第9議案第56号から日程第13議案第60号までの平成20年度補正予算に関する5件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。9月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました補正予算4件について、審査の結果をご報告申

し上げます。

始めに、議案第56号平成20年度砥部町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に所管する項目について民生費で、国民健康保険の高額療養費貸付金100万円、老人保健特別会計への繰出金11万4千円、次世代育成支援後期行動計画調査業務経費117万4千円の増額補正をしております。

次に、議案第57号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の事業勘定で、前期高齢者納付金16万1千円、老人保健医療費拠出金676万6千円、退職被保険者等への過年度保険税還付金10万円、国県の調整交付金返還金160万1千円を増額し、財源は国県支出金291万7千円、支払基金療養給付費等交付金96万4千円、繰越金474万7千円で調整しております。

次に、議案第58号平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）では支払基金の交付金返還金11万4千円の増額で、財源は一般会計からの繰入金を充当しています。

次に、議案第59号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）では、保険給付費で予算組み替えを行ったものと、基金積立金1,783万2千円、国庫負担金等返還金1,762万9千円の増額補正で、財源は支払基金交付金264万2千円、財産収入5万円、繰越金3,276万9千円を充当しています。

いずれも、必要経費の補正をするものであります。よって、補正予算4件については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。9月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第56号一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に所管する項目について、衛生費で美化センターの燃料費1,497万6千円、大洲・喜多衛生事務組合負担金17万3千円の増額を、農林水産業費でペレットストーブ購入費45万円、森林整備地域活動支援交付金154万6千円を、商工費で砥部陶街道標示板設置工事費162万8千円を、土木費で道路維持補修工事費1,170万円の増額、道路新設改良費委託料450万円、公共下水道特別会計繰出金51万5千円の増額補正をするものであります。

次に、議案第60号平成20年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、消費税及び地方消費税還付金返還金51万5千円の増額補正を行っており財源は一般会計よりの繰入金で賄っています。

いずれも適切な補正がなされており、議案第56号、60号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。9月5日の本会議におき

まして、総務文教常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第56号平成20年度砥部町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、総務費で機構改革に伴う課名看板や配線の変更、電算システムの設定変更など1,225万5千円、住民税徴収事務にかかる公的年金支払報告書の電子化環境整備経費542万2千円、税源移譲還付金1,802万3千円、法人町民税過誤納還付金197万7千円の増額を。教育費で、広田中学校閉校記念事業交付金215万円、文化会館、町総合公園、中央公民館内トイレの洋式化とウォシュレット設置工事費468万5千円、パイプテント骨組み購入費24万4千円、ブックスタート事業記念品購入費13万円を増額する補正となっております。歳入につきましては、県支出金939万円、地方交付税7,241万4千円、諸収入122万5千円を増額し、充当しています。

以上、議案第56号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第56号平成20年度砥部町一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第56号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第56号平成20年度砥部町一般会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第57号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第57号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第57号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第58号平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]



○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第58号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第58号平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第59号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第59号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第59号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第60号平成20年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

議案第60号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第60号平成20年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫く休憩します。休憩時間を利用して、議会運営委員会及び全員協議会を開催したいと思います。

休憩 午前10時 8分

再開 午前11時19分

~~~~~

日程第14 同意第1号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 再開します。

日程第14同意第1号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を

固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。平成20年9月12日提出。砥部町長中村剛志。

住所、伊予郡砥部町原町148番地。氏名、徳野重友。生年月日、昭和25年7月31日。提案理由、渡邊操委員は、平成20年7月7日をもって辞任したので、後任の委員を選任するため提案するものである。よろしくお願いします。

○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長(井上洋一) 討論なしと認めます。

同意第1号の採決を行います。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(井上洋一) 異議なしと認めます。よって、同意第1号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

~~~~~

日程第15 請願第2号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する請願について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 日程第15請願第2号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(平岡文男) ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託され継続審査となっていました請願第2号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する請願について、審査の結果をご報告申し上げます。

請願の趣旨については現在の林野行政の状況が述べられていますが、地球温暖化防止のための森林の多面的・公益的機能である森林吸収源対策の推進は住民の暮らしを守るため重要な役割を担っております。

よって、請願第2号は採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(井上洋一) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長(井上洋一) 討論なしと認めます。

請願第2号の採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、請願第2号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する請願については、採択とすることに決定しました。



日程第16 請願第3号 「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を  
求める請願について

（厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第16請願第3号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。西岡厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西岡章一） ご報告申し上げます。厚生常任委員会に付託され、継続審査となっておりました請願第3号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項については、現在、国において議論されていますので、引き続き、調査検討の必要があると思われま

よって、請願第3号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

請願第3号の採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、請願第3号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書」の提出を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。



日程第17 請願第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の  
健全化に関する請願について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（井上洋一） 日程第17請願第4号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託されました請願第4号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する請願について、審査の結果をご報告申し上げます。

請願第4号は請願第2号と同じ内容であります。よって、請願第4号は、請願第2号と同様、採択とすることに決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

請願第4号の採決を行います。請願第4号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、請願第4号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する請願については、採択とすることに決定しました。

~~~~~  
日程第18 陳情第1号 非核平和行政についての要請について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 日程第18陳情第1号非核平和行政についての要請についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号について、審査の結果をご報告申し上げます。

非核平和行政についての要請については、本町行政の権限、議会の権限事項に属さない国政レベルの問題であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（井上洋一） 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。

陳情第1号の採決を行います。陳情第1号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号非核平和行政につい

ての要請については、不採択とすることに決定しました。

日程第19 陳情第2号 「非核法」制定に関する要請について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 日程第19陳情第2号「非核法」制定に関する要請についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(樋口泰幸) ご報告申し上げます。総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号について、審査の結果をご報告申し上げます。

「非核法」制定に関する要請については、本町行政の権限、議会の権限事項に属さない国政レベルの問題であります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長(井上洋一) 報告が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(井上洋一) 討論なしと認めます。

陳情第2号の採決を行います。陳情第2号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(井上洋一) 異議なしと認めます。よって、陳情第2号「非核法」制定に関する要請については、不採択とすることに決定しました。

おはかりします。ただ今、中村町長から議案第61号及び議案第62号が、議会運営委員会から発議第3号が、総務文教常任委員会から発議第4号が、産業建設常任委員会から発議第5号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(井上洋一) 異議なしと認めます。よって、議案第61号、第62号及び発議第3号から発議第5号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第61号 愛媛県市町総合事務組合格約の一部変更について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長(井上洋一) 追加日程第1議案第61号愛媛県市町総合事務組合格約の一部変更についてを議題とします。本案について説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第61号愛媛県市町総合事務組合理約の一部変更についてご説明申し上げます。愛媛県市町総合事務組合理約の一部を改正する規約を次のように定める。平成20年9月12日提出。砥部町長中村剛志。

改正内容につきましては、後ろに付けております新旧対照表でご説明申し上げます。第6条第4項中、組合議員には報酬を支給しないものとする。という条文中「報酬」の部分を「議員報酬」という言葉に改める改正を行うものでございます。以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。なお、この規約につきましては愛媛県知事の許可のあった日から施行するとしております。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。議案第61号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第61号愛媛県市町総合事務組合理約の一部変更については可決されました。

~~~~~

## 追加日程第2 議案第62号 愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 追加日程第2議案第62号愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更についてを議題とします。本案について説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第62号のご説明を申し上げます。愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更について。愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約を次のように定める。平成20年9月12日提出。砥部町長中村剛志。

この改正につきましても、先ほどと同じ提案理由で改正を行うものでございます。それでは新旧対照表をご覧ください。第8条、「機構議員の報酬は支給しないものとする。」の文中「報酬」の語句を「議員報酬」に改める改正を行うものでございます。これにつきましても、規約は愛媛県知事の許可のあった日から施行するとしております。以上でご説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。議案第62号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、議案第62号愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更については可決されました。

~~~~~  
追加日程第3 発議第3号 砥部町議会委員会条例の一部改正について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 追加日程第3発議第3号砥部町議会委員会条例についてを議題とします。本案について説明を求めます。栗林議会運営委員長。

○議会運営委員長（栗林政伸） 発議第3号、砥部町議会委員会条例の一部改正について。砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成20年9月12日提出。砥部町議会議長井上洋一様。提出者、砥部町議会運営委員長栗林政伸。砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例。砥部町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第1号中「企画課、監理財政課、税務課、広田支所、会計室、学校教育課、生涯学習課」を「企画財政課、戸籍税務課、会計課、教育委員会事務局」に改め、同条第2号中「住民サービス課、民生こども課、生きがい推進課、健康づくり課」を「保険健康課、介護福祉課」に改め、同条第3号中「環境保全課、建設課、農林課、商工観光課、水道課、下水道課」を「生活環境課、産業建設課」に改める。詳しくは、新旧対照表を見ていただければなおすっきり分かります。附則、この条例は平成21年1月1日から施行する。提案理由、平成21年1月1日から行政組織の機構改革を行うことに伴い改正するものである。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。発議第3号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、発議第3号砥部町議会委員会条例の一部改正については可決されました。

~~~~~  
追加日程第4 発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 追加日程第4発議第4号新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出についてを議題とします。本案について説明を求めます。樋口総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（樋口泰幸） 発議第4号新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項

の規定により提出します。平成20年9月12日提出。砥部町議会議長井上洋一様。提出者、砥部町総務文教常任委員長樋口泰幸。提案理由、現行の過疎法は、平成22年3月末をもって失効することになり、今後も過疎地域が多面的・公共的機能を維持していくためには引き続き、同地域の振興を図ることが必要であり、新たな過疎対策法の制定が必要であるため、意見書を提出するものである。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、本町の広田地区においては、年少・生産年齢人口の減少傾向と高齢人口の増加があいまって、高齢化が急速に進んでいる。産業構造においては、長期にわたる農林業産物価格の低迷と後継者不足から農林業の前途は厳しいものがあり、商工業についても、人口の減少と消費購買力の流失から不振が続いている。こうした生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなど多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。よって新たな過疎対策法の制定を強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月12日、愛媛県伊予郡砥部町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。以上です。

○議長(井上洋一) 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(井上洋一) 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(井上洋一) 討論なしと認めます。発議第4号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]



○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、発議第4号新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出については可決されました。



追加日程第5 発議第5号 森林整備の推進を求める意見書提出について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（井上洋一） 追加日程第5発議第5号森林整備の推進を求める意見書提出についてを議題とします。本案について説明を求めます。平岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（平岡文男） 発議第5号森林整備の推進を求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。平成20年9月12日提出。砥部町議会議長井上洋一様 提出者、砥部町産業建設常任委員長平岡文男。提案理由でございますが、近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する需用が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。よって国に対し、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進はもとより、安全で安心できる住民の暮らしを守るために、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化などのさらなる推進を求めるため意見書を提出するものである。

意見書を朗読させていただきます。近年、地球温暖化問題が深刻化し、環境資源としての森林に対して強い期待が寄せられている中、林業を取り巻く環境の悪化により森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に直面している。

こうした事態に対応すべく、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備における公的機関の役割の強化、さらには、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要な課題となっている。

しかしながら、国有林野事業については、行政改革推進法による業務・組織の見直しが予定され、また、水源林造成事業等については、旧独立行政法人緑資源機構から独立行政法人森林総合研究所に承継させる措置が講じられたところである。

よって、国におかれては、今後の林政の展開に当たっては、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進はもとより、安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。1、森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等の税制上の措置により安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興や森林所有者の森林経営意欲の創出を図ること。2、森林・林業の担い手対策の拡充や効率的・安定的な木材供給体制の確保、さらには、間伐材を含む地域材の需要拡大対策を推進するなど、地域林業・木材産業の振興を図ること。3、水源林造成事業を含めた公的森林整備を促進するための組織体制の確保及び民間による森林整備が困難な地域における森林整備制度の創設を図ること。4、国有林野事業については、国民共有の財産である国有林

を適正に管理するとともに、その管理運営を通じ、地域における森林・林業の担い手育成や活性化への寄与を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年9月12日、愛媛県伊予郡砥部町議会。提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣。以上でございます。

○議長（井上洋一） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（井上洋一） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（井上洋一） 討論なしと認めます。発議第5号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、発議第5号森林整備の推進を求める意見書提出については可決されました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井上洋一） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には9月4日から今日までの9日間にわたり、終始熱心にご審議を賜り、全議案ご議決ご承認いただきましたことに心からお礼を申し上げます。また、会期中にいただきましたご意見、ご提案につきましては、これからの町政運営に反映できるよう、職員とともに努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、朝夕は涼しくなり、秋の訪れを感じますが、日中はまだまだ残暑厳しい日が続いております。議員の皆様にはくれぐれも、お体ご自愛いただき、ご健勝で活躍されますようお願い申し上げます。お礼の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上洋一） 以上をもちまして、平成20年第3回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時53分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員